

JFSA白書

平成20年度版



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

JFSA 白書の刊行にあたって

サブプライム問題に端を発した世界同時の金融経済不況は百年に一度の危機と言われていますが、わが国の貸金業もこれまで経験をしなかったような大激震の最中にあるといっても過言ではありません。とくに平成18年12月に公布された改正貸金業法は貸金業者に法令遵守態勢の確立を強く求める一方、3条施行、4条施行においては貸金業への参入条件の厳格化、上限金利の引下げ、貸出額規制の強化等が漸次図られることにより、貸金業者はもとより資金需要者に対しても多大のインパクトを与えることが予想されます。

日本貸金業協会はこの改正貸金業法に基づき、「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的として、平成19年12月19日に内閣総理大臣の認可を受けて設立されました。業界環境は誠に厳しく、また先行きの見通しも甚だ不透明ではありますが、本協会におきましては改正貸金業法が求める目的を実現するため、協会員が貸金業の運営に関し遵守すべき事項を『自主規制基本規則』として定め必要な支援と助言を行うと共に、監査の実施を通じてその実行・定着状況を把握する等、自主規制機関としての活動や、多重債務問題を解決するための苦情や相談の受け付け、金融に係る知識の普及啓発活動等、さまざまな活動に取り組んでいます。

また、貸金業の健全な発展に向けた必要な取り組みを検討する一助として、これまで貸金業マーケットの動向や市場規模の動態調査、資金需要者および貸金業者の現状や実態等、貸金業に関するさまざまな調査研究活動も実施してまいりましたが、この度これら調査研究活動の結果を中心に、これまで本協会が行ってきた活動をJFSA白書としてとりまとめ、刊行することといたしました。

本書が、貸金業界に対する皆様のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成21年3月

日本貸金業協会
会長 小杉 俊二

CONTENTS

はじめに

日本貸金業協会について

1 協会の概要／001

1 協会の設立	001
2 協会の目的	001
3 組織	001

2 協会の業務内容／004

1 自主規制基本規則の制定	004
2 苦情処理・相談対応	005
3 広告審査・法務相談	007
4 監査の実施	007
5 貸金業務取扱主任者研修・業務研修	008
6 行政協力事務	009
7 広報・啓発活動	010
8 調査研究活動	011

1章

貸金業界の現状

1 金融庁貸金業関係統計資料／013

1 貸金業者数の推移	013
2 貸付残高の推移	015
3 業態別貸付金利	018
4 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高	018
5 貸付金利別貸付残高	019
6 貸付残高規模別貸付残高	021
7 苦情、相談・照会件数	023

2 JFSA月次統計資料／024

1 協会員数の推移	024
2 協会員の構成	025
3 貸付残高の推移	026
4 成約率の推移	029
5 貸付種別月間契約数	030
6 店舗数の推移	032
7 苦情・相談受付の状況	034

2章

貸金業界を取り巻く環境・貸金業法改正について

1 業界の沿革／037

1 消費者金融業界	037
2 事業者金融業界	039
3 クレジットカード・信販業界	040

2 貸金業界を取り巻く環境／042

3 貸金業法改正の経緯／043

1 経緯	043
2 改正法の施行スケジュール	044

4 具体的な改正内容／045

1 1条改正（2007年1月20日施行）	045
2 2条改正（2007年12月19日施行）	045
3 3条改正（2009年6月までに施行予定）	049
4 4条改正（2010年6月までに施行予定）	051

3章

貸金業法3条・4条施行に関するアンケート調査結果について

1 アンケート調査概要／055

1 調査目的	055
2 調査手法	055
3 標本構成（集計・分析対象）	056
4 調査分析における留意事項	056

2 業務の状況について／057

1 貸付残高の状況	057
2 業態区分の状況	058

3 3条施行・4条施行の具体的内容について／059

1 3条施行・4条施行の内容に関する認知状況	059
2 改正内容の項目別認知状況	060

4 財産的基礎要件引上げについて／061

1 現状の純資産額について	061
2 今後の対応方針について	062
3 具体的に検討している対応方法	063

5 貸金業務取扱主任者資格試験制度について／064	
1 要配置人員数と受験予定者数見込み	064
2 開催地別見込受験者数	065
6 指定信用情報機関制度について／066	
1 加入の状況	066
2 利用の状況	068
3 対応予定	069
4 システム対応の状況	071
7 その他／074	

4章

貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査結果について

1 アンケート調査概要／077	
1 調査目的	077
2 調査手法	077
3 調査分析における留意事項	078
2 貸金業者の資金調達状況／079	
1 金融機関からの資金調達状況	079
2 今後の金融機関からの資金調達	081
3 貸金業者の損益状況／082	
1 営業損益	082
2 減益要因	083
4 利息返還請求の動向について／086	
1 利息返還請求に伴う利息返還額や関連コストの状況	086
2 利息返還請求者のプロフィール	087
3 完済者からの利息返還請求への対応策について	089
5 与信対象者の属性変化／091	
1 消費者向貸付の与信対象先の属性	091
2 事業者向貸付の与信対象先の属性	093
6 審査状況の変化／094	
1 初期審査の状況と今後の見通し	094
2 上限金利引下げの影響度	098
3 総量規制導入の影響度	102

7 本章のまとめ／103

- 1 金融機関からの資金調達状況…………… 103
- 2 損益変化とその要因…………… 103
- 3 利息返還請求の動向…………… 103
- 4 与信対象者の属性変化…………… 104
- 5 審査状況の変化…………… 104

5章

資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査結果について

1 アンケート調査概要／105

- 1 消費者向けアンケート調査…………… 105
- 2 経営者・個人事業主向けアンケート調査…………… 107
- 3 標本構成：職業・年商・事業形態・資本金…………… 108

2 消費者向けアンケート調査結果／109

- 1 申込み・利用の状況…………… 109
- 2 貸金業法改正の認知状況…………… 115
- 3 総量規制の影響…………… 120
- 4 セーフティネットの認知状況…………… 124
- 5 ヤミ金融被害の状況について…………… 126

3 経営者・個人事業主向けアンケート調査結果／131

- 1 申込み・利用の状況…………… 131
- 2 貸金業法改正の認知状況…………… 138
- 3 ヤミ金融被害の状況について…………… 141

4 本章のまとめ／145

- 1 消費者調査より…………… 145
- 2 経営者・個人事業主調査より…………… 147

はじめに 日本貸金業協会について

1 協会の概要

① 協会の設立

日本貸金業協会は、平成 18 年 12 月 20 日に公布され、平成 19 年 12 月 19 日から施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 115 号）の 2 条改正により、「貸金業の規制等に関する法律」（昭和 58 年法律第 32 号）の名称が「貸金業法」に改められたのと同時に、同法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき、内閣総理大臣の認可を受けて設立した法人（認可法人）である。

従前の貸金業協会は、貸金業の規制等に関する法律第 25 条により、貸金業者を協会員とする民法第 34 条に基づく法人（民法法人）である各都道府県の貸金業協会と、これを会員とする民法法人である全国貸金業協会連合会との二重構造をなしていたが、組織としてより一体的に機能させるため、これらを廃止し、全く新しい協会として日本貸金業協会は設立された。

新しい協会には協会員の監査・処分権が付与される等、従来の貸金業協会と比較し機能が強化され、自主規制機関としての役割を担うようになっている。

② 協会の目的

協会員が貸金業法及び関係法令を遵守するよう指導等を行うとともに、資金需要者等への適正な資金の供給、迅速な苦情解決、借入れ返済等に関する相談を行うための態勢を整備し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に努めることにより、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

③ 組織

① 総会

総会には毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する定時総会と、必要がある場合に随時開催する臨時総会があり、協会員の代表である代議員により決議が行われる。なお、代議員の総数は 200 名以内で、地区・業態を鑑みて選任されている。

総会では、毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項のほか、役員を選任及び解任に関する事項等が決議される。

② 理事会

理事会は、本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行うとともに業務の

執行を監督する協会において総会に次ぐ意思決定機関として設置されている。(ただし、自主規制に関する事項と業界活動に係る事項についてはそれぞれ「自主規制会議」と「貸金戦略会議」に一部権限が委譲されている。)

理事会では、予算・決算・会費等、定款に定めのある理事会専決事項の決議を行う他、下部組織である「自主規制会議」と「貸金戦略会議」の進行管理および協会運営全体に対する監督を行っている。

理事には、公益理事(5名)、会員理事(6

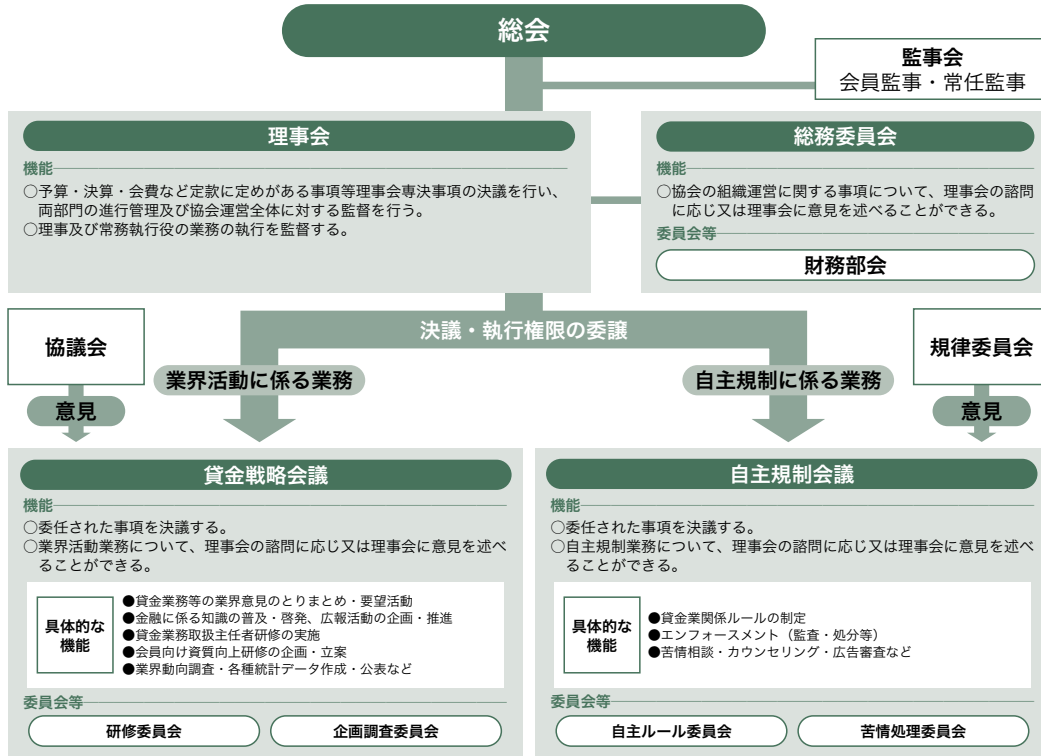
名)、常任理事(3名)があり、14名全員が理事会の構成員である。理事会メンバー14名のうち公益理事5名は業界関係者以外の有識者・学識者より選任されており、広く社会全般の声を協会運営に反映できる体制としている。(人数は平成20年12月末現在)

③主要会議体と事務局組織

協会の組織運営は理事会以下「総務委員会」「自主規制会議」「貸金戦略会議」の各会議体により構成され、各々所管下部組織の業務運営に関わる検討を行っている。

	主な機能	所管部署	業務内容
総務委員会	予算・会費他協会運営に係る業務	管理部	●協会の総務、人事、経理業務
		会員部(会員課)	●協会の加入・管理に関する業務 ●貸金業登録に関する(行政協力)業務
自主規制会議	自主規制に係る業務 (理事会より決議・執行権限の委譲)	コンプライアンス部	●自主規制基本規則、苦情・相談規則に関する業務 ●協会向け法務相談窓口の運営管理 ●広告審査に関する業務
		監査部	●協会に対する監査業務
貸金戦略会議	業界活動に係る業務 (理事会より決議・執行権限の委譲)	企画調査部	●貸金業に関する調査研究業務 ●白書・統計資料作成 ●消費者啓発活動及び金銭教育活動 ●対外広報活動に関する業務 ●貸金業関連法令の諸問題に係る調査研究及び建議要望
		会員部(研修課)	●貸金業務取扱主任者研修 ●協会向け業務研修の企画・実施

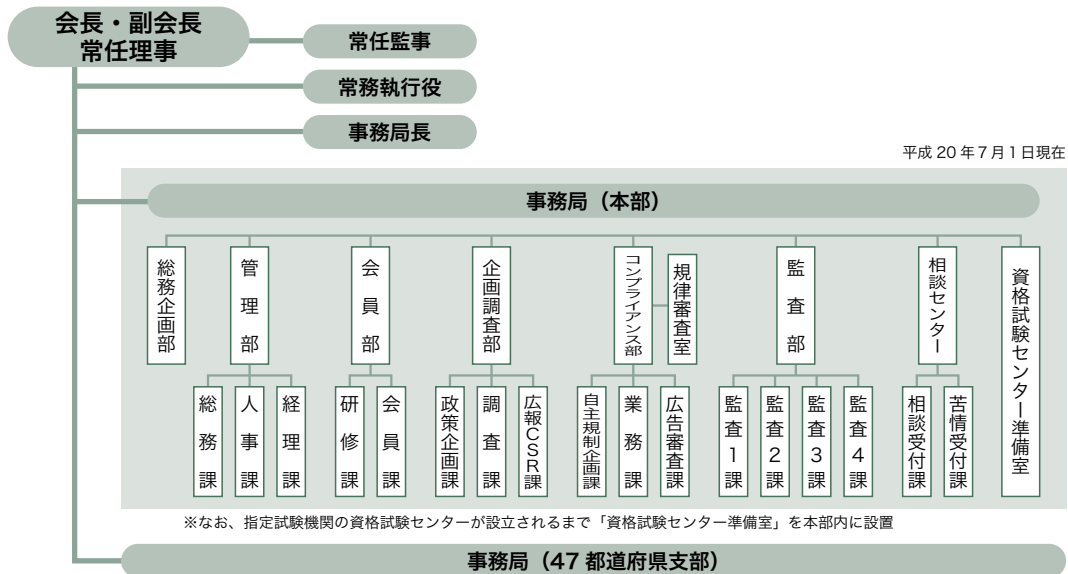
図表1 主要会議体の構成と機能



③事務局組織

事務局は前出の各部署の他、総務企画部、相談センター、資格試験センター準備室を加えた「本部」と、全国47都道府県に設置された「支部」から構成されている。

図表2 事務局組織



2 協会の業務内容

協会では、資金需要者の利益の保護、適正な資金供給、業界の健全な発展等、その設立目的を達成するためにさまざまな業務を行っている。

図3 協会の主な業務

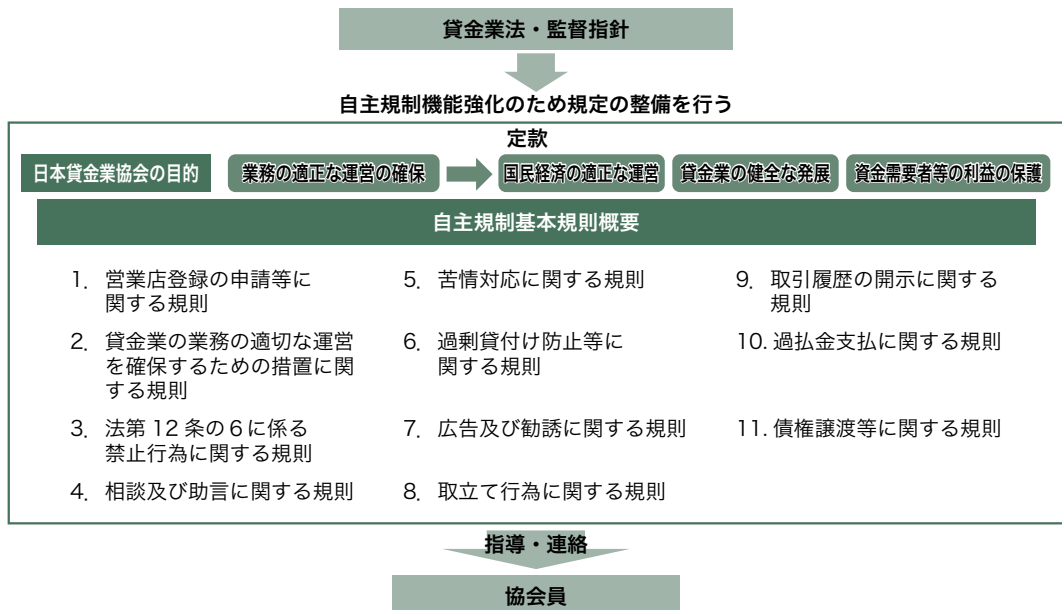
(1) 自主規制基本規則等の制定	(5) 貸金業務取扱主任者研修・業務研修
(2) 苦情処理・相談対応	(6) 行政協力事務
(3) 広告審査・法務相談	(7) 広報・啓発活動
(4) 監査の実施	(8) 調査研究活動

1 自主規制基本規則の制定

①業務の概要

貸金業法の規定や国会の附帯決議を踏まえ、協会独自の厳しい自主規制基本規則を制定し、協会員の指導を徹底している。

図表4 自主規制基本規則の概要



②自主規制基本規則の内容（要約）

1) 営業店登録の申請等に関する規則

一定の地域や場所では有人店舗・無人店舗の新たな設置は行わないなど、協会員が営業店を新たに設置する上での規則。既存の有人店舗・無人店舗についても適切な対応を求めている。

2) 貸金業の業務の適切な運営を確保するための設置に関する規則

経営管理や法令遵守態勢、顧客情報の安全管理措置、過剰貸付け防止など、協会員の貸金業業務の適切な運営を確保するために必要な社内態勢の整備に関する規則。

3) 法第12条の6に係る禁止行為に関する規則

貸金業の業務に関する禁止行為の規定に違反することなく、資金需要者が適切な判断を行える適正な説明を行うことを定める規則。

4) 相談及び助言に関する規則

資金需要者等が返済余力を超えた借入れをすることを防止し、また返済余力を超えた場合の家計健全化を支援するために、協会員が貸付けや返済に関する適切な相談や助言などができるように社内態勢整備に努めることを定める規則。

5) 苦情対応に関する規則

資金需要者等の苦情や問い合わせに対して協会員が適切に対応し、併せて業務を改善していくことにより、協会員と資金需要者等とのより良い関係を維持していくための態勢整備に関する規則。

6) 過剰貸付け防止等に関する規則

協会員が審査基準や審査結果の記録・保存、返済能力の調査、借入れの意思の確認など、さまざまな角度から過剰貸付けを防止するための社内規則の整備を定める規則。

7) 広告及び勧誘に関する規則

広告及び勧誘による情報が、資金需要者等による業者や商品選択に与える影響が大きいため、協会員の広告表現や啓発文言等について一定の基準を定める規則。

8) 取立て行為に関する規則

債権の取立てに際して、法に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動」に該当する恐れがないよう、取立て行為に関して定める規則。

9) 取引履歴の開示に関する規則

協会員が債務者等からの、自身の取引履歴の開示請求に誠実に対応し、また、開示にあたっては、請求者が顧客等本人であることの確認を十分かつ適切に行えるように、必要な手続き等を定める規則。

10) 過払金支払いに関する規則

多重債務者の家計再建支援などに努めるため、協会員が債務者等への過払金総額を通知し、債務者等が指定した口座への支払いを行うことができる等を定める規則。

11) 債権譲渡等に関する規則

協会員が債権を譲渡する場合には、債権回収会社や適切な第三者に譲渡が行われるように、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け・閲覧・謄写が適正に行われるための規則。

2 苦情処理・相談対応

①業務の概要

資金需要者等が気軽に利用できる苦情相

談受付窓口を開設し、公正・中立な立場か

ら貸金業に関わるさまざまな問題の解決を支援している。

1) 苦情処理

協会員が営む貸金業務への苦情を広く受け付け、相談に応じるもの。苦情に対し必要な助言を行うとともに、苦情に係る事情を調査し、対象となる協会員に内容を通知。必要に応じて、業務の是正や改善のための措置を求めている。

2) 相談受付 — 一般相談

「登録業者か確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金業者への対処法を教えて欲しい」などの相談を受け、適切な助言を実施している。

3) 相談受付 — 債務相談

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した

上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを実施。また、「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには生活再建支援なども実施している。

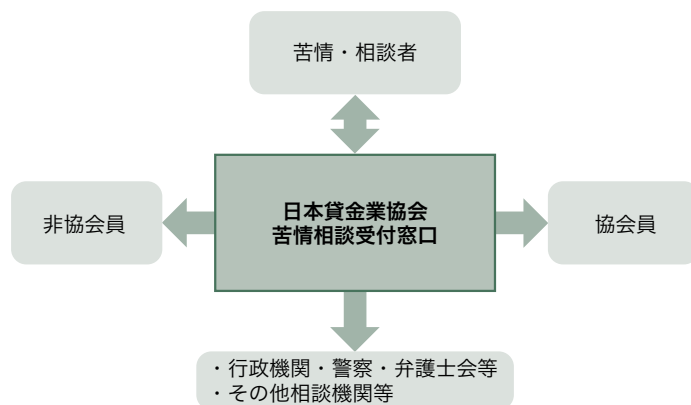
4) 貸付自粛制度

浪費癖などの理由により、資金需要者本人、または、当該者が所在不明であることが客観的な事実により証明される場合は親族から貸付自粛の申告を受け、協会は信用情報機関に登録を依頼し、多重債務者の発生防止に役立てている。

5) 協力の要請

協会員ではない貸金業者の違法行為などに対する苦情や相談にも対応。当該貸金業者へは改善・解決の要請を通達するとともに、相談者には必要な助言を行う。

図表5 苦情・相談業務の概要



②活動実績

実施項目	時期	概要
生活再建支援	H20.8～以降随時	<p>家計収支改善による生活の立て直しへの対処及び、買い物癖やギャンブル癖等により債務を抱えた相談者に対して行う心理カウンセリングをベースとした対処を実施している。</p> <p>カウンセリングには基礎訓練を修了した相談員（カウンセラー）が対応している。今年度の実績は下記の通り。（H20.12末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●面接者数：53人 ●面接回数：236回

(注) 苦情・相談受付の実績は P.34 参照

3 広告審査・法務相談

法令や自主規制基本規則を遵守した適切な広告を通じ、資金需要者等の利益の保護を図っている。

① 広告審査

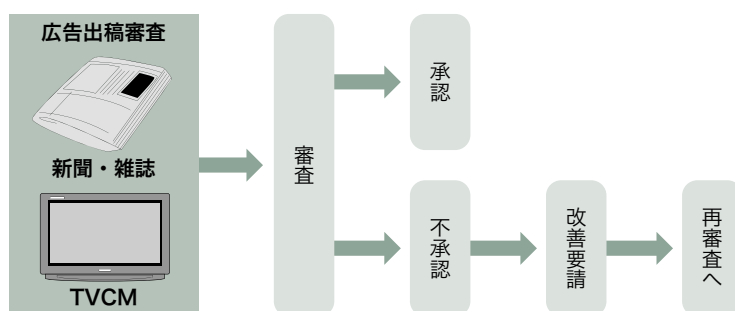
協会が行う、個人向け無担保・無保証貸付けの「テレビCM」「新聞広告」「雑誌広告」については、出稿事前審査を実施。また、事前審査対象外の広告については、必要に応じ適宜指導を行い、資金需要者等にとって、業者や商品選択のよりどころとなる広告が誤解を生まないよう、適切な表

記・表現での広告活動を支援・確立している。

② 法務相談

協会員を対象に、法務相談に応じ、問題解決の支援を実施。「自主規制基本規則や他の業務規定の解釈は?」「社内規則に定めるべき内容は?」といったケースにも対応。また、相談及び回答の内容を精査し、協会員の業務の参考のため、代表的事例を公表している。

図表6 広告出稿事前審査の概要



4 監査の実施

① 業務の概要

資金需要者等からの信頼を強固なものにするために協会員の法令・自主規制基本規則等の遵守状況等の調査を実施。

1) 一般監査

法令・自主規制基本規則等諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、協会が全般的な点検を実施。一般監査には、協会員から協会に提出される書類に基づいて行われる「書類監査」と、協会員の営業所等において行う「実地監査」がある。

2) 特別監査

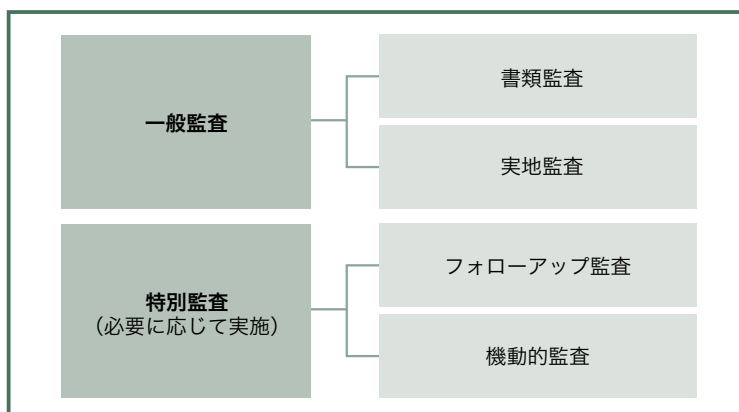
法令・自主規制基本規則等諸規則の遵守状況、内部管理体制の整備状況について、

特定の項目について点検するもの。協会の監査において認められた指導事項の改善状況を確認する「フォローアップ監査」と、監督官庁から要請された項目等について実態の調査を行う「機動的監査」がある。

3) 監督官庁との連携

適切かつ効率的な監査を行う観点から、監督官庁と密接な連携を図るため、「監督上の留意事項等」「年度監査計画に基づく監査対象協会員等」「監査結果及び協会員からの改善状況等」の各事項について、意見交換を実施している。

図表7 監査業務の概要



②活動実績

実施項目	時期	概要
平成19年度書類監査の実施	H 20.2～	全協会員に対し、「社内規則の策定や内部管理態勢の整備状況」を確認するため、経営管理から取立等の業務全般に至るまで合計220項目を書面により回答を求めた。
平成19年度書類監査に基づく協会の処分の実施	H 20.10.1 (公表)	実施した書類監査の結果に基づき、処分及び勧告を実施。(処分及び勧告数107件) 詳細は協会ホームページにて公表。
平成20年度実地監査の実施	H20.12～	全協会員から規模・業種に偏りがないよう対象会社を抽出し実地監査を実施。(29社程度)
平成20年度書類監査の実施	H21.2～	全協会員に対し、社内規則に基づく業務の実施状況について合計88項目を書面により回答を求めた。

5 貸金業務取扱主任者研修・業務研修

①業務の概要

業界の更なる健全化を図るため、法令上受講が必要な主任者研修や業務に関する知識を広く身につける業務研修を実施している。

1) 貸金業務取扱主任者研修

法令上受講が求められる「貸金業務取扱主任者研修」を、全国9ヵ所にて実施。テキストの制作・販売、受験の手続きや、

修了した際の行政庁への届出に関する手続きなどの案内も行っている。

2) 業務研修会・業務講習会

業務に必要な知識の習得を図る研修会や、業界動向に関する講演会を開催。講師には、業界内だけでなく大学教授や弁護士など学識者や有識者など外部からも広く招き、研修内容の公正性にも配慮している。

図表8 貸金業務取扱主任者研修・業務研修

法令上受講が必要な研修	
貸金業務取扱主任者研修A すでに所定の研修を受講済みの方、または更新の方を対象に、コンプライアンス編のみ受講後、理解度テストを行います。	貸金業務取扱主任者研修B 初めて受講する方を対象に、基礎編・実務編・コンプライアンス編の全てを受講後、試験を行います。
任意受講の研修	
業務研修会	業務講演会

②活動実績

実施項目	時期	概要
貸金業務取扱主任者研修の実施	H 20.4～H 21.2	全国9カ所で29回開催。 約5,800名が受講。
業務研修会の実施	H 21.1～H 21.2	全国10カ所で23回開催。 約9,000名が受講。

6 行政協力事務

貸金業の登録などの申請書類を財務局や各都道府県から委託を受けて受理している。

①行政協力事務

法令に基づく貸金業の登録申請・更新・変更などの書類受付事務について、財務局や各都道府県から委託を受け、業務処理を実施。行政協力事務に係る各種届出や報告書の受付けは、各都道府県ごとに設置された協会支部にて実施。また、提出書類の様式が法令で規定されている書式等については、必要に応じて販売も実施している。

②対応する主な行政協力事務

- ・貸金業登録申請書、変更・廃業等の届出書類の受付事務
- ・業務報告書、事業報告書の受付業務
- ・貸金業を開始または休止したときに要する届出書類の受付事務
- ・財産的基礎を有しなくなった時などに要する届出書類の受付事務
- ・その他、施行規則第26条の25に係る届出（第4号を除く）など23種類の行政協力事務を実施中。

7 広報・啓発活動

①業務の概要

国民経済の発展に貢献するため、協会内外に対しての広報活動や、金融知識の普及・啓発活動などを実施している。

1) 広報活動

貸金業界全体の社会的評価や信頼の向上を目指し、協会の活動全般についてのディスクローズを積極的かつ幅広く実施。また、協会員に対しても、毎月1日に発行する「JFSA news」などを通じて、活動内容や業法・業界関連情報、業務情報などを発信

し、協会員の一体感を醸成しながら、業務の適正化や業界の健全化に役立てている。

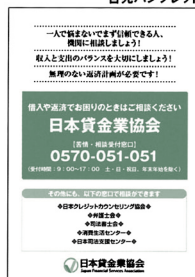
2) 啓発活動

多重債務の未然防止等の観点から、金銭・利息・貸金業や金融全般に関する基礎知識の普及・啓発活動を実施。さらに、ヤミ金融に代表される違法行為への注意喚起や、困った時のための苦情相談窓口の認知促進などにも努めている。

②活動実績

	実施項目	時期	概要
広報活動	協会ホームページの全面改訂	H20.9	消費者への情報提供を、よりわかりやすく行う為に実施。
	広報誌による取組み	毎月及び4半期毎	協会員に対し月刊誌「JFSA news」及び季刊誌「季刊JFSA」を発行し、業務の適正化に資する情報、業界関連情報等を発信する。※季刊誌は今期は2回発行（9月、3月）
	新聞広告等による取組み	夏季・年賀広告等	業界紙・関係諸団体の季刊誌等へ協会広告を掲載し、認知度向上等を図る。
	渉外活動による取組み	随時	プレスリリースの積極的な配信等により行政機関・関係諸団体・マスコミ等に対し、各種情報提供を実施。
消費者啓発活動	高校生向け教育教材等による取組み	H20.9～	ローン・キャッシングの基礎知識等について解説した教育教材を制作し、全国高等学校へ配布（約900校へ配布）
	ヤミ金融被害防止ポスター・リーフレットによる取組み	H20.12～	悪質業者の手口や被害の実例を掲載した、ポスター・リーフレットを制作・配布（ポスター7,500枚、リーフレット170,000部配布）
	金融知識小冊子による取組み	H20.7～	ローン・キャッシングの基礎知識等について解説した小冊子を制作・配布（成人式用130,000部、消費生活センター等50,000部配布）
	新聞広告等による取組み	毎週月曜日	新聞及びタウンページ等へ、多重債務防止及びヤミ金融被害防止を目的とした啓発広告の掲載（新聞広告年度計48回）
	出前講座等による取組み	随時	高等学校、大学、消費生活センター等からの要請に基づき、講師を派遣し多重債務防止や悪質業者等について出前講座を実施。（12回開催 560名程度参加）

啓発パンフレット



JFSA news



ポスター



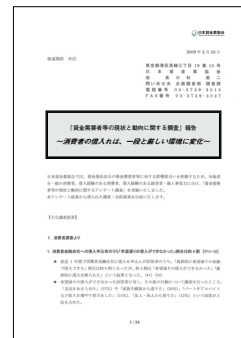
8 調査研究活動

①業務の概要

貸金業が国民経済に果たす役割を踏まえながら、その現状と動向などについて、適時調査・研究を実施、必要に応じた企画立案などを行っている。

②活動実績

実施項目	時期	概要
月次実態調査 (月次統計資料)	H20.7.1 (以後毎月公表)	貸金市場の現状と動向を把握することを目的に協会各社の協力を得て、残高規模動向等を月次で調査。結果は毎月協会ホームページで公表。 ※本白書第1章のコンテンツ
貸金業法3条・4条施行に関するアンケート調査	H20.7.1 (公表)	貸金業者の改正法への対応状況を把握し必要な対策を検討することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第3章のコンテンツ
貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査	H20.10.30 (公表)	貸金業界の現状、改正法の影響等を、業者の経営実態を通じて把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第4章のコンテンツ
資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査	H21.2.25 (公表)	改正法または業者の改正法対応が、資金需要者に与える影響等を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページで公表。 ※本白書第5章のコンテンツ
「JFSA白書」の作成・刊行	H20年度末	本白書。 上記各種調査結果等を取りまとめ、発行。 今後も毎年度末に発行を行う予定。
その他の調査	—	その他、協会運営や業界の健全な発展、資金需要者等の利益保護に資することを目的として各種調査を実施。



1章 貸金業界の現状

1 金融庁貸金業関係統計資料

1 貸金業者数の推移

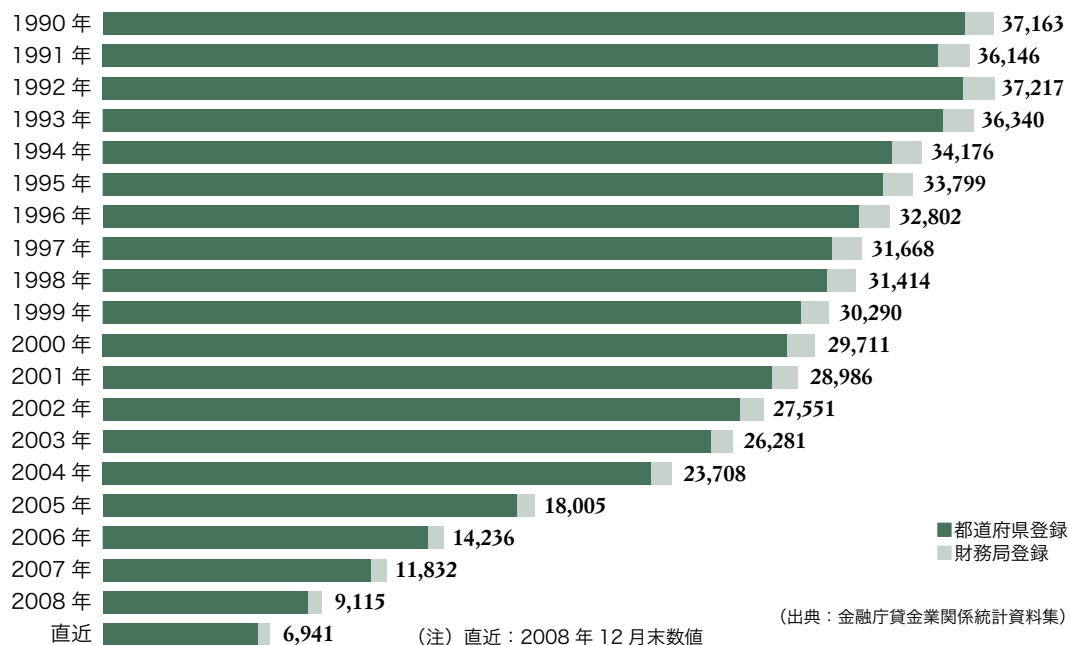
①業態別

貸金業者数は年々減少の一途を辿っている。2008年3月末時点における貸金業者数は9,115社である。なお、直近2008年12月末時点では6,941社。

図表1-1 貸金業者の長期的な推移（1990年～2008年）

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2008年 12月末
都道府県登録	35,934	34,841	35,879	35,034	32,900	32,526	31,521	30,400	30,186	29,095	28,543	27,896	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	6,441
財務局登録	1,229	1,305	1,338	1,306	1,276	1,273	1,281	1,268	1,228	1,195	1,168	1,090	1,000	929	839	762	702	664	580	500
合計	37,163	36,146	37,217	36,340	34,176	33,799	32,802	31,668	31,414	30,290	29,711	28,986	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,941

(注) 業者数は、いずれも各3月末の数値



②財務局、都道府県別

図表1-2 財務局、都道府県別貸金業者の推移（2008年12月末）

関東財務局		237	東北財務局		32	四国財務局		21
	東京都	1,620		宮城県	105		香川県	51
	神奈川県	194		岩手県	51		徳島県	44
	埼玉県	107		福島県	46		愛媛県	104
	千葉県	121		秋田県	27		高知県	66
	山梨県	33		青森県	51		小計	265
	栃木県	41		山形県	35	四国管内合計		286
	茨城県	68		小計	315	九州財務局		22
	群馬県	48	東北管内合計		347		熊本県	101
	新潟県	47	東海財務局		31		大分県	56
	長野県	42		愛知県	225		宮崎県	63
	小計	2,321		静岡県	113		鹿児島県	70
関東管内合計		2,558		三重県	76		小計	290
近畿財務局		78		岐阜県	48	九州管内合計		312
	大阪府	628	東海管内合計		493	福岡財務支局		28
	京都府	173		北陸財務局	11		福岡県	510
	兵庫県	269		富山県	45		佐賀県	28
	奈良県	55		石川県	43		長崎県	117
	和歌山県	63		福井県	41		小計	655
	滋賀県	44		小計	129	福岡管内合計		683
	小計	1,232	北陸管内合計		140	沖縄総合事務局		5
近畿管内合計		1,310	中国財務局		25		沖縄県	244
北海道財務局		10		広島県	104		小計	244
	北海道	224		山口県	70	沖縄管内合計		249
	小計	224		岡山県	101	財務局計		500
北海道管内合計		234		鳥取県	19	都道府県計		6,441
				島根県	10	総合計		6,941
				小計	304			
			中国管内合計		329			

(注) 計数は、今後異動することがある。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

2 貸付残高の推移

① 消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

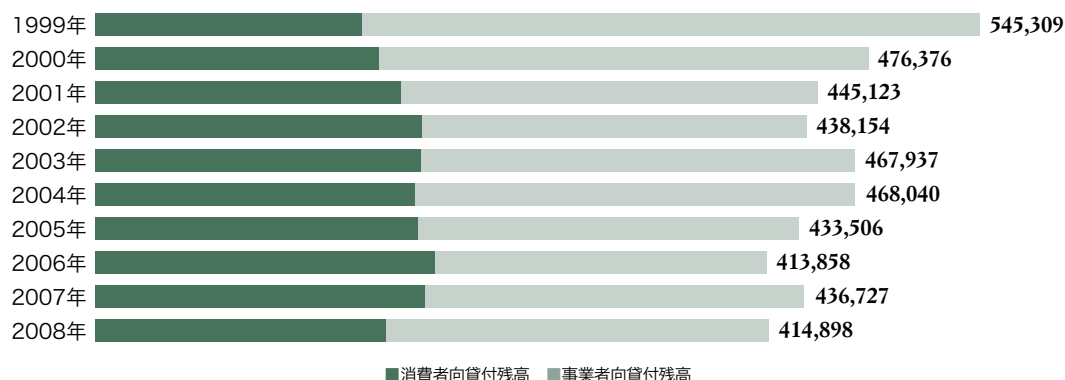
1999年以降「事業者向貸付残高」は減少しているが、「消費者向貸付残高」についてはほぼ横ばいである。

図表1-3 貸付残高の推移（1999年～2008年）

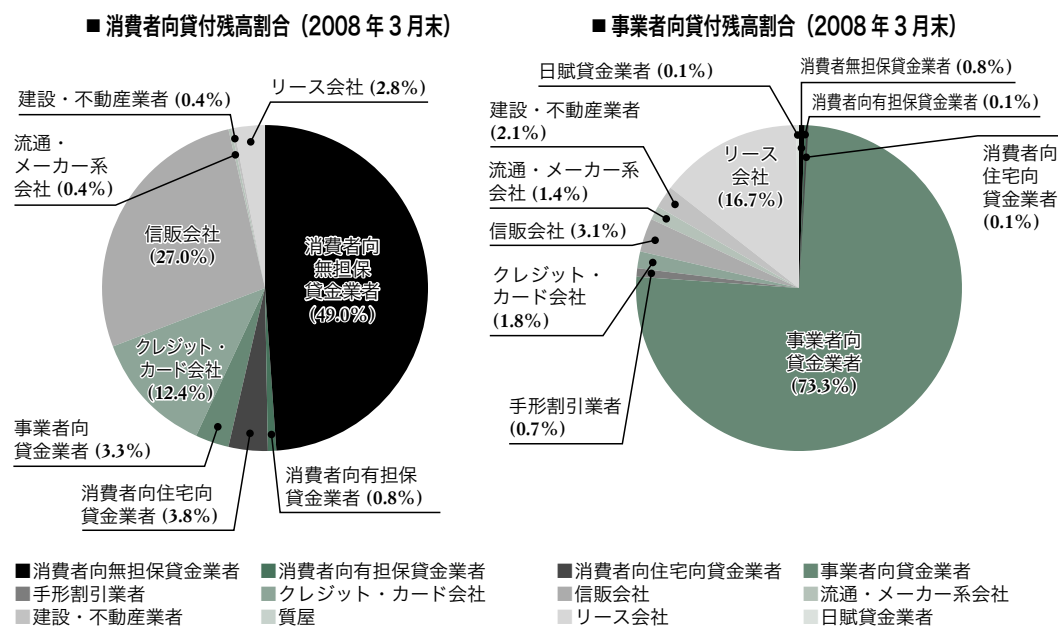
（各年3月末 単位：億円）

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
消費者向貸付残高	163,954	174,778	188,292	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191
事業者向貸付残高	381,354	301,598	256,831	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707
合計	545,309	476,376	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）



図表1-4 〈参考〉業態別貸付残高割合



②業態別の貸付残高

2008年3月末時点においては、消費者向貸付の約49%を「消費者向無担保貸金業者」が担っており、約27%を「信販会社」が担っている。事業者向貸付については、「事業者向貸付業者」が約74%を担っており、約17%を「リース会社」が担っている。

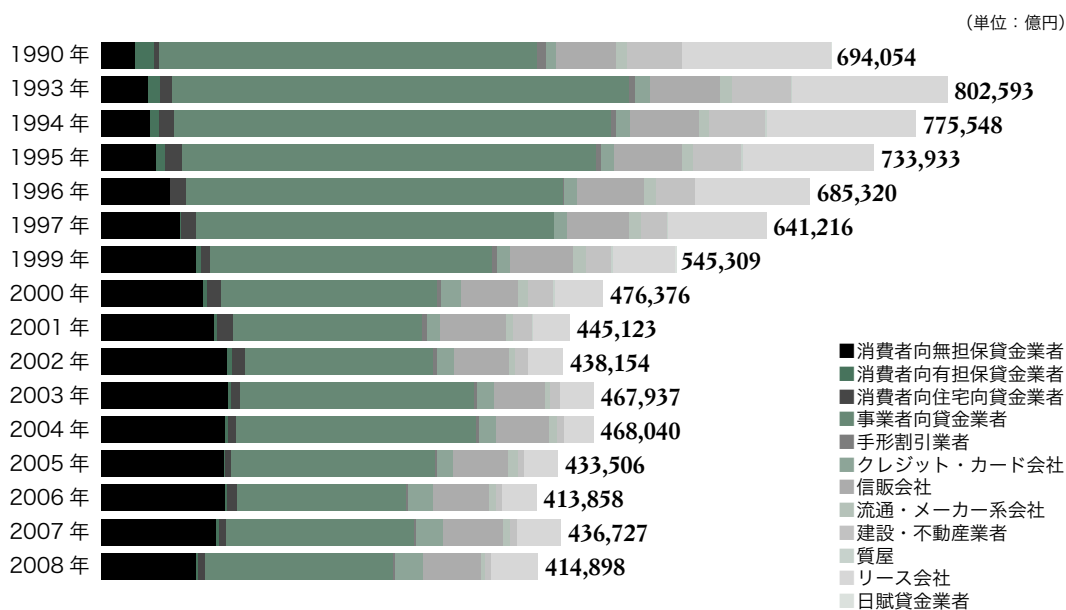
図表1-5 業態別 貸付残高の推移（1990年、1993年～2008年）

(各年3月末、単位：億円)

	1990年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
消費者向無担保貸金業者	31,816	43,900	45,731	52,177	64,771	74,833	89,845	95,948	106,263	119,341	120,074	117,169	116,720	117,403	108,601	89,659
消費者向有担保貸金業者	17,843	11,424	8,481	8,172	6,065	5,768	4,185	3,514	2,755	2,877	2,187	2,288	1,824	1,285	2,408	1,653
消費者向住宅向貸金業者	5,173	11,964	14,326	15,643	14,843	14,137	8,589	13,751	15,054	12,427	8,067	7,226	5,751	9,183	7,154	6,992
事業者向貸金業者	359,241	434,092	415,441	393,910	358,489	339,906	267,382	204,360	179,977	178,909	222,336	228,062	193,333	160,580	177,810	178,547
手形割引業者	7,629	5,743	4,493	4,241	5,527	4,190	4,709	4,272	4,274	3,697	2,702	2,679	2,385	2,206	2,348	1,597
クレジット・カード会社	10,060	13,482	13,012	12,657	12,586	12,391	13,228	19,268	12,888	16,233	16,828	16,202	14,706	23,345	25,413	26,334
信販会社	56,883	64,453	67,595	64,427	63,222	58,461	59,979	54,170	62,052	51,917	47,702	50,870	53,093	53,504	57,293	55,509
流通・メーカー系会社	10,477	11,504	9,403	10,316	12,024	11,274	11,764	9,547	6,882	5,632	5,412	6,765	6,903	6,552	6,631	4,044
建設・不動産業者	52,043	56,002	53,279	46,149	36,236	24,907	24,262	23,774	17,841	12,085	9,248	7,313	5,507	5,432	6,010	5,731
質屋	802	1,299	1,742	1,733	1,212	1,359	1,591	1,279	1,341	988	425	437	240	198	251	141
リース会社	141,950	148,349	141,559	124,120	109,539	93,381	59,117	45,797	35,035	33,350	32,375	28,416	32,379	33,495	42,496	44,543
日賦貸金業者	137	381	486	388	801	603	652	691	754	694	576	607	660	672	307	142
合計	694,054	802,593	775,548	733,933	685,320	641,216	545,309	476,376	445,123	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

(注) 1998年は未集計



図表1-6 〈参考〉貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分以上）のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの （⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの （⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の公益法人、自動車関係の公益法人に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑩と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの （⑩と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの （⑧、⑨、⑩と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの （⑧～⑩と重複する場合には⑫が優先する）

（出典：金融庁貸金業関係統計資料集）

3 業態別貸付金利

図表1-7 業態別貸付金利 (2008年3月末)

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	構成比	金利 (%)	うち 無担保 残高 (億円)	金利 (%)	残高 (億円)	構成比	金利 (%)	残高 (億円)	構成比	金利 (%)
消費者向無担保貸付金業者	2,360	87,857	49.0%	22.09	81,715	22.66	1,802	0.8%	14.81	89,659	21.6%	21.94
うち大手	19	80,648	45.0%	22.02	74,701	22.63	1,184	0.5%	14.51	81,832	19.7%	21.91
うち大手以外	2,341	7,209	4.0%	22.84	7,013	23.02	617	0.3%	15.40	7,827	1.9%	22.25
消費者向け有担保貸付金業者	384	1,426	0.8%	8.61	108	18.95	226	0.1%	7.47	1,653	0.4%	8.45
消費者向け住宅向け貸付金業者	96	6,862	3.8%	3.50	57	4.07	129	0.1%	3.26	6,992	1.7%	3.50
事業者向け貸付金業者	1,442	5,876	3.3%	7.92	2,035	15.58	172,670	73.3%	2.98	178,547	43.0%	3.14
手形割引業者	252	18	0.0%	20.72	12	24.80	1,578	0.7%	10.52	1,597	0.4%	10.64
クレジット・カード会社	150	22,156	12.4%	16.95	21,566	17.33	4,177	1.8%	1.52	26,334	6.3%	14.50
信販会社	129	48,311	27.0%	18.68	47,080	19.07	7,198	3.1%	4.11	55,509	13.4%	16.79
流通・メーカー系会社	87	775	0.4%	18.00	767	18.05	3,269	1.4%	2.18	4,044	1.0%	5.21
建設・不動産業者	288	772	0.4%	10.99	97	21.97	4,959	2.1%	5.01	5,731	1.4%	5.81
質屋	81	40	0.0%	21.97	13	23.62	101	0.0%	12.53	141	0.0%	15.19
リース会社	110	5,092	2.8%	3.06	241	4.12	39,451	16.7%	3.42	44,543	10.7%	3.38
日賦貸付業者	285	-	-	-	-	-	142	0.1%	52.37	142	0.0%	52.37
合計	5,664	179,191	100.0%	18.64	153,695	20.66	235,707	100.0%	3.27	414,898	100.0%	9.91

- (注1) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は平均約定金利である。
(注2) 「消費者向無担保貸付金業者」の「大手」とは、貸付残高が500億円超の業者である。
(注3) 業者数は、業務報告書提出業者(7,455)のうち、貸付残高のない業者(1,791)を除いたものである。
(注4) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸付金関係統計資料集)

4 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

図表1-8 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高 (2008年3月末)

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均 貸付残高 (千円)	うち 無担保 件数 (件)	うち 無担保 残高 (億円)	1件当たり 平均 貸付残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均 貸付残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保貸付金業者	2,360	16,092,805	87,857	546	15,936,012	81,715	513	92,034	1,802	1,958	16,184,839	89,659
大手	19	13,211,084	80,648	610	13,068,155	74,701	572	48,017	1,184	2,466	13,259,101	81,832
大手以外	2,341	2,870,150	7,177	250	2,856,286	6,981	244	44,017	617	1,402	2,914,167	7,795
消費者向け有担保貸付金業者	384	65,622	1,426	2,173	35,564	108	304	3,668	226	6,161	69,290	1,653
消費者向け住宅向け貸付金業者	96	70,118	6,862	9,786	4,209	57	1,354	241	129	53,527	70,359	6,992
事業者向け貸付金業者	1,442	803,385	5,876	731	780,674	2,035	261	430,234	172,670	40,134	1,233,619	178,547
手形割引業者	252	2,969	18	606	1,913	12	627	82,311	1,578	1,917	85,280	1,597
クレジット・カード会社	150	16,039,767	22,156	138	16,029,713	21,566	135	9,989	4,177	41,816	16,049,756	26,334
信販会社	129	34,473,474	48,311	140	34,457,428	47,080	137	24,031	7,198	29,953	34,497,505	55,509
流通・メーカー系会社	87	275,211	775	282	274,972	767	279	1,621	3,269	201,666	276,832	4,044
建設・不動産業者	288	38,748	772	1,992	30,645	97	317	13,047	4,959	38,009	51,795	5,731
質屋	81	13,165	40	304	5,042	13	258	1,494	101	6,760	14,659	141
リース会社	110	124,579	5,092	4,087	85,029	241	283	31,599	39,451	124,849	156,178	44,543
日賦貸付業者	285	-	-	-	-	-	-	37,576	142	378	37,576	142
合計	5,664	67,999,843	179,191	264	67,641,201	153,695	227	727,845	235,707	32,384	68,727,688	414,898

- (注1) 貸付業者から提出された業務報告書に基づき作成。
(注2) 業者数は、業務報告書提出業者(7,455)のうち、貸付残高のない業者(1,791)を除いたものである。
(注3) 「消費者向無担保貸付金業者」の「大手」とは、貸付残高が500億円超の業者である。
(注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの(述べ数)。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。
(注5) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸付金関係統計資料集)

5 貸付金利別貸付残高

① 消費者向無担保貸付金業者

直近2年間の消費者向無担保貸付金業者金利について比較すると、26%超～28%以下の金利帯での貸付けが大幅に減少し、20%超～22%以下の金利帯での貸付けが増加している。

図表1-9 消費者向無担保貸付金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	(2007年3月末)							(2008年3月末)						
	該当業者数	消費者向無担保貸付残高						該当業者数	消費者向無担保貸付残高					
	構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)	
28%超	2,010	56.8	7,891	8.0	2,618,000	13.8	301	1,183	50.1	2,939	3.6	1,115,374	7.0	263
26%超～28%以下	312	8.8	24,796	25.0	4,762,293	25.1	521	217	9.2	9,434	11.5	1,799,903	11.3	524
24%超～26%以下	267	7.6	25,139	25.4	4,310,195	22.7	583	196	8.3	23,600	28.9	4,273,494	26.8	552
22%超～24%以下	207	5.9	30,734	31.0	5,707,121	30.1	539	135	5.7	22,615	27.7	4,228,021	26.5	535
20%超～22%以下	115	3.3	274	0.3	100,663	0.5	273	103	4.4	13,093	16.0	2,939,272	18.4	445
18%超～20%以下	169	4.8	1,324	1.3	196,325	1.0	675	111	4.7	120	0.1	34,159	0.2	351
16%超～18%以下	83	2.3	2,311	2.3	440,313	2.3	525	137	5.8	3,634	4.4	695,901	4.4	522
14%超～16%以下	72	2.0	2,465	2.5	344,604	1.8	716	60	2.5	2,706	3.3	427,978	2.7	632
12%超～14%以下	36	1.0	43	0.0	4,551	0.0	960	27	1.1	17	0.0	2,389	0.0	712
10%超～12%以下	34	1.0	928	0.9	92,659	0.5	1,002	27	1.1	1,172	1.4	113,237	0.7	1,035
8%超～10%以下	42	1.2	25	0.0	2,970	0.0	842	31	1.3	30	0.0	10,264	0.1	292
6%超～8%以下	26	0.7	44	0.0	7,478	0.0	591	19	0.8	187	0.2	6,719	0.0	2,783
4%超～6%以下	53	1.5	293	0.3	13,377	0.1	2,196	41	1.7	112	0.1	10,082	0.1	1,111
2%超～4%以下	61	1.7	933	0.9	138,247	0.7	675	44	1.9	351	0.4	55,520	0.3	632
2%以下	48	1.4	1,786	1.8	249,263	1.3	717	29	1.2	1,697	2.1	223,699	1.4	759
合計	3,535	100.0	98,993	100.0	18,988,059	100.0	521	2,360	100.0	81,715	100.0	15,936,012	100.0	513

(注1) 上記は、各業者の平均約定金利に基づき金利帯ごとに分類したものであり、当該業者の全ての消費者向無担保貸付残高及び件数を計上している。

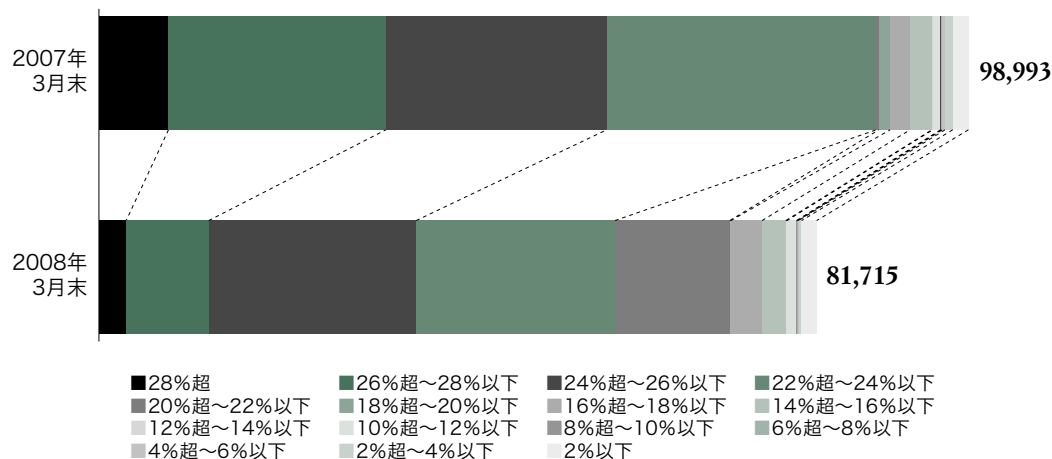
(注2) 貸付金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注3) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸付金業関係統計資料集)

■ 貸付金利別貸付残高（消費者向貸付）

(単位：億円)



②事業者向貸金業者

直近2年間の事業者向貸金業者金利について比較すると、26%超～28%以下の金利帯での貸付けが減少し、12%超～14%以下の金利帯での貸付けが増加している。

図表1-10 事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	(2007年3月末)						(2008年3月末)					
	該当業者数	構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	1件当たり平均貸付残高 (千円)	該当業者数	構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	1件当たり平均貸付残高 (千円)
28%超	260	14.3	170	0.1	8,457	1.8	152	10.5	62	0.0	3,468	0.9
26%超～28%以下	74	4.1	1,128	0.7	61,896	13.4	40	2.8	27	0.0	1,514	0.4
24%超～26%以下	81	4.5	188	0.1	5,282	1.1	47	3.3	196	0.1	2,085	0.5
22%超～24%以下	97	5.3	1,394	0.8	81,471	17.7	60	4.2	825	0.5	50,070	12.6
20%超～22%以下	74	4.1	373	0.2	10,138	2.2	59	4.1	456	0.3	32,257	8.1
18%超～20%以下	107	5.9	246	0.1	7,660	1.7	80	5.5	236	0.1	4,317	1.1
16%超～18%以下	64	3.5	5,022	3.0	88,210	19.2	75	5.2	874	0.5	35,636	8.9
14%超～16%以下	108	5.9	1,170	0.7	53,128	11.5	124	8.6	1,199	0.7	52,958	13.3
12%超～14%以下	52	2.9	479	0.3	4,096	0.9	57	4.0	4,943	2.9	74,121	18.6
10%超～12%以下	79	4.4	2,969	1.7	58,680	12.7	67	4.6	2,165	1.3	44,070	11.1
8%超～10%以下	72	4.0	2,525	1.5	6,122	1.3	47	3.3	292	0.2	1,134	0.3
6%超～8%以下	107	5.9	7,790	4.6	8,129	1.8	87	6.0	11,405	6.6	15,920	4.0
4%超～6%以下	129	7.1	5,363	3.2	4,656	1.0	117	8.1	7,319	4.3	3,309	0.8
2%超～4%以下	264	14.5	38,952	22.9	14,854	3.2	230	16.0	31,916	18.6	35,197	8.8
2%以下	248	13.7	102,478	60.2	47,582	10.3	200	13.9	110,083	64.0	42,194	10.6
合計	1,816	100.0	170,254	100.0	460,361	100.0	1,442	100.0	172,004	100.0	398,250	100.0

(注1) 計表外の貸付けとして上記のほか手形割引約665億円がある。

(注2) 上記は、各業者の平均約定金利に基づき金利帯ごとに分類したものであり、当該業者の全ての消費者向無担保貸付残高及び件数を計上している。

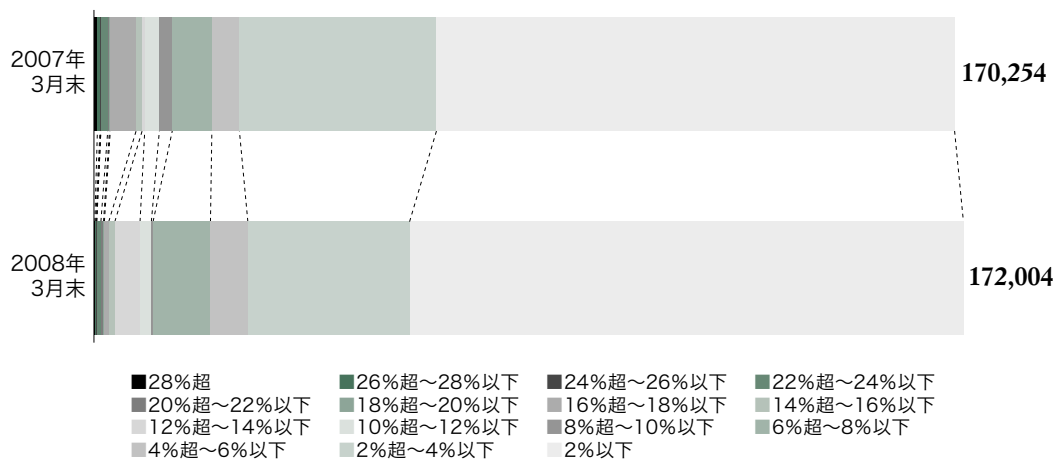
(注3) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注4) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

■ 貸付金利別貸付残高（事業者向貸付）

(単位：億円)



6 貸付残高規模別貸付残高

① 消費者向無担保貸付金業者

消費者向無担保貸付について、2007年3月末から2008年3月末の1年間において、貸付残高が約17,300億円減少している。

図表1-11 消費者向無担保貸付金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	2007年3月末							2008年3月末						
	該業者数	消費者向無担保貸付残高						該業者数	消費者向無担保貸付残高					
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)
5,000億円超	6	0.2%	68,324	69.0%	11,542,564	60.8%	592	6	0.3%	60,225	73.7%	10,332,129	64.8%	583
1,000億円超～5,000億円以下	7	0.2%	12,418	12.5%	2,286,645	12.0%	543	4	0.2%	7,565	9.3%	1,178,345	7.4%	642
500億円超～1,000億円以下	11	0.3%	8,482	8.6%	1,947,694	10.3%	436	9	0.4%	6,911	8.5%	1,557,681	9.8%	444
100億円超～500億円以下	22	0.6%	4,651	4.7%	1,320,300	7.0%	352	16	0.7%	3,255	4.0%	1,471,463	9.2%	221
50億円超～100億円以下	15	0.4%	1,102	1.1%	372,954	2.0%	296	13	0.6%	940	1.2%	317,698	2.0%	296
10億円超～50億円以下	86	2.4%	2,087	2.1%	716,179	3.8%	291	57	2.4%	1,374	1.7%	434,230	2.7%	316
5億円超～10億円以下	73	2.1%	517	0.5%	199,641	1.1%	259	46	1.9%	334	0.4%	148,569	0.9%	225
1億円超～5億円以下	369	10.4%	834	0.8%	339,062	1.8%	246	293	12.4%	677	0.8%	290,747	1.8%	233
5,000万円超～1億円以下	333	9.4%	236	0.2%	88,711	0.5%	269	253	10.7%	181	0.2%	73,931	0.5%	245
1,000万円超～5,000万円以下	1,118	31.6%	277	0.3%	130,947	0.7%	212	849	36.0%	211	0.3%	105,448	0.7%	200
1,000万円以下	1,495	42.3%	59	0.1%	43,902	0.2%	136	814	34.5%	37	0.0%	25,771	0.2%	144
合計	3,535	100.0%	98,993	100.0%	18,988,059	100.0%	521	2,360	100.0%	81,715	100.0%	15,936,012	100.0%	513

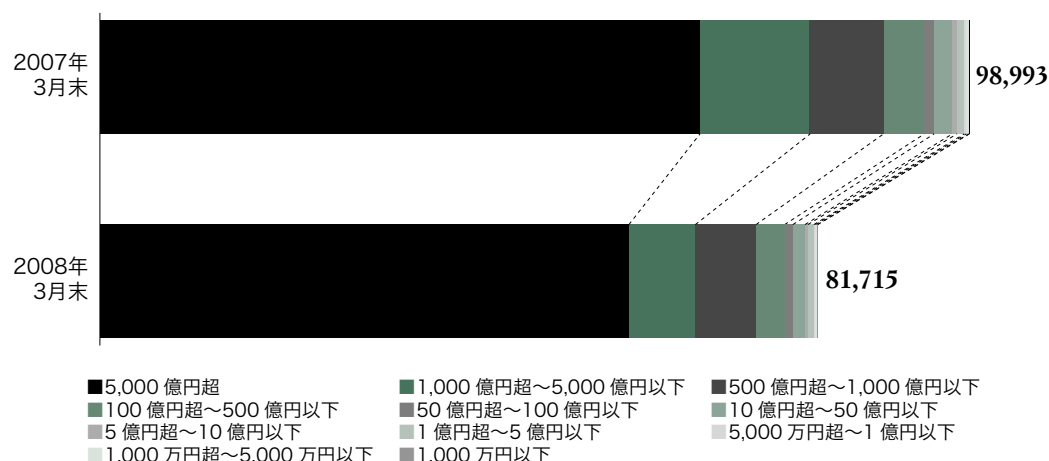
(出典：金融庁貸付金業関係統計資料集)

(注1) 上記は、各業者の消費者向無担保貸付残高規模ごとに分類したものである。

(注2) 貸付金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注3) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

■ 貸付残高規模別貸付残高（消費者向貸付）



②事業者向貸金業者

事業者向貸付について、2007年3月末から2008年3月末の1年間において、貸付残高が約1,700億円増加している。

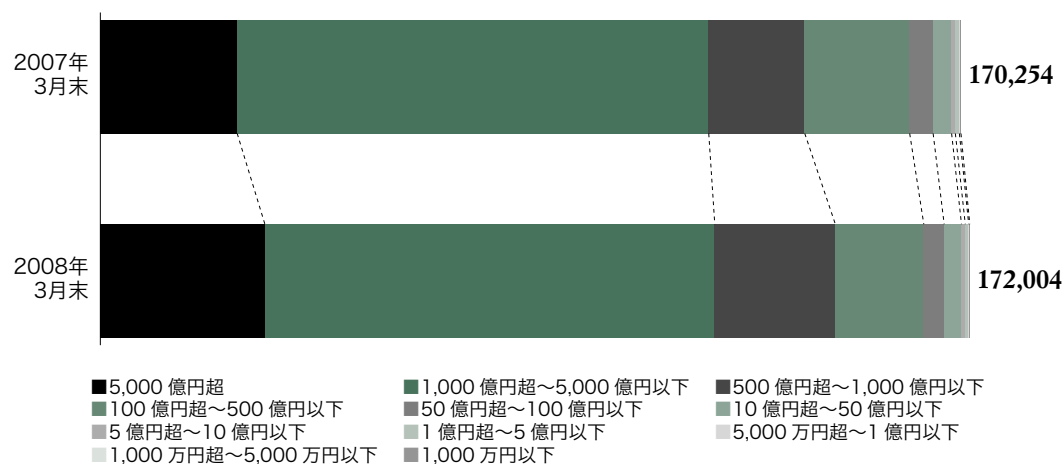
図表1-12 事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	2007年3月末							2008年3月末						
	該当業者数	事業者向貸付残高						該当業者数	事業者向貸付残高					
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (千円)
5,000億円超	4	0.2%	27,070	15.9%	42,489	9.2%	63.7	5	0.3%	34,550	20.1%	37,671	9.5%	91.7
1,000億円超～5,000億円以下	43	2.4%	93,285	54.8%	186,513	40.5%	50.0	40	2.8%	86,998	50.6%	102,195	25.7%	85.1
500億円超～1,000億円以下	28	1.5%	18,994	11.2%	122,307	26.6%	15.5	35	2.4%	23,852	13.9%	151,876	38.1%	15.7
100億円超～500億円以下	92	5.1%	20,758	12.2%	46,105	10.0%	45.0	77	5.3%	17,498	10.2%	57,305	14.4%	30.5
50億円超～100億円以下	62	3.4%	4,637	2.7%	5,762	1.3%	80.5	55	3.8%	4,028	2.3%	8,901	2.2%	45.3
10億円超～50億円以下	156	8.6%	3,655	2.1%	23,084	5.0%	15.8	144	10.0%	3,426	2.0%	16,183	4.1%	21.2
5億円超～10億円以下	101	5.6%	743	0.4%	5,330	1.2%	14.0	103	7.1%	752	0.4%	3,421	0.9%	22.0
1億円超～5億円以下334	334	18.4%	794	0.5%	11,295	2.5%	7.0	284	19.7%	676	0.4%	11,016	2.8%	6.1
5,000万円超～1億円以下	247	13.6%	181	0.1%	7,917	1.7%	2.3	170	11.8%	125	0.1%	4,033	1.0%	3.1
1,000万円超～5,000万円以下	454	25.0%	119	0.1%	7,435	1.6%	1.6	322	22.3%	85	0.0%	4,406	1.1%	1.9
1,000万円以下	295	16.2%	13	0.0%	2,124	0.5%	0.6	207	14.4%	9	0.0%	1,243	0.3%	0.7
合計	1,816	100.0%	170,254	100.0%	460,361	100.0%	37.0	1,442	100.0%	172,004	100.0%	398,250	100.0%	43.2

(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

- (注1) 計表外の貸付けとして上記のほか手形割引約665億円がある。
(注2) 上記は、各業者の消費者向無担保貸付残高規模ごとに分類したものである。
(注3) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
(注4) 貸付残高は、億円未満を切り捨てている。

■ 貸付残高規模別貸付残高（事業者向貸付）



7 苦情、相談・照会件数

2006年度と比較して、2007年度においては、苦情件数が5%程度（約700件程度）減少し、相談・照会件数は4%程度（約1,500件程度）増加している。

図表1-13 2006年7月以降の苦情等件数

区分	2006年度				2007年度					
	7~9月	10~12月	1~3月	計	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	
苦情等受付件数	19,070	15,000	15,412	49,482	14,864	11,841	12,622	11,042	50,369	
うち無登録業者に係るもの	4,747	4,122	4,257	13,126	4,141	3,683	3,707	3,447	14,978	
苦情の内容	取立て行為	876	756	591	2,223	650	462	594	381	2,087
	契約内容	421	246	215	882	194	196	225	119	734
	金利	636	415	519	1,570	411	399	297	246	1,353
	年金担保	25	30	38	93	13	16	9	22	60
	帳簿の開示	638	1,156	1,286	3,080	1,259	1,101	878	820	4,058
	過剰貸付け	47	26	18	91	22	11	20	4	57
	行政当局詐称、登録業者詐称	138	56	104	298	67	54	101	182	404
	保証契約	128	80	64	272	41	26	32	29	128
	広告・勧誘（詐称以外）	178	128	139	445	88	86	194	103	471
	その他	2,435	1,297	1,114	4,846	1,256	914	674	926	3,770
苦情計	5,522	4,190	4,088	13,800	4,001	3,265	3,024	2,832	13,122	
相談・照会の内容	債務整理等	4,465	2,539	2,548	9,552	2,404	1,809	1,890	1,547	7,650
	金利	319	264	254	837	206	121	125	142	594
	相談先	304	699	472	1,475	324	207	280	290	1,101
	登録確認（無登録の疑いあり）	1,021	2,079	2,345	5,445	2,440	2,188	2,511	2,397	9,536
	制度改正要望	507	44	45	596	65	21	47	15	148
	法令解釈等	417	372	460	1,249	410	234	605	508	1,757
	その他	6,515	4,813	5,200	16,528	5,014	3,996	4,140	3,311	16,461
相談・照会計	13,548	10,810	11,324	35,682	10,863	8,576	9,598	8,210	37,247	

(注) 2006年7月より、法令違反・不適切な行為等の「苦情」とその他の「相談・照会」に分類した。

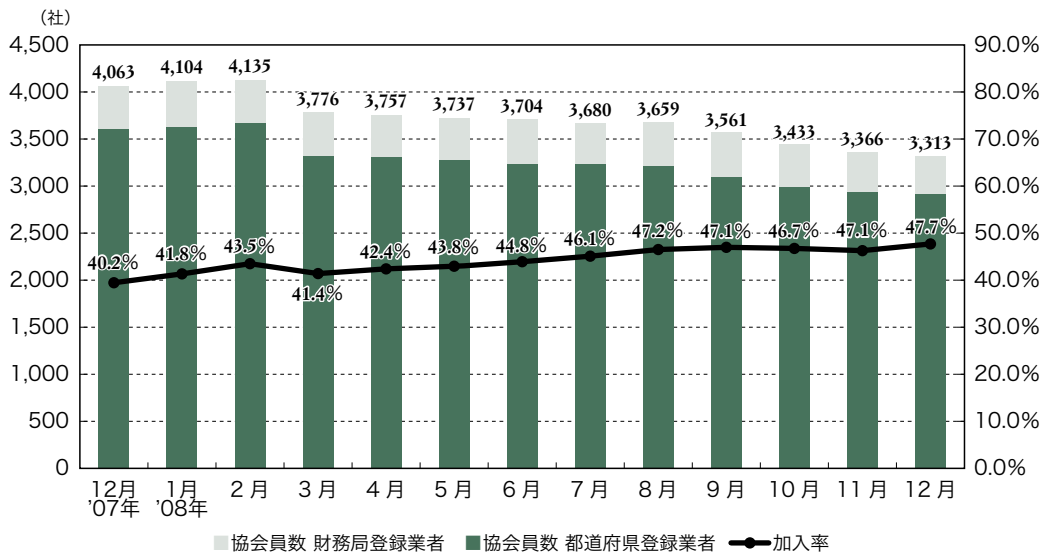
(出典：金融庁貸金業関係統計資料集)

2 JFSA 月次統計資料

1 協会員数の推移

平成19年12月の協会設立から、平成20年12月末までの協会員数の推移は下記の通り。協会員数は減少、加入率（登録事業者数における協会員数の割合）は上昇している。

図表1-14 協会員数と加入率の推移



(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

2 協会の構成

協会は、貸金業を営む多種多様な業態の業者が存在するほか、その規模も大小さまざまな構成となっている。

①業態別協会の構成

加入協会員を下記 12 業態で分類した時の業者数、貸付残高は下記の通り。

図表1-15 業態別事業者数・貸付残高（2008年12月末現在）

業態名	事業者数		残高	
	(社)	(%)	(百万円)	(%)
1 消費者向無担保貸金業者	1,531	46.2%	9,681,746	39.0%
2 消費者向有担保貸金業者	295	8.9%	233,966	0.9%
3 消費者向住宅向貸金業者	47	1.4%	329,033	1.3%
4 事業者向貸金業者	862	26.0%	3,762,414	15.1%
5 手形割引業者	95	2.9%	93,288	0.4%
6 クレジットカード会社	177	5.3%	3,377,236	13.6%
7 信販会社	56	1.7%	4,657,941	18.7%
8 流通・メーカー系クレジット会社	42	1.3%	1,541,621	6.2%
9 建設・不動産業者	88	2.7%	204,798	0.8%
10 質屋	6	0.2%	1,266	0.0%
11 リース会社	56	1.7%	962,027	3.9%
12 日賦貸金業者	58	1.8%	7,540	0.0%
合計	3,313	100.0%	24,852,876	100.0%

(注) 業態の定義については図表 1-6 (P.17) を参照。

②規模別協会の構成

加入協会員を業者規模別（資本金別および貸出残高別）に分類すると下記の通り。

図表1-16 資本金別協会の状況

	件数	構成比	残高	構成比
	(社)		(百万円)	
個人	1,181	35.6%	59,806	0.2%
法人	2,132	64.4%	24,793,070	99.8%
2,000万円未満	1,108	33.4%	522,258	2.1%
5,000万円未満	400	12.1%	457,863	1.8%
5,000万円以上	624	18.8%	23,812,949	95.8%
合計	3,313	100.0%	24,852,876	100.0%

図表1-17 貸出残高別協会の状況

	件数	構成比	残高	構成比
	(社)		(百万円)	
1,000万円未満	777	23.5%	1,514	0.0%
1億円未満	1,175	35.5%	47,696	0.2%
500億円未満	1,291	39.0%	3,062,301	12.3%
5,000億円未満	59	1.8%	9,516,075	38.3%
5,000億円以上	11	0.3%	12,225,290	49.2%
合計	3,313	100.0%	24,852,876	100.0%

3 貸付残高の推移

① 貸付残高の推移（全体）

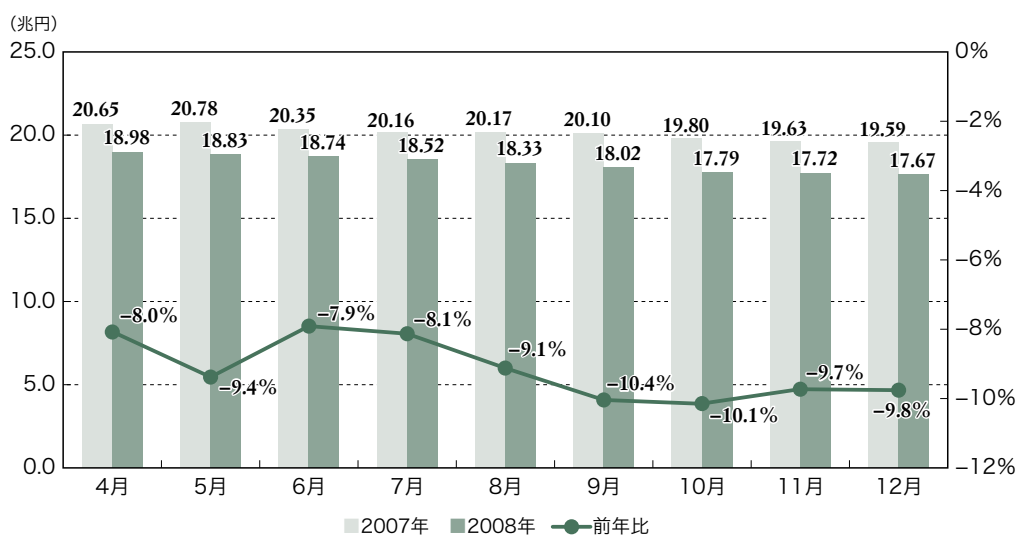
2007年度における貸付残高と、2008年度における貸付残高を比較すると、年平均9.2%程度貸付残高が減少している。

図表1-18 月末貸付残高の推移（2007年4月～12月、2008年4月～12月）

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	20,645,351	20,784,448	20,353,463	20,160,940	20,166,441	20,099,946	19,796,076	19,627,620	19,588,228
2008年	18,984,414	18,834,779	18,738,874	18,519,719	18,332,407	18,016,018	17,787,921	17,715,963	17,672,619
前年比	-8.0%	-9.4%	-7.9%	-8.1%	-9.1%	-10.4%	-10.1%	-9.7%	-9.8%

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)



(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

②業態別貸付残高の推移

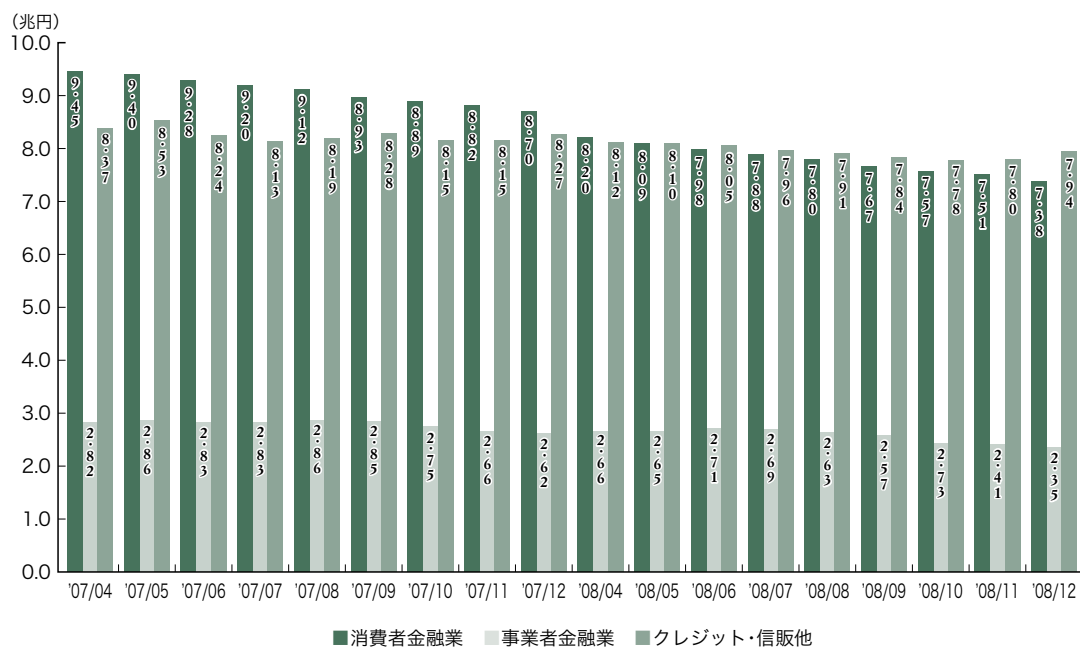
業態別貸付残高の推移を見てみると、消費者金融業における貸付残高数は年々減少の傾向があるが、事業者金融業とクレジット・信販他は直近2年を見るとほぼ横ばいである。

図表1-19 業態別月末貸付残高の推移（2007年4月～12月、2008年4月～12月）

（単位：百万円）

	'07/04	'07/05	'07/06	'07/07	'07/08	'07/09	'07/10	'07/11	'07/12
消費者金融業	9,453,549	9,395,588	9,281,710	9,200,813	9,121,154	8,932,340	8,889,149	8,817,171	8,697,668
事業者金融業	2,820,916	2,856,185	2,834,721	2,828,383	2,859,794	2,890,181	2,754,773	2,659,794	2,617,259
クレジット・信販他	8,370,886	8,532,675	8,237,031	8,131,743	8,185,493	8,277,424	8,152,154	8,150,656	8,273,300
全体	20,645,351	20,784,448	20,353,463	20,160,940	20,166,441	20,099,946	19,796,076	19,627,620	19,588,228
	'08/04	'08/05	'08/06	'08/07	'08/08	'08/09	'08/10	'08/11	'08/12
消費者金融業	8,203,340	8,086,415	7,975,721	7,875,763	7,801,178	7,642,800	7,574,251	7,512,895	7,382,303
事業者金融業	2,656,638	2,649,948	2,712,377	2,688,746	2,625,820	2,532,147	2,431,553	2,405,973	2,351,036
クレジット・信販他	8,124,437	8,098,416	8,050,775	7,955,209	7,905,409	7,841,072	7,782,117	7,797,095	7,939,280
全体	18,984,414	18,834,779	18,738,874	18,519,719	18,332,407	18,016,018	17,787,921	17,715,963	17,672,619

（出典：日本貸金業協会 月次実態調査）



③貸付種別貸付残高の直近2年間の推移

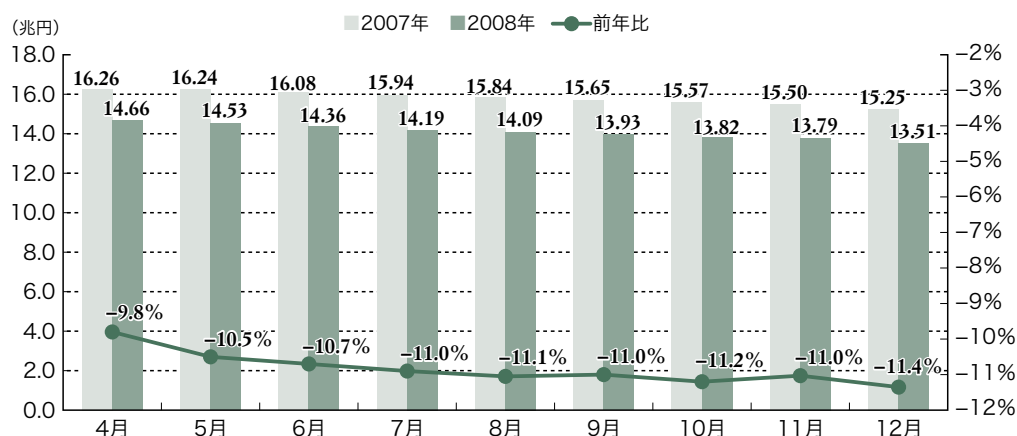
2007年度における貸付残高と、2008年度における貸付残高を比較すると消費者向貸付残高は、月平均10.9%程度、事業者向貸付残高は、月平均15.5%程度残高が減少している。

図表1-20 消費者向貸付 月末貸付残高の推移 (2007年4月～12月、2008年4月～12月)

(単位：百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	16,258,469	16,242,190	16,081,389	15,944,295	15,841,582	15,646,861	15,565,382	15,495,029	15,246,285
2008年	14,662,276	14,530,444	14,359,883	14,192,023	14,089,783	13,929,161	13,821,113	13,785,253	13,506,420
前年比	-9.8%	-10.5%	-10.7%	-11.0%	-11.1%	-11.0%	-11.2%	-11.0%	-11.4%

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

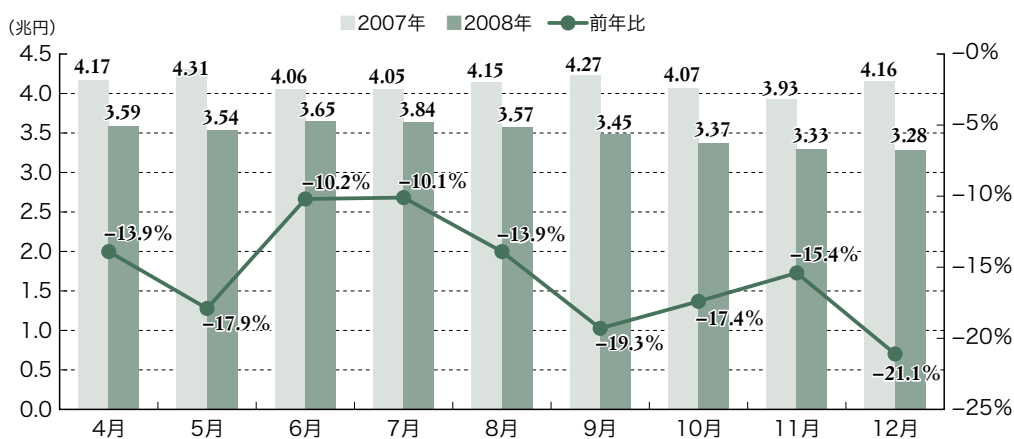


図表1-21 事業者向貸付 月末貸付残高の推移 (2007年4月～12月、2008年4月～12月)

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	4,167,688	4,314,109	4,061,598	4,052,820	4,149,399	4,270,503	4,074,063	3,933,815	4,161,492
2008年	3,587,720	3,540,458	3,648,660	3,642,342	3,574,172	3,448,082	3,365,452	3,326,868	3,284,970
前年比	-13.9%	-17.9%	-10.2%	-10.1%	-13.9%	-19.3%	-17.4%	-15.4%	-21.1%

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

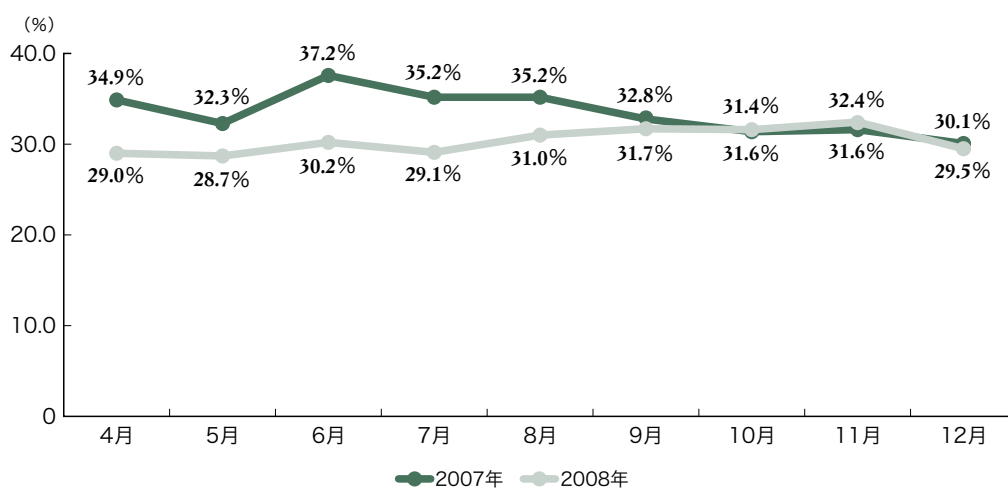


4 成約率の推移

2007年6月頃から成約率は減少傾向にあり、成約率は30%前後となっている。

図表1-22 成約率（消費者向無担保貸付）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	34.9%	32.3%	37.2%	35.2%	35.2%	32.8%	31.4%	31.6%	30.1%
2008年	29.0%	28.7%	30.2%	29.1%	31.0%	31.7%	31.6%	32.4%	29.5%



(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

(注) 消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当期契約数／当月申込数）

5 貸付種別月間契約数

① 消費者向貸付月間契約数の推移

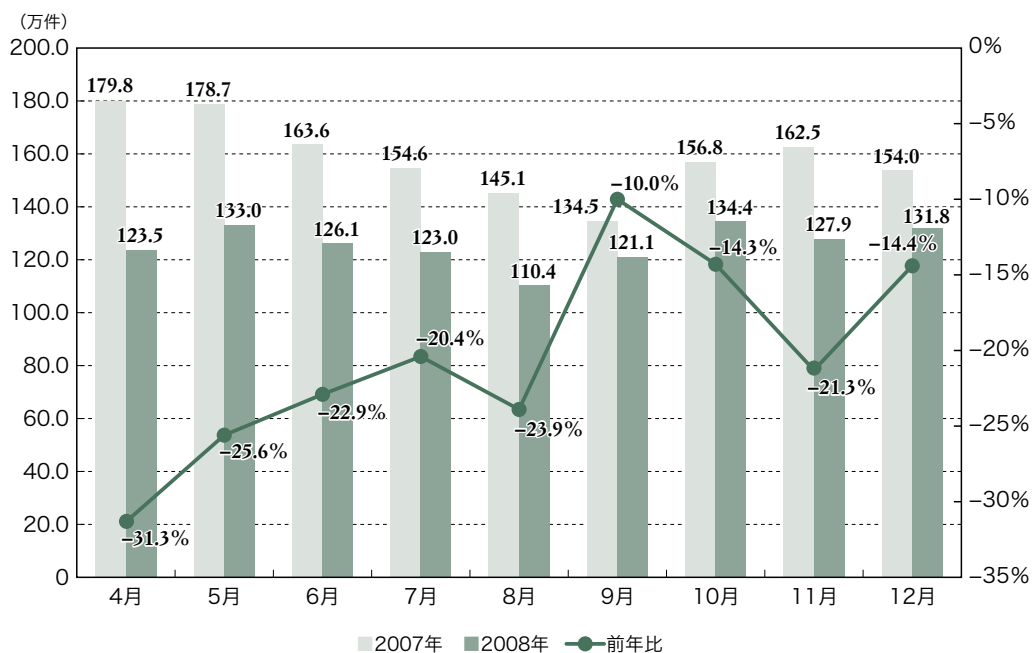
直近2年間における消費者向貸付月間契約数を比較すると、2008年は2007年と比較し、平均21%程度減少している。

図表1-23 消費者向貸付月間契約数の推移（2007年4月～12月、2008年4月～12月）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	1,797,582	1,786,844	1,635,695	1,546,486	1,451,138	1,345,465	1,567,992	1,624,508	1,539,953
2008年	1,235,368	1,330,288	1,260,885	1,230,465	1,104,481	1,210,705	1,343,864	1,278,664	1,318,481
前年比	-31.3%	-25.6%	-22.9%	-20.4%	-23.9%	-10.0%	-14.3%	-21.3%	-14.4%

（出典：日本貸金業協会 月次実態調査）



②事業者向貸付月間契約数の推移

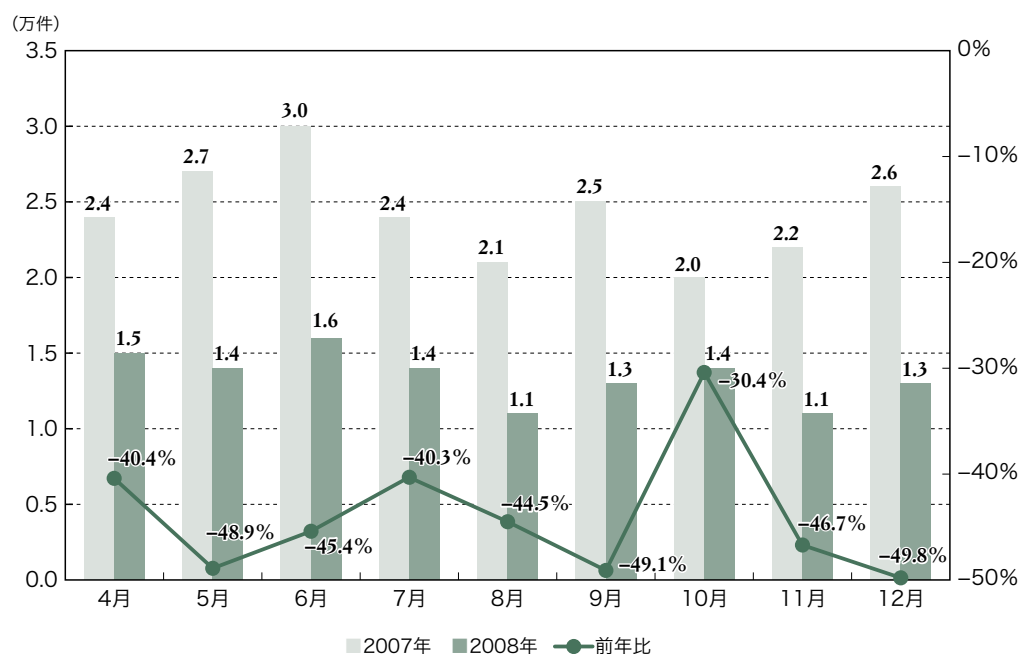
直近2年間における事業者向貸付月間契約数を比較すると、2008年は2007年と比較し、平均43.9%減少している。

図表1-24 事業者向貸付月間契約数の推移（2007年4月～12月、2008年4月～12月）

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	24,468	26,958	29,670	24,262	20,697	25,309	19,510	21,555	26,111
2008年	14,578	13,787	16,188	14,477	11,483	12,877	13,588	11,499	13,119
前年比	-40.4%	-48.9%	-45.4%	-40.3%	-44.5%	-49.1%	-30.4%	-46.7%	-49.8%

（出典：日本貸金業協会 月次実態調査）



6 店舗数の推移

直近2年間の店舗数を比較すると、平均23%程度店舗数が減少している。

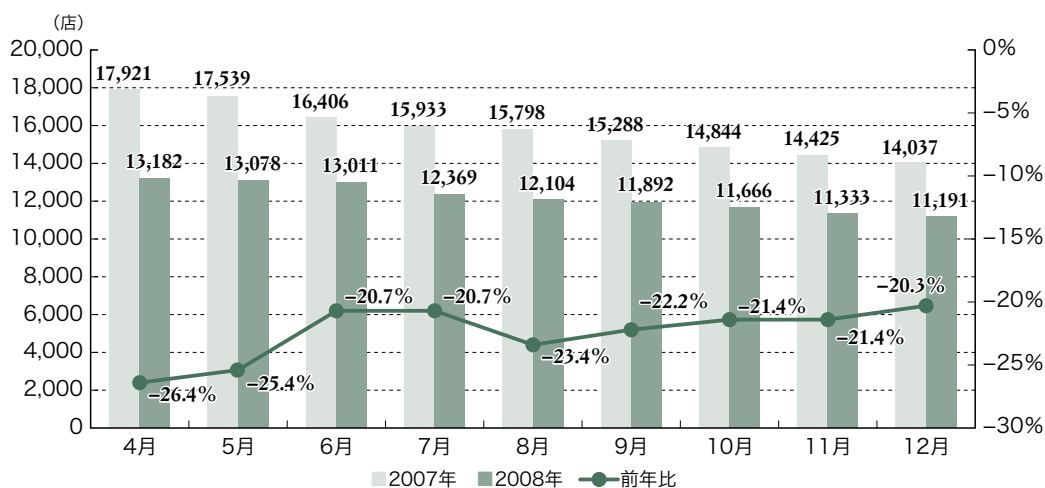
また、直近2年間の店舗数を店舗形態別に比較すると、2008年の有人店舗数は月平均19%程度、無人店舗数は月平均24%程度2007年より減少している。

図表1-25 店舗数推移 (2007年4月～12月、2008年4月～12月)

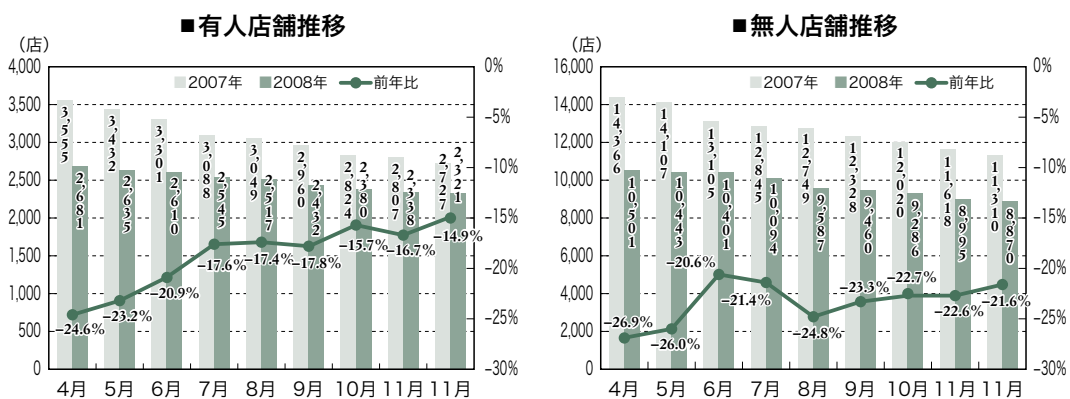
(単位: 件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	有人店舗数	3,555	3,432	3,301	3,088	3,049	2,960	2,824	2,807	2,727
	無人店舗数	14,366	14,107	13,105	12,845	12,749	12,328	12,020	11,618	11,310
	合計	17,921	17,539	16,406	15,933	15,798	15,288	14,844	14,425	14,037
2008年	有人店舗数	2,681	2,635	2,610	2,545	2,517	2,432	2,380	2,338	2,321
	無人店舗数	10,501	10,443	10,401	10,094	9,587	9,460	9,286	8,995	8,870
	合計	13,182	13,078	13,011	12,639	12,104	11,892	11,666	11,333	11,191
前年比	有人店舗数	-24.6%	-23.2%	-20.9%	-17.6%	-17.4%	-17.8%	-15.7%	-16.7%	-14.9%
	無人店舗数	-26.9%	-26.0%	-20.6%	-21.4%	-24.8%	-23.3%	-22.7%	-22.6%	-21.6%
	合計	-26.4%	-25.4%	-20.7%	-20.7%	-23.4%	-22.2%	-21.4%	-21.4%	-20.3%

(出典: 日本貸金業協会 月次実態調査)



図表1-26 有人・無人店舗数推移 (2007年4月～12月、2008年4月～12月)



④業態別店舗数

直近2年間の店舗数を業態別に比較すると、各業態共に2008年は2007年と比較して店舗数が減少している。中でも事業者金融業の減少率が約40%と最も大きい。

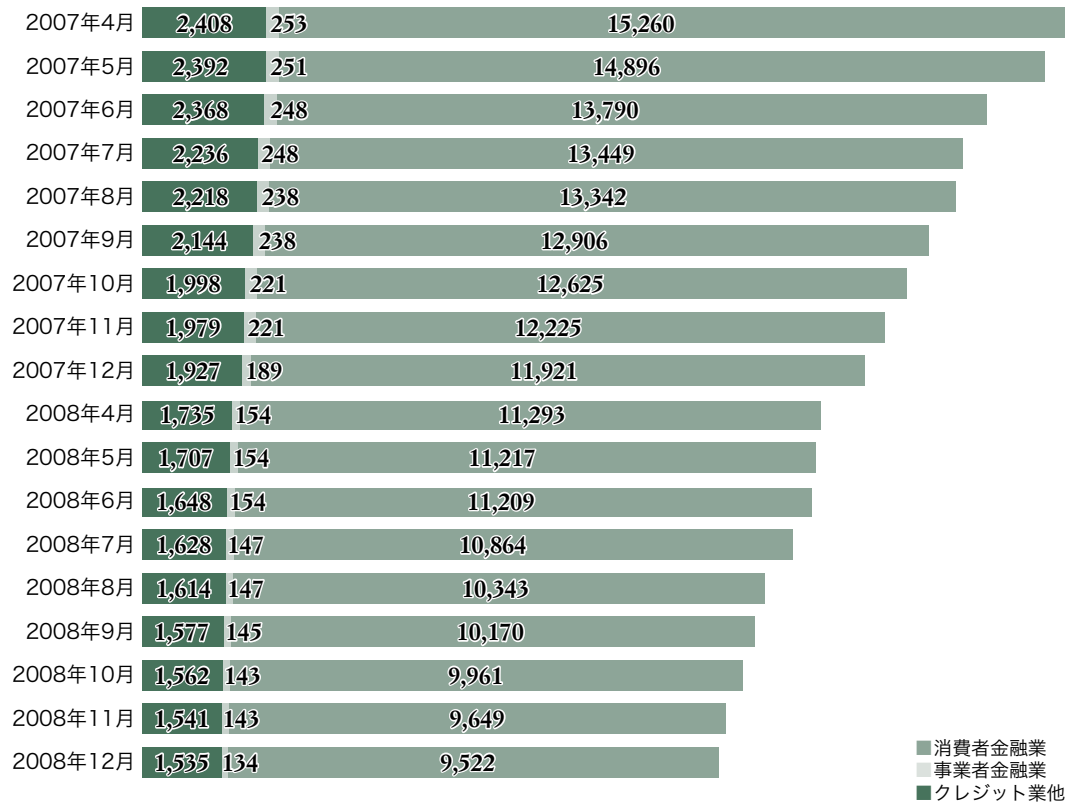
図表1-27 業態別店舗数推移 (2007年4月～12月、2008年4月～12月)

(単位：店)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2007年	消費者金融業	15,260	14,896	13,790	13,449	13,342	12,906	12,625	12,225	11,921
	事業者金融業	253	251	248	248	238	238	221	221	189
	クレジット業他	2,408	2,392	2,368	2,236	2,218	2,144	1,998	1,979	1,927
2008年	消費者金融業	11,293	11,217	11,209	10,864	10,343	10,170	9,961	9,649	9,522
	事業者金融業	154	154	154	147	147	145	143	143	134
	クレジット業他	1,735	1,707	1,648	1,628	1,614	1,577	1,562	1,541	1,535
前年比	消費者金融業	-26.0%	-24.7%	-18.7%	-19.2%	-22.5%	-21.2%	-21.1%	-21.1%	-20.1%
	事業者金融業	-39.1%	-38.6%	-37.9%	-40.7%	-38.2%	-39.1%	-35.3%	-35.3%	-29.1%
	クレジット業他	-27.9%	-28.6%	-30.4%	-27.2%	-27.2%	-26.4%	-21.8%	-22.1%	-20.3%

(出典：日本貸金業協会 月次実態調査)

(注) 有人・無人店舗数の合計



7 苦情・相談受付の状況

協会にて受け付けた苦情・相談の件数、内容は以下の通りである。

図表1-28 苦情・相談受付件数と内容内訳

(単位：件)

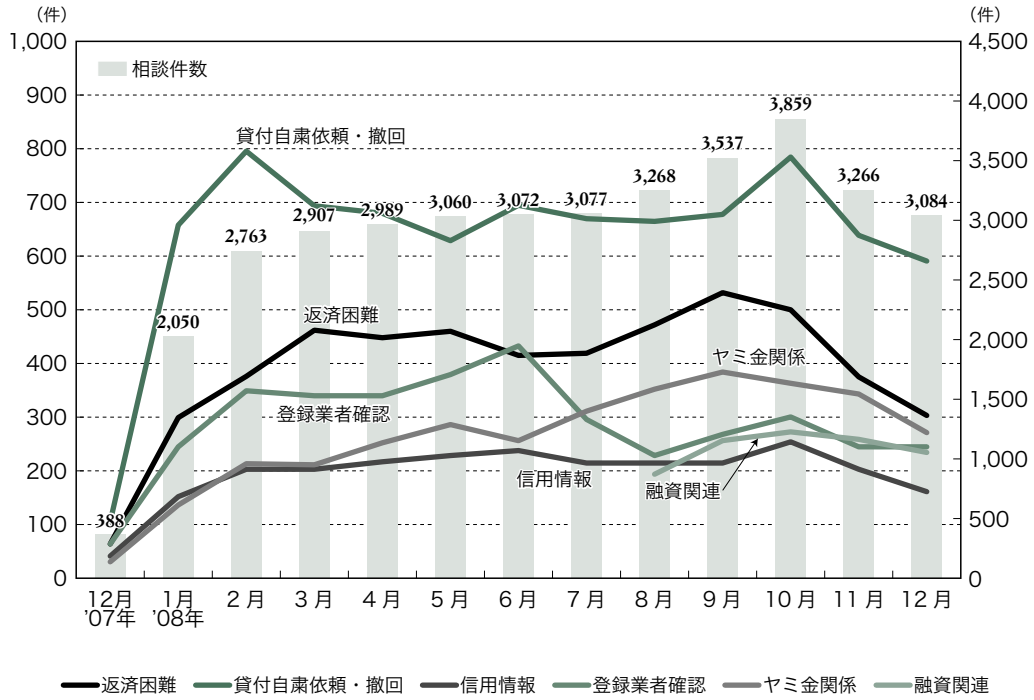
区分	2007年度計	2008年度										計 (注1)
	(07.12-08.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
苦情	取立行為	10	6	16	11	3	6	21	118	68	38	287
	契約内容	6	5	5	7	0	1	4	9	6	17	54
	金利	2	1	2	1	0	0	1	0	0	0	5
	年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	帳簿の開示	7	4	3	3	2	5	0	2	3	3	25
	過剰貸付	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	行政当局詐称・登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証契約	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	4
	広告・勧誘(詐称以外)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	4
	過払金(注2)	0	-	-	-	-	3	1	3	1	1	9
	その他	18	5	9	5	5	4	3	4	5	2	42
	苦情計	43	21	38	28	10	21	32	137	84	61	432
	相談・照会	返済困難	1,180	449	463	415	417	472	531	494	363	298
返済義務		207	71	50	76	70	78	72	114	71	96	698
身分証明書等の紛失等		542	179	151	164	186	186	164	193	152	168	1,543
貸付自粛依頼・撤回		2,249	682	626	694	670	667	679	791	628	591	6,028
信用情報		593	217	229	235	213	220	214	254	200	161	1,943
登録業者確認		983	344	385	435	294	228	267	303	246	243	2,745
手数料		15	4	2	6	9	7	12	6	7	4	57
ダイレクトメール		87	27	29	32	31	27	26	28	16	10	226
契約内容		205	98	118	128	133	214	213	188	177	138	1,407
帳簿の開示		50	21	16	19	26	20	26	27	25	21	201
保証人の関係		48	9	7	20	16	9	25	17	15	16	134
金利・計算方法		290	129	123	100	76	72	72	116	93	59	840
自己破産・調停・民事再生手続き		55	24	29	25	27	30	39	32	16	16	238
ヤミ金融・違法業者被害あり		336	147	162	129	137	155	143	152	97	106	1,228
ヤミ金融・違法業者被害なし		261	105	125	127	178	203	243	212	246	160	1,599
融資関連(注2)		0	-	-	-	-	196	259	269	258	232	1,214
過払金(注2)		0	-	-	-	-	111	140	167	151	116	685
その他		1,007	483	545	467	594	373	412	496	505	649	4,524
相談・照会計		8,108	2,989	3,060	3,072	3,077	3,268	3,537	3,859	3,266	3,084	29,212

(注1) 計は年度計(4月～)

(注2) 項目は8月から集計開始(7月以前は「その他」項目に含まれる)

(出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

図表1-29 〈参考〉相談件数と主要項目の推移



(注1) 相談内容は主要項目だけを抽出 (出典：日本貸金業協会 月次統計資料)

(注2) ヤミ金関係は、「ヤミ金融・違法業者被害あり」と「ヤミ金融・違法業者被害なし」の合計値

(注3) 2007年12月度は12月19日以降7日間の集計

2章

貸金業界を取り巻く環境・ 貸金業法改正について

1 業界の沿革

1 消費者金融業界

①黎明期

1) 質屋の衰退～勤め人信用貸しの始まり

戦前戦後の庶民金融の代表といえば「質屋」であったが、工業生産が活発化し、大量生産・大量消費時代が到来した1960年代、質草（担保）の価値が下落、質流れが続出したこともあり、多くの質屋が廃業に追い込まれた。

消費者金融業が誕生したのも同じく1960年代であり、大阪では「勤め人信用貸し」や「団地金融」などの名称で、質屋のように担保をとらずに、「無担保・無保証」で「即時に融資」という新しいスタイルが評判を集めた。

2) 利用者層

初期の時代の消費者金融利用者は、一部上場会社のエリートサラリーマンであった。定期的な収入があり、企業に一定年数勤務しているサラリーマンは、返済能力が高いと判断された。日本経済の順調な成長に伴い、消費社会が進行し、サラリーマン階層は増大。用途の自由な資金ニーズは増加し、消費者金融市場は、販売信用市場と同時並行的に発達した。

3) レンダースエクスチェンジの設立

消費者金融の利用者が急増するなかで、複数の会社から借入れをして、返済不能になる利用者も増加した。経営者は貸倒れを防ぐため、お互いに顧客情報を交換して、与信審査の参考にする仕組みを作ることを目的として、1972年、全国初の信用情報交換所である㈱レンダースエクスチェンジを設立した。

②競争激化と社会批判の増加

1) 外資系ノンバンクの参入

1977年にアブコ・ファイナンス、1978年にアイク信販、ジャパン・ハワイ・ファイナンス、ハウスホールド、ベネフィシャルなど、10社以上の外資系企業が日本の消費者金融市場に参入。外資系ノンバンクは国内企業に比べ低金利での貸付けを実行し市場競争が激化した。

2) サラ金批判キャンペーン

市場の拡大に伴い、業者数が増加し、競争が激化するなかで、一部の悪質業者による「過剰貸付け・高金利・過酷な取立て」が社会問題化した。1978年頃からマスメディアによる「サラ金批判キャンペーン」が始まり、業界の社会的イメージが悪化する

ることとなった。

3) 貸金業二法の成立

1978年6月に、共産党が「小口消費者金融法」(案)を発表。同年8月には法務省が「貸金業の実態調査結果」を、9月には社会党が「出資法改正・貸金業法大綱案」を発表するなど、法規制に向けた動きが活発化。1979年5月には、自民・社会・公明・共産の各党が共同で、議員立法の形で「貸金業法案」を国会に提出。1983年4月「貸金業の規制等に関する法律」(貸金業規制法)と「改正出資法」が成立し、同年11月に施行。改正出資法により、貸付上限金利は、年109.5%から年73.0%に引き下げられた。

4) 貸金業二法成立後の環境悪化

1983年の貸金業二法の施行をきっかけとし、貸金業界は冬の時代へと突入した。法律施行翌年の1984年には準大手であったヤタガイ、エサカの倒産をはじめ、多くの業者が経営危機に見舞われ、1983年には約23万社あった貸金業者が、1984年には約3万社に激減した。

③新しい時代の貸金業

1) 自動契約機の登場

1993年、初めて自動契約機が導入され、1995年頃から大手各社が積極的に設置を進めた。誰にも会わずに申込みができる点が受け、これまで消費者金融の利用経験がなかった潜在顧客の掘り起こしに成功し、利用者数は爆発的に増加した。

2) 株式公開

1983年の貸金業規正法の施行以降、経営の合理化と経営基盤の強化に取り組んできた大手各社は、90年代当初の利用者増を受けて、業績を順調に伸ばし、株式公開に踏み切った。1993年にはプロミス、三

洋信販、アコムが、96年には武富士、97年にはアイフルが株式の店頭公開を行った。

3) 法制度の整備

2000年6月、出資法の定める貸付上限金利引下げと同時に、個人再生手続きや消費者契約法、サービサー法など、消費者金融各社に関連深い新たな法制度が制定された。

4) 業務提携・資本提携の動き

1990年代後半以降、業界の強みである、個人の与信判断を土台とし、金融総合企業として、クレジットカード業務や債権回収業務、小口ローン保証業務、銀行大手との消費者ローン合併会社の設立など事業多角化の動きが活発化した。

1998年、アコムはマスターカードの発行権利を取得し、1999年からマスターカードの発行を開始した。アイフル、武富士もマスターカード発行権を取得し、マスターカードの発行を開始した。

銀行との提携により、事業領域や顧客層の拡大を図る動きが活発化しており、2004年3月、アコムは三菱東京フィナンシャル・グループと業務・資本提携。またプロミスも2004年6月に、三井住友フィナンシャルグループと業務・資本提携し、関連会社となった。

④近年の消費者金融業界

1) ヤミ金融対策法の成立

2000年に年29.2%に引き下げられた出資法の上限金利は、2003年7月に成立した「ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法の一部改正法)」の附則第12条により、法施行後3年を目処に貸金業制度及び出資法の上限金利の見直しが行われることとなった。

2) 貸金業法改正に向けた流れ

ヤミ金融対策法により、2007年を目処とした貸金業規制法および出資法見直しに向け、2005年金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」が開始された。2006年4月に中間整理が提示され、金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましい」との意見が委員の大勢であった。」とされた。

2006年10月、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」が決定され、関連法案の改正案に関する国会審議が開始された。2006年11月、同改正案は原案通り衆議院で可決され、12月参議院本会議にて可決・成立し12月20日に公布された。

3) 利息返還請求の急増

2006年1月、最高裁判所により、「みなし弁済を実質的に無効と判断する」との判決が出された。これを受け、利息制限法の制限を超えて支払った利息を利息制限法金利で再計算し、その差額の返還を求める訴えが急増した。

2006年10月、日本公認会計士協会が公表した「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に基づき、消費者金融会社・信販会社等は、今後3年間から6年間に発生する利息返還請求に起因する利息返還金と、貸付金元本放棄額をあわせた利息返還損失引当金を、2006年度に一括して計上することとなり、2007年3月期の決算では大幅な赤字に転落する会社が相次いだ。

2 事業者金融業界

①商工ローンの誕生と発展

1) 商工ローンの誕生

事業者向け金融には、不動産担保融資、動産担保融資、手形割引等が存在していたが、いわゆる「商工ローン」が登場したのは、事業者向け金融において手形割引が主流であった1970年頃である。

2) バブル崩壊

バブル経済崩壊後、銀行からの貸し渋りを受けた中小・零細企業の資金ニーズを満たす形で、無担保融資（連帯保証人付き）を行う商工ローンは急激に業績を伸ばした。事業者にとっては、手軽にスピーディに借り入れられるというメリットがあった。貸金業者にとっても小口にリスク分散が可能であり、保証人からの回収も可能であることから市場は拡大した。

②商工ローン問題

1) 商工ローン問題

1999年、一部商工ローン業者による過剰貸付け、根保証制度に関する不十分な説明、債務者本人のみならず連帯保証人に対する過酷な取立てなどの問題が表面化し、社会的批判が高まった。「商工ローン問題」は商品自体の問題ではなく、その営業や業務のあり方が問題視されたものである。

2) 法定上限金利の引下げと保証人保護

商工ローン問題に端を発し、1999年の臨時国会にて「出資法・貸金業規制法の一部改正」が成立し、2000年より施行されることとなった。これにより出資法の定める貸付上限金利はそれまでの年40.004%から、年29.2%に引き下げられることとなった。また保証人に対する保護強化を目的とし、①保証人への書面交付の義務付け、②貸付利率の明確化、③取立行為への規制

強化、④罰則の強化が盛り込まれた。

③近年の事業者金融業界

1) 貸付上限金利引下げ後の市場環境の悪化

「出資法・貸金業規制法の一部改正」に伴う貸付上限金利の引下げにより利益率が悪化するなどし、2000年以降事業者金融業界を取り巻く環境は急速に悪化することとなった。またバブル崩壊後の景気の長期低迷や不良債権処理も事業環境を圧迫する要因となった。

2) 与信の厳格化、債権内容の入れ替え

市場環境の悪化に対して、業界ではシステム化の促進、有人店舗の統廃合、コールセンターの設置などの効率化を推進した。同時に商品ラインナップも担保付き商品の開発や目的別商品の開発などの多商品化により潜在顧客の掘り起こしを行い債権内容の良質化を図りながら新規顧客獲得を促進した。

3) 貸金業法改正の影響

主要顧客である中小・零細企業の信用力が事業主である個人の信用力と連動している場合が多いために、貸金業法改正による消費者金融業界の混乱の影響を少なからず受けるものと考えられる。

③ クレジットカード・信販業界

①黎明期

1) 販売信用事業の始まり

我が国の販売信用事業は、1951年の日本信用販売（現三菱UFJニコス）の設立が起源とされている。掛け売りの手段としてクーポン券（チケット）を発行する手法が、戦後の高度経済成長の中で、家庭電化製品やミシンなどの耐久消費財の購入意欲の高まりに後押しされ普及した。

緑屋（現クレディセゾン）、丸井、デパ

ート信用販売（現ジャックス）、大阪信用販売（現アプラス）などが1950年代に相次いで設立され、この市場で事業展開を行った。

2) クレジットカード事業の始まり

現在のクレジットカードの事業形式である「加盟店」「カード会社」「利用者」の三者間契約を始めて明確にしたのは、1960年に設立された日本ダイナースクラブ（現シティカードジャパン）とされている。信販会社などでは取引に印鑑が必要だったが、ダイナースクラブではサインだけで取引が可能であった。

3) 銀行系カード会社の設立

1961年、日本クレジットビューロー（現ジェーシービー）が旧三和銀行と日本信販（現三菱UFJニコス）の共同出資で設立され、1967年にはダイヤモンドクレジット（現三菱UFJニコス）、住友クレジットサービス（現三井住友カード）、1968年には、ミリオンカードサービス（現三菱UFJニコス）、1969年にユニオンクレジット（現ユーシーカード）が各々設立された。

4) 百貨店カードの発行

1960年、西武百貨店によるハウスカード「西武カスタマーズカード」の発行を皮切りに、1962年に東武百貨店、小田急百貨店と松屋が、1963年に伊勢丹、松坂屋が、1964年に京王百貨店、近鉄百貨店が各々ハウスカードを相次いで発行した。

②国際化の流れ

1) 海外専用カードの発行

当初、海外でも利用可能な専用カードを発行したのは日本ダイナースクラブのみであったが、1967年、ジェーシービーがアメックスと提携しJCBカード会員に1ヵ月の有効期間のあるアメックス海外専用カ

ードの発行を開始して以来、海外でも利用可能なカード発行が本格化した。

1968年、住友クレジットがバンカメ리카ード(現VISA)の海外専用カードを、1970年代には、DCカード、ミリオンカード、日本信販、オリエントファイナンス(現オリエントコーポレーション)など、銀行系クレジットカード会社や信販会社が相次いで、アメリカのインターバンクカード協会(現MasterCard)と提携し、それぞれ海外専用MasterCardを発行。これによりクレジットカード業界の国際化が始まった。

2) 国内外共通で使えるカード

1978年、日本ダイナースクラブが、国内でも海外でも1枚で使えるインターナショナルカードを発行。1980年になると住友クレジットがVISAと相互乗り入れ提携を開始し、国内外共通の住友VISAカードを発行した。さらに1980年にアメックスが、年会費1万円の国内外共通「ゴールドカード」を発行、また、UC、DC、ミリオンカードの3社は、共通ロゴを入れたMasterCardを相次いで発行した。

3) デュアル発行

1987年、日本信販はVISA、MasterCardの2大ブランドの国内外共通カードを発行する「デュアル発行」を国内で初めて行った。流通系のクレディセゾン、ダイエーオーエムシー(現オーエムシーカード)もVISAとMasterCard提携により、両ブランドのデュアル発行を開始した。オリエントコーポレーションは業界に先んじて1988年の日本ダイナースクラブとの提携を手始めに、UC/VISA、UC/MasterCard、および、JCBのメジャーブランドのカードを発行する体制を国内で整えた。

③銀行系クレジットカード会社の再編

1) 銀行系カード会社の再編

メガバンクが3大グループへと統合されたことに伴い、銀行系カード会社の再編の動きが活発化した。2001年にはさくらカード株式会社のUCカード事業を継承し、住友クレジットサービスが「三井住友カード」となり、2002年、旧UFJ銀行系のミリオンカードサービスとフィナンシャルワンカードが合併し「UFJカード」が誕生した。また、同年、みずほフィナンシャルグループの事業統合により、新生「UCカード」がスタートした。

2) ICカード化の推進

1999年、マイカルカード(現ポケットカード)がICカードの本格発行を開始後、クレジットカード業界は、2002年から、不正防止の対策として、新規発行分からICカード化を本格化した。2003年には銀行系カードだけではなく、信販系、流通系カード各社も相次いで発行を始めた。

3) 携帯電話によるクレジットカード決済

2005年、携帯電話会社であるNTTドコモが新たなクレジットカードブランド「iD」を立ち上げ、2005年12月、「三井住友カードiD」が発行された。2006年、NTTドコモも独自のクレジットカードサービス「DCMX」を開始。iDブランドのクレジットカードは「おサイフケータイ」に対応しており、携帯電話によるクレジット決済が開始された。

またJCB、トヨタファイナンス主導のポストペイサービス「QUICPay」やVISAが提供しているポストペイサービスVISA TOUCHがおサイフケータイ対応するなど、おサイフケータイを利用するクレジットカード決済が続々登場した。

2 貸金業界を取り巻く環境

貸金業とは、「金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付、または当該方法による金銭の授受の媒介を含む）を業として行うもの」と定義されており、国や地方公共団体が行う貸付けや、他の法律に特別の規定のあるもの（銀行など）が行う貸付け等とは区別される（貸金業法第2条）。

貸金業は、個人（消費者）や中小事業者の資金需要に応じて発展してきたが、近年の環境変化により、大きな転換を迫られている。

2000（平成12）年6月に施行された出資法および貸金業規制法の一部改正に伴う貸出上限金利の引下げである。1999年のいわゆる「商工ローン問題」では、業者による債務者および連帯保証人への厳しい取立てが大々的に報じられた。臨時国会における論議では、この問題が貸金業界全体の営業や業務内容に波及し、過剰貸付けや高金利が背景にあるとされた。さらに、違法業者（ヤミ金融）による被害の急増も社会問題化しており、過酷な取立てや高金利への対策が必要であるとの意見が多数を占め、規制の強化とあわせて出資法上限金利は年40.004%から29.2%に引き下げられた。

2000年代に入ると、自己破産申請件数が増加した。2000年4月には民事再生法が施行され、債務者の再建を図る新たな道も拓かれたが、2000年10月からの弁護士広告解禁や、その後の司法書士の債務整理等の業務範囲の拡張などが、民事再生手続きよりも簡便な自己破産の増加に拍車

をかけ、2003（平成15）年には24万件とピークに達した。

また、「利息返還請求」も増加し、マスクミが大きく取り上げることになった。背景には、2004（平成16）年の最高裁判決（貸金業規制法第43条の厳格解釈）がある。

2006（平成18）年1月13日、43条すなわち「みなし弁済」を否定する最高裁判決が下されると、利息返還請求のさらなる増加とともに、金融機関からの資金調達も厳しさを増し、倒産・廃業を余儀なくされる貸金業者が相次いだ（消費者金融專業大手各社も、利息返還請求による損失引当のため業績を下方修正）。その結果、登録貸金業者数は激減し、貸出残高も大きく減少している。

これらは、利用者側である資金需要者にも影響を与えることが予想されることから、今後は貸金業者と資金需要者の相互信頼に基づいた、健全な市場の創造と発展が求められている。

3

貸金業法改正の経緯

1 経緯

①貸金業規制法の公布・施行

「貸金業法(貸金業の規制等に関する法律)」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、1983(昭和58)年5月13日に公布、同年11月1日に施行された(昭和58年法律第32号)。

②平成15年改正

当時社会問題化していた悪質な違法業者(「ヤミ金融」)の取締りを目的に、2003(平成15)年8月1日規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」)が成立、翌年1月1日より施行された。

③平成18年改正

2006(平成18)年の改正については、

- 1) 上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた。
- 2) 近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ。
- 3) とくに、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止などの法律改正が議論されてきた。

という背景があり、2005(平成17)年3

月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」(座長・吉野直行慶應義塾大学経済学部教授)が開催された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等々の紆余曲折があったが、2006年4月に「座長としての中間整理」が発表され、この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案(「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」)が2006年10月31日に第165回臨時国会に提出され、同年12月13日に可決・成立、12月20日に公布された(平成18年法律第115号)。

また、改正貸金業法の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、2007(平成19)年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創

設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

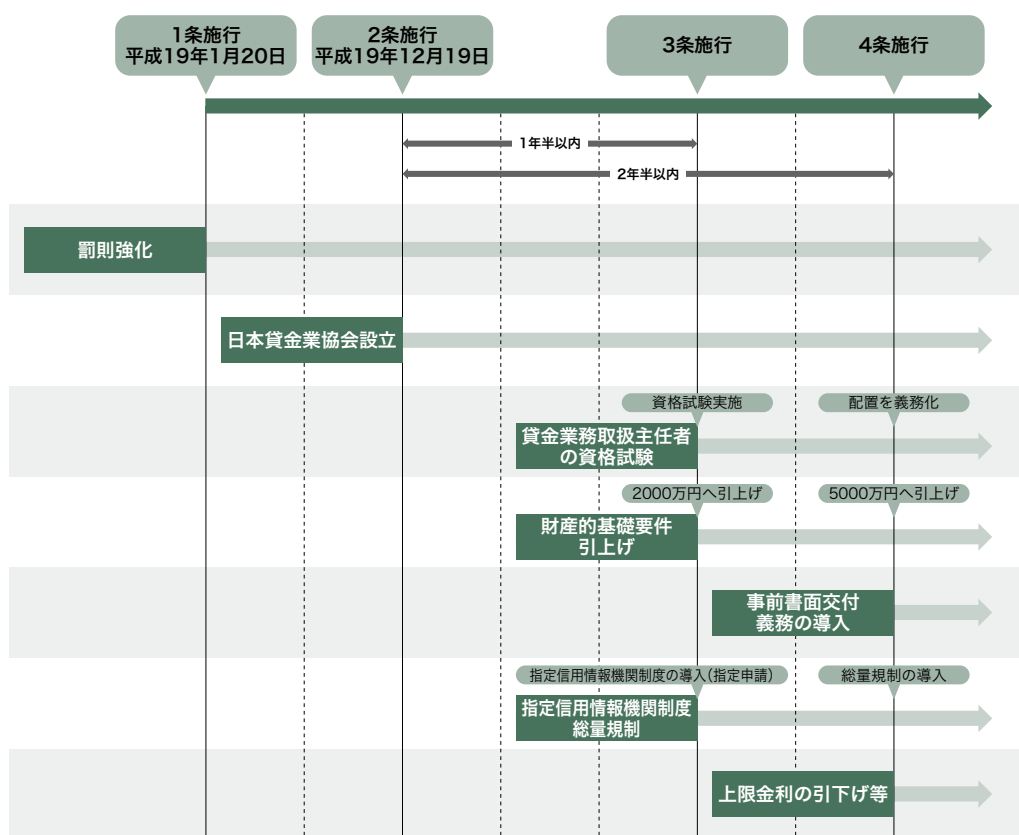
2 改正法の施行スケジュール

改正法は、項目によっては、貸金業者側のシステム対応などのための準備期間を要する。貸し手の体勢が整わなければ、借り手側にもダメージを及ぼすことになりかねない。したがって、改正法は、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」において4段階に分けて施行されるこ

ととされており、その施行スケジュールの概略は図表2-1のようになっている。

なお、2条改正の本体施行日（2007年12月19日）をもって「貸金業の規制等に関する法律」の題名（名称）は、「貸金業法」に改められた。

図表2-1 貸金業法施行スケジュール



4

具体的な改正内容

前述のように、改正法は段階的に施行することとなっている。

また、今回の改正が資金需要者や貸金業者の実態等に影響を及ぼす可能性があることから、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。さらに、改正法が完全に施行された後にも、貸金業法改正後の規定の実施状況に検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うこととしている（改正法附則第67条）。

以下、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に沿って施行されることとなった改正内容を、施行順に説明する。

1 1条改正(2007年1月20日施行)

①無登録営業に対する罰則の強化

無登録営業の罰則を「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」から、「10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金」に引き上げることなどの罰則の引上げ（強化）が行われた（貸金業の規制等に関する法律第47条～第49条、第51条関係）。

②超高金利の貸付けに対する罰則の強化

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年率109.5%を超える割合による利息の契約をしたとき

は、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科」から、「10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、またはこれを併科」するものとし、この割合を超える割合による利息を受領し、またはその支払いを要求した者も同様とした（出資法第5条第3項関係）。

2 2条改正(2007年12月19日施行)

①法律の名称および目的の改正

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改め、目的規定の冒頭に「貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ」を加えた（貸金業法第1条関係）。

②貸金業者の登録要件の強化

貸金業者の登録拒否要件に、「登録を取り消されてから5年を経過しない者」などの他に、次に掲げるものが加えられた（貸金業法第6条関係）。

イ 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

ロ 他に営む業務が公益に反すると認められる者

③行為規制の強化等

1) 業務運営に関する措置

貸金業者は、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行等を確保するための措置を講じなければならないことが明示された（貸金業法第12条の2）。

2) 禁止行為の強化

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととされた（貸金業法第12条の6）。

イ 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、または貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

ロ 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

ハ 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

ニ 偽りその他不正または著しく不当な行為

3) 生命保険契約締結の制限

貸金業者による借り手の自殺を保険事故とする生命保険の付保が禁止されることとなった（貸金業法第12条の7）。

4) カウンセリング機関の紹介

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れまたは返済に関する相談または助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができることを認められる団体（カウンセリング機関）を紹介するよう努めなければならない（貸金業法第12条の8）。

5) 勧誘に係る規制の強化

誇大広告の禁止に加え、広告や勧誘をするときの禁止事項として、以下のようなことが追加された。

イ 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認めら

れる勧誘を行って資金需要者等の利益の保護に欠け、または欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない（適合性原則：貸金業法第16条第3項）。

ロ 貸金業者は、貸付けの契約の勧誘を受けた資金需要者等が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続してはならない（再勧誘の禁止：貸金業法第16条第4項）。

6) 生命保険契約に係る同意前の書面の交付

貸金業者が、貸付けの契約の相手方または相手方となろうとする者の死亡によって保険金額の支払いを受けることを定める保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該保険契約の内容を説明する書面を交付しなければならないこととされた（貸金業法第16条の3）。

7) 書面交付に係る規定の整備

保証契約締結前および締結時の書面の交付について、以下のとおり、規定整備がなされた。

イ 連帯保証人について、事前書面及び契約書面に、催告の抗弁権および検索の抗弁権がない旨の記載を義務づける（貸金業法第16条の2第1項、第17条第3項）。

ロ 極度方式基本契約（リボルビング契約）等についての契約書面の記載事項に係る規定を整備する（貸金業法第17条）。

ハ 利息制限法の上限金利以下の金利での貸付けについて、相手方の同意を条件に、マンスリーステートメント方式

による代替および書面交付の電子化を可能とする（貸金業法第17条第6項、第7項、第18条第3項、第4項関係）。なお、マンスリーステートメント方式とは、個々の貸付け・弁済時には簡素な交付書面とし、定期的（1ヵ月ごとなど）に貸付け・弁済に関する情報をまとめて記載した書面を交付する方式をいう。

8) 帳簿書類の閲覧

貸金業者は、債務者等から帳簿の閲覧または謄写を請求されたときは、債務者等の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、その請求を拒むことができないこととされた（貸金業法第19条の2）。

9) 公正証書に係る規制の強化

白紙委任状の取得の制限を規定した条文が、特定公正証書に係る制限となり、規制が強化されることになった（貸金業法第20条）。

- イ 貸金業を営む者は、利息制限法の利息の制限額を超える貸付けの契約について、公正証書の作成を公証人に囑託してはならない。
- ロ 貸金業を営む者は、公正証書の作成を公証人に囑託する委任状を取得してはならない。
- ハ 貸金業者は、公正証書の作成を公証人に囑託する場合には、あらかじめ、公正証書により直ちに強制執行に服することとなる旨等について、書面を交付して説明しなければならない。

10) 取立て規制の強化

取立てについては、「人の私生活もしくは業務の平穩を害するような言動」等についての要件を客観的なものとするとも

に、次のような具体的な禁止行為の類型を追加する等の改正が行われた（貸金業法第21条第1項）。

- イ 債務者等から弁済等の時期について申し出を受けている場合において、その申し出が社会通念に照らして相当であると認められないなどの正当な理由なく、夜間に加えて日中、電話、ファクシミリ送信、訪問による取立てを行うこと。
- ロ 債務者等から退去すべき意思を示されたにもかかわらず、居宅や勤務先等から退去しないこと。
- ハ 禁止行為のいずれかを行うことを告げること。

④貸金業協会

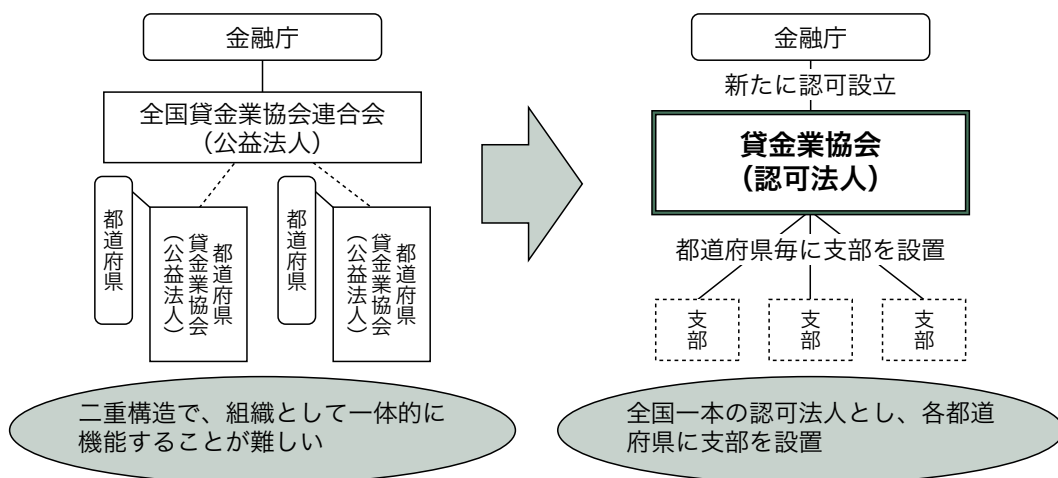
1) 設立の経緯

図表2-2のように、これまで「貸金業の規制等に関する法律」に基づいて設立された貸金業の業界団体としての「貸金業協会」は、各都道府県にあって、その連合体として「全国貸金業協会連合会」があった。貸金業法の改正により、全国貸金業協会連合会は2007年12月18日付で解散し、翌日、新制度の下での貸金業協会が、それまでの貸金業協会とは法人格を異にする新法人（貸金業者を協会員とし、各都道府県に支部を有する貸金業法に基づく法人）として、内閣総理大臣の認可を受けて設立された（貸金業法第26条第1項、第2項）。

2) 自主規制機能の強化

貸金業協会は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とする（貸金業法第25条）。そのため、次に掲げる事項について、業務規程を定めることとし、業務規程は内閣総理大臣の認可を受けることとされた（貸金業

図表2-2 新しい貸金業協会の設立



金融庁 HP「貸金業法等の改正について」より

法第31条第10号、第32条第6号、第38条、第41条の4)。

- イ 過剰貸付けの防止に関する事項
- ロ 極度方式基本契約におけるミニマムペイメント（一定期間における最低の返済額その他の返済）に関する事項
- ハ 広告の内容、方法、頻度および審査に関する事項
- ニ 勧誘に関する事項
- ホ 債権の取立てに関する事項
- ヘ 協会員に対する監査に関する事項
- ト 資金需要者等（債務者等であった者を含む）からの苦情の解決に関する事項
- チ 資金需要者等に関する借入れおよび返済に関する相談または助言その他の支援（カウンセリング）に関する事項
- リ 貸金業に従事する者に対する研修に関する事項
- ヌ その他、協会の目的を達成するために必要な事項

3) 制裁

貸金業協会は、その定款において、協会

員が法令等に違反する行為をした場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止もしくは制限を命じ、または除名する旨を定めなければならない（貸金業法第25条～第41条の12関係）。

4) 監督

内閣総理大臣または都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者であって貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、資金需要者等の利益の保護に欠けることのないよう、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならないこと等とした（貸金業法第24条の6の11関係）。

⑤監督の強化

1) 業務改善命令の創設

貸金業者に対する機動的な監督を行う必要性にかんがみ、内閣総理大臣または都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限

度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができることとされた（貸金業法第24条の6の3）。

2) 行政処分強化

貸金業の業務に関し法令または法令に基づく内閣総理大臣もしくは都道府県知事の処分に違反したときは、当該貸金業者に対して、登録を取り消し、または業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができることとし、当該行為をした役員解任を命ずることができることとされた（貸金業法第24条の6の4）。

3) 業務開始義務

内閣総理大臣または都道府県知事は、登録を受けた貸金業者が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができるとされた（貸金業法第24条の6の6）。

- イ 営業所・事務所の所在地などが確認できない場合、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申し出がないとき。
- ロ 正当な理由がないのに、登録を受けた日から6ヵ月以内に貸金業を開始しないとき、または引き続き6ヵ月以上貸金業を休止したとき。

4) 事業報告書の提出

全ての貸金業者に、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎年事業年度経過後3ヵ月以内に、その登録をした内閣総理大臣または都道府県知事への提出を義務づけることとされた（貸金業法第24条の6の9）。

3 3条改正（2009年6月までに施行予定）

①財産的基礎要件の引き上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施す

るため必要かつ適当な最低純資産の額を、これまでの「個人300万円、法人500万円」から、「2,000万円を下回らない政令で定める金額」とすることとなった（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

また、NPOバンク（地域社会の福祉・環境保全活動などを行うNPOや市民団体、個人などへの融資を目的とする小規模の非営利バンク）を念頭に、以下の要件が規定された（改正府令第2条）。

- イ 営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
- ロ 純資産額が500万円以上であること。
- ハ 特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付けまたは生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款または寄附行為において定めていること。
- ニ 剰余金の分配を行わないこと等を定款または寄附行為において定めていること。
- ヘ 事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

②指定信用情報機関制度の創設

これまで、貸金業者は任意に個人信用情報機関に加盟し、借り手の返済能力を把握する際の参考に使っている。ただ、未加盟業者も多く、残高等に関しては個人信用情報機関どうしの情報交流が行われていないこともあって、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分であるとされた。

今回の改正では、内閣総理大臣による個人信用情報機関の指定制度が創設されると

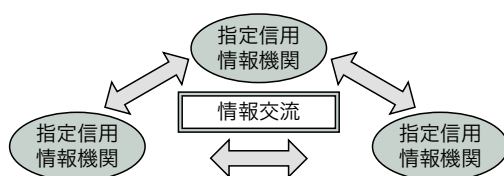
ともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとされる（貸金業法第41条の13及び14。役員の兼職の認可制については貸金業法第41条の15、役職員等の秘密保持義務については貸金業法第41条の16）。

指定信用情報機関の創設に当たっては、個人信用情報機関のうち、

- イ 個人の信用情報を適切に管理している
- ロ 借り手ごとの信用情報の名寄せを行っている
- ハ 加入貸金業者からの信用情報の提供が速やかに行われる

などの体制が整備されている機関を、指定信用情報機関に指定することによって、貸金業者による情報提供、信用情報の照会および指定信用情報機関間の情報交流を義務付け、貸金業者が借り手の返済能力を十分に把握できるようになることが期待される。

図表2-3 指定信用情報機関の創設



出典：金融庁 HP「貸金業法等の改正について」より

また、指定情報機関の業務、内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督、加入貸金業に関して、それぞれ以下のような規定がある。

指定信用情報機関の業務に関しては、

- イ 兼業の制限（承認制）（貸金業法第41条の18）
- ロ 業務規程の認可を受ける義務（貸金

業法第41条の20）

- ハ 加入貸金業者による信用情報の目的外利用防止のための監督義務（貸金業法第41条の23）

- ニ 他の指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の24）

等の規定が設けられることとなる（貸金業法第41条の17から第41条の26まで）。

内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督に関しては、

- イ 報告徴収及び立入検査（貸金業法第41条の30）

- ロ 業務改善命令（貸金業法第41条の31）ならびに指定の取消し（貸金業法第41条の33）

等の規定が設けられることになる（貸金業法第41条の27から第41条の34まで）。

加入貸金業者に関しては、

- イ 加入貸金業者による加入指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の35）

- ロ 情報提供に係る資金需要者等の同意の取得義務（貸金業法第41条の36）

- ハ 提供を受けた信用情報の目的外使用等の禁止（貸金業法第41条の38）

等に関する規定が設けられることとなる（貸金業法第41条の35から第41条の38まで）。

③貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設

これまでも「貸金業務取扱主任者」の制度があり、日本貸金業協会等の研修を受けて試験に合格した者を貸金業務取扱主任者と呼んでいるが、これは国家資格ではない。改正後は、貸金業務取扱主任者資格試験制度が創設され、国家資格となる。

まず、3条改正では、

- ①内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者

資格試験を行う

②内閣総理大臣が試験実施機関を指定する制度を創設する

③資格試験に合格した者は、貸金業務取扱主任者の登録を申請し、内閣総理大臣が登録する

こととし、完全施行（4条施行）時には改正法に基づく貸金業務取扱主任者を必置化する制度がスタートする（貸金業法第24条の8～第24条の50関係）。

4 4条改正（2010年6月までに施行予定）

段階を追って施行される貸金業法は、4条改正の施行をもって完全施行となる。

①貸金業務取扱主任者の必置化

貸金業者に対し、営業所もしくは事務所ごとに、資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を設置することを義務づけるとともに、設置していないことを登録拒否要件とする（貸金業法第4条第1項第6号、第6条第1項第13号、第12条の3関係）。

なお、営業所等において貸金業に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合は、50分の1以上とされている（改正府令第3条）。

②財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するために必要かつ適当な最低純資産の額を、「5,000万円を下回らない政令で定める金額」とする（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

③行為規制の強化等

1) 利息の制限額を超える契約の禁止等

貸金業者は、利息制限法を超える利息の契約を締結し、利息を受領し、またはその

支払いを要求してはならないこと等とする（貸金業法第12条の8関係）。

2) 書面交付義務の強化

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならないこととする等、書面交付義務を強化する（貸金業法第16条の2関係）。

④過剰貸付けに係る規制の強化

1) 返済能力の調査義務

イ 貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力（資力または信用、借入れの状況、返済計画等）の調査を義務づけることとする。

ロ 貸金業者に対し、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査を義務づけることとする。

ハ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額が50万円を超える貸付けに係る契約または自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が100万円を超える貸付けに係る契約を締結する場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを義務づけることとする（貸金業法第13条関係）。

2) 過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）

イ 貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止することとする。

ロ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する。

ハ 極度方式基本契約（リボルビング契約）を締結している場合には、極度方式貸付けの状況を勘案し、または定期的に、指定信用情報機関の信用情報を使用して返済能力を調査し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えると認められるときは、極度方式貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければならないこととする（貸金業法第13条の2～第13条の4関係）。

⑤みなし弁済制度の廃止

貸金業者の行う金銭消費貸借契約に基づき債務者が利息制限法第1条第1項に規定する利息の制限額と出資法第5条第2項に規定する利息の制限額との間の金利（いわゆるグレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合には、当該支払いは有効な債務の弁済とみなすこととしている規定は廃止される

（貸金業法第43条関係）。

⑥第5条：利息制限法の一部改正（施行は第4条に同じ）

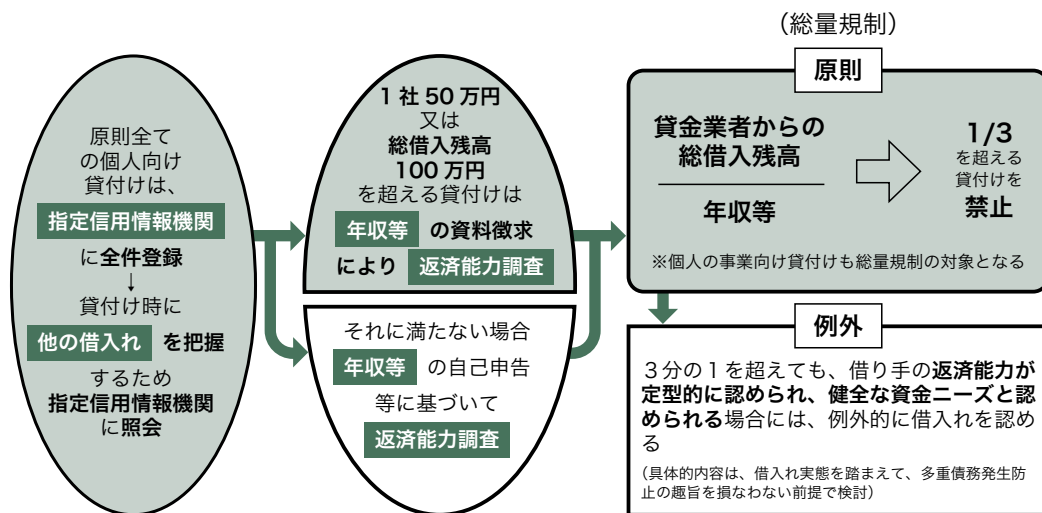
改正貸金業法の完全施行日に、改正利息制限法が施行される。改正後も利息制限法第1条第1項（元本の額が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合は年1割5分とする利息の制限）の区分自体に実質的変更はないが、営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借）の特則として、以下のような条項が設けられる。

1) 元本額区分の適用の特例

利息の制限の規律について、債権者が業として行う金銭消費貸借が、同一の当事者間で複数ある場合における元本額区分の適用の特則を設けることとする（利息制限法第5条関係）。

イ 債務を既に負担している債務者が同

図表2-4 総量規制の導入



※住宅ローンは総量規制の対象外
（指定信用情報機関における他の貸付けの登録情報をあわせて個別判断により、返済能力を超える過剰な貸付けを一般的に禁止）

出典：金融庁 HP 「貸金業法等の改正について」より

一の債権者から重ねて金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における利息は、既に負担している債務の元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額によって決められる。

ロ 債務者が同一の債権者から同時に2件以上の貸付けを受けた場合の、それぞれの貸付けに係る利息は、その2件以上の貸付けを受けた元本の額の合計額によって決められる。

2) 営業的金銭消費貸借におけるみなし利息

債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、特則を設け、みなし利息から除外される費用を以下のものに限定する等の措置を講ずることとする。

イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機など(ATM)の手数料(上限は政令に委任)

ロ カードの再発行手数料、その他債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの(利息制限法第6条関係)

3) 賠償額の予定の特則

債権者が業として行う金銭消費貸借における債務不履行による賠償額の予定の上限を年2割とし、その超過分については無効とする(利息制限法第7条関係)。

4) 保証料の制限等

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とするほか、根保証における保証料の特則を設けることとする(利息制限法第8条関係)。

⑦第7条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正(施行は第4条に同じ)

出資法における以下の条項は、貸金業法の完全施行日にあわせて改正される。

1) 金銭貸借等の媒介手数料の制限

イ 金銭の貸借の媒介手数料の制限に関し、貸借の期間が1年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額を超える手数料の契約をし、またはこれを超える手数料を受領してはならないものとする(出資法第4条第1項関係)。

ロ 金銭の貸借の保証の媒介についても、金銭の貸借の媒介と同様の規制を設ける(出資法第4条第2項関係)。

2) 業として行う高金利違反の罪

業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2%(うるう年については年29.28%)を超える金利から、年20%を超える金利に引き下げる(出資法第5条第2項)。

これらの改正を受けて、改正貸金業法完全施行後の貸付けの上限金利は図表2-5のようになる。

3) 金銭貸借の保証料の制限

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証

において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とする。また、保証料がある場合における高金利の規制の特則を設ける（出資法第5条の2及び第5条の3関係）。

4) みなし利息

金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・公租公課の支払いに充てられるもの
- ・強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公

の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの

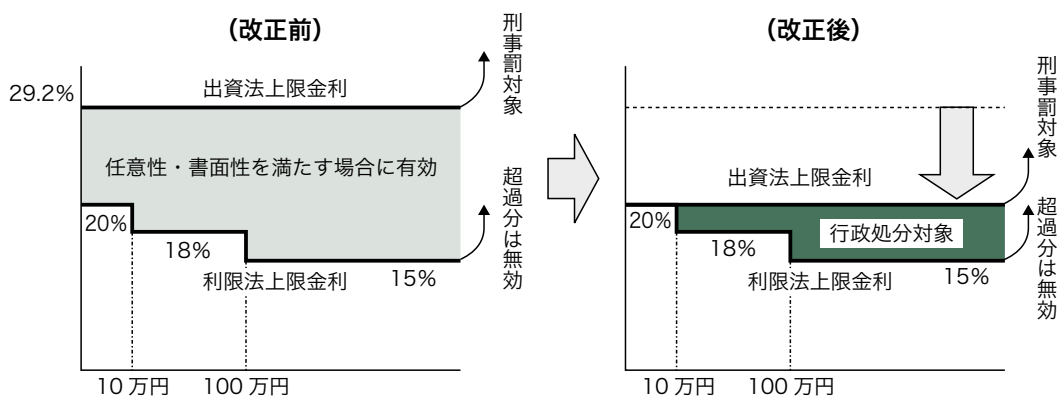
- ・債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機など（ATM）の手数料

ロ 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの（出資法第5条の4第4項関係）

⑧第8条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止することとする（出資法一部改正法附則第8項～第16項関係）。

図表2-5 貸金業法改正完全施行後の貸付けについての上限金利



出典：金融庁 HP「貸金業法等の改正について」より

3章

貸金業法3条・4条施行に関する アンケート調査結果について

1 アンケート調査概要

1 調査目的

本調査は、当協会協会員へのアンケート調査を実施し、貸金業法の3条施行・4条施行に係る準備状況等の実態を把握し、協会員各社の業務運営の適正化および必要な対応等を検討することを目的とした。

2 調査手法

平成20年4月21日時点で、協会に加盟している協会員に対し郵送アンケートを実施。

調査対象	日本貸金業協会員各社 計3,700（平成20年4月21日現在）
調査票回収数	2,391社（回収率64.6%）・うち有効回答数2,387社
調査方法	郵送調査法
調査期間	平成20年5月9日～5月21日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部

3 標本構成（集計・分析対象）

集計・分析対象の概要は以下の通りである。

(n=2,387)

	残高規模	協会員数		回答あり	
			構成比		構成比
貸 付 残 高	残高0	450	12.2%	194	8.6%
	1円超～5千万円	1,352	36.5%	769	34.1%
	5千万円超～1億円	446	12.1%	279	12.4%
	1億円超～5億円	704	19.0%	433	19.2%
	5億円超～10億円	219	5.9%	151	6.7%
	10億円超～100億円	388	10.5%	319	14.1%
	100億円超～500億円	70	1.9%	59	2.6%
	500億円超～1,000億円	26	0.7%	16	0.7%
	1,000億円超～5,000億円	33	0.9%	27	1.2%
	5,000億円超	12	0.3%	11	0.5%
			3,700	100%	2,258

(残高規模未回答=129/2,387)

4 調査分析における留意事項

- 「協会員数」3,700社の貸付残高区分別内訳数については、該当会社の昨年度中の申告残高をベースに分類、「回答あり」の内訳数は本アンケートにおける申告残高で分類している。
- 設問によって、回答の対象となる標本数（n）は異なる。

2

業務の状況について

アンケートの冒頭では、各社の規模として貸付残高と、各社の業態区分についてヒアリングを行った。回答の結果は以下の通りである。

1 貸付残高^(注)の状況

- 残高規模別の業者数では5千万円以下の構成比が全体の34.1%と最も多い。また、法人・個人の別で見ると、個人業者では5千万円以下が3分の2（67.5%）、法人業者では1億円超～5億円の構成比が24%となっている。
- 参考として、個人向け貸付残高のみの残高規模で見ると、法人、個人業者とも5千万円以下が最も多い。

(注) 貸付残高は決算期末時点の貸金業法に係る貸付残高

図表3-1 貸付残高規模別業者数

(n=2,387)

	残高規模	合計		法人		個人	
		合計	構成比	法人	構成比	個人	構成比
貸 付 残 高	残高0	194	8.6%	139	9.2%	55	7.3%
	1円超～5千万円	769	34.1%	261	17.3%	508	67.5%
	5千万円超～1億円	279	12.4%	175	11.6%	104	13.8%
	1億円超～5億円	433	19.2%	361	24.0%	72	9.6%
	5億円超～10億円	151	6.7%	139	9.2%	12	1.6%
	10億円超～100億円	319	14.1%	317	21.1%	2	0.3%
	100億円超～500億円	59	2.6%	59	3.9%	0	0.0%
	500億円超～1,000億円	16	0.7%	16	1.1%	0	0.0%
	1,000億円超～5,000億円	27	1.2%	27	1.8%	0	0.0%
	5,000億円超	11	0.5%	11	0.7%	0	0.0%
	合計	2,258	100%	1,505	100%	753	100%

(未回答 n=129)

図表3-2 〈参考〉個人向け貸付残高別業者数

(n=2,387)

	残高規模	合計		法人		個人	
		合計	構成比	構成比	構成比		
貸付残高	残高0	448	19.84%	353	23.46%	95	12.62%
	1円超～5千万円	839	37.16%	329	21.86%	510	67.73%
	5千万円超～1億円	243	10.76%	158	10.50%	85	11.29%
	1億円超～5億円	326	14.44%	272	18.07%	54	7.17%
	5億円超～10億円	100	4.43%	92	6.11%	8	1.06%
	10億円超～100億円	220	9.74%	219	14.55%	1	0.13%
	100億円超～500億円	43	1.90%	43	2.86%	0	0.00%
	500億円超～1,000億円	10	0.44%	10	0.66%	0	0.00%
	1,000億円超～5,000億円	20	0.89%	20	1.33%	0	0.00%
	5,000億円超	9	0.4%	9	0.6%	0	0.00%
	合計	2,258	100%	1,505	100%	753	100%

(未回答 n=129)

2 業態区分の状況

業態別の業者数は、消費者向無担保貸金業者が全体の46.4%、ついで事業者向貸金業者が20.1%となっている。

図表3-3 業態区分の状況

(n=2,387)

	業態区分	社数	
		社数	構成比
①	消費者向無担保貸金業者	999	46.4%
②	消費者向有担保貸金業者	153	7.1%
③	消費者向住宅向貸金業者	46	2.1%
④	事業者向貸金業者	434	20.1%
⑤	手形割引業者	86	4.0%
⑥	クレジットカード会社	174	8.1%
⑦	信販会社	67	3.1%
⑧	流通・メーカー系会社	36	1.7%
⑨	建設・不動産業者	50	2.3%
⑩	質屋	6	0.3%
⑪	リース会社	39	1.8%
⑫	日賦貸金業者	64	3.0%
	合計	2,154	100%

(未回答 n=311)

3

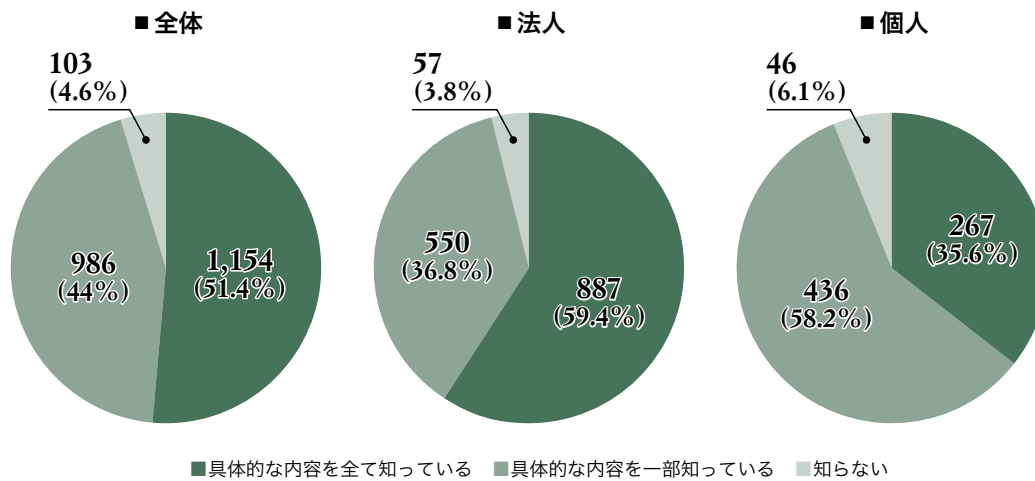
3条施行・4条施行の具体的内容について

改正貸金業法3条・4条施行の認知度ならびに、具体的改正項目等に関するヒアリングの回答結果は、次のとおりである。

1 3条施行・4条施行の内容に関する認知状況

- 3条・4条施行の内容に関しては、95%程度が「知っている」と回答。うち50%程度がその内容を「全て知っている」と回答しており、「知らない」と回答した事業者は、5%程度に留まった。

図表3-4 3条・4条施行の認知状況



(n=2,387)

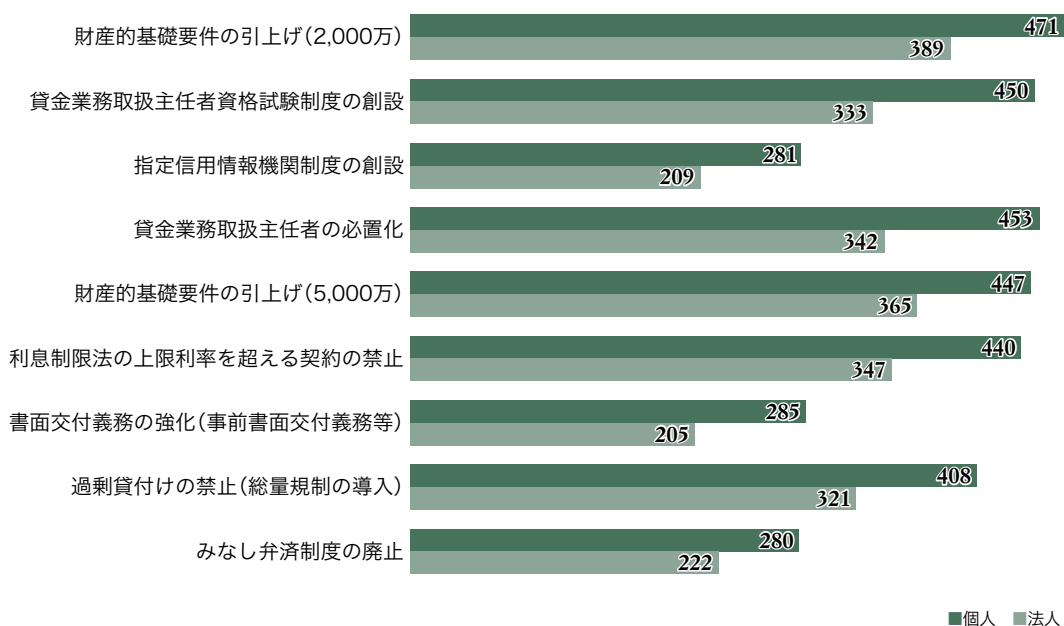
	合計		法人		個人	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比
①具体的な内容を全て知っている	1,154	51.4%	887	59.4%	267	35.6%
②具体的な内容を一部知っている	986	44.0%	550	36.8%	436	58.2%
③知らない	103	4.6%	57	3.8%	46	6.1%
合計	2,243	100%	1,494	100%	749	100.0%

(未回答 n=144)

2 改正内容の項目別認知状況

- 前記設問にて、「②具体的な内容を一部知っている」と回答した協会員に対し、改正内容のいずれの項目について「知っている」のかヒアリング。
- 内容を「一部知っている」と回答した事業者による具体的内容については、「財産的基礎要件の引上げ（2,000万円）」が相対的に認知度が最も高い結果となった。
- 3条施行における「指定信用情報機関制度の創設」と、4条施行における「書面交付義務の強化」は、相対的に認知度が低い結果となった。

図表3-5 改正内容の項目別認知状況



(n=986)

		合計/986	法人/550	個人/436
3条施行	財産的基礎要件の引上げ（2,000万）	860	471	389
	貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設	783	450	333
	指定信用情報機関制度の創設	490	281	209
4条施行	貸金業務取扱主任者の必置化	795	453	342
	財産的基礎要件の引上げ（5,000万）	812	447	365
	利息制限法の上限利率を超える契約の禁止	787	440	347
	書面交付義務の強化（事前書面交付義務等）	490	285	205
	過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）	729	408	321
	みなし弁済制度の廃止	502	280	222

4

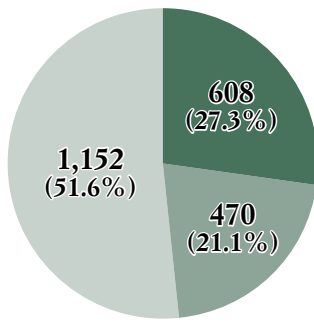
財産的基礎要件引上げについて

財産的基礎要件の引上げに関して、現在の純資産額の状況、今後の対応予定、対応の際の具体策についてヒアリングを行った。回答結果は、次のとおりである。

1 現状の純資産額について

- 現状で4条施行が求める財産的基礎要件をクリアしている業者は1,152社、51.6%となっており、1,078社、48.4%は4条施行までに対応が求められている。
(3条施行までに608件、27.3%、4条施行までに470件、21.1%)

図表3-6 現状の純資産額



- 3条施行時対応要業者 [～2,000万円未満]
- 4条施行時対応要業者 [2,000万円～5,000万円未満]
- 対応不要業者

(n=2,387)

	合計		法人		個人	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
～2,000万円未満 (3条施行での対応が迫られる業者数)	608	27.3%	347	23.3%	261	35.0%
2,000万円～5,000万円未満 (4条施行での対応が迫られる業者数)	470	21.1%	203	13.7%	267	35.8%
5,000万円以上 (対応が必要のない業者数)	1,152	51.6%	935	63.0%	217	29.1%
合計	2,230	100%	1,485	100%	745	100%

(未回答 n=157)

2 今後の対応方針について

- 3条施行時に対応が求められる業者（現純資産額 2,000 万円未満）および 4条施行時に対応が求められる業者（現純資産額 2,000 万円～ 5,000 万円未満）には、今後の対応方針のヒアリングを行った。
- 財産的基礎要件上に対応が必要でありながら、最終的に対応予定なしとしている事業者は、3条施行時で 163 社、4条施行時で 355 社（180 + 175）、合計で 518 社。

図表3-7 現純資産額2,000万円未満

(n=608)

	合計 (608)	法人 (347)	個人 (261)
3条施行時、4条施行時に段階的に対応（増資等）予定	245	160	85
3条施行時には対応（増資等）するが、4条施行時には対応予定なし	175	92	83
3条施行時に対応（増資等）する予定はない	163	82	81

(未回答 n=25)

図表3-8 現純資産額2,000万円～5,000万円未満

(n=470)

	合計 (470)	法人 (203)	個人 (267)
3条施行時、4条施行時に段階的に対応（増資等）予定	233	119	114
3条施行時には対応（増資等）するが、4条施行時には対応予定なし	180	62	118

(未回答 n=57)

3 具体的に検討している対応方法

- 財産的基礎要件充足への具体的対応策について自由記入方式で回答を聴取したところ、「増資を行う」との回答が最も多かったが、その具体的手法等について言及した回答は少なかった。

図表3-9 フリー記載欄における具体的対応策

(n=297)

分類	主な内容	割合 (%)
増資等	● 第三者割当増資を検討 ● 現物出資による増資を検討	46.1%
借入等	● 銀行等への融資の申込みを検討 ● 親族、知人等への借入れを検討 ● 借入金の債権放棄をお願いする	7.1%
営業等	● 消費者無担保貸付以外に有担保貸付・事業者向貸付等に力を入れて貸付残高を増やすことを検討 ● 新規顧客を開拓する	5.4%
資産処分	● 個人所有の不動産を資産として出すことを検討	10.1%
廃業	● 施行後は、廃業を予定している	5.1%
経費等	● 共同出資等により個人事業から法人事業への転換を検討 ● 経費を削減する	4.4%
その他 (要望等)	● 具体的な方法が見つからない ● 協会から具体的な対応等について、ご指導を頂きたい	12.8%

(注) 割合 (%) は、回答のあった協会員数 (n = 297) に対するもの

図表3-10 〈参考〉フリー記載欄に回答した協会員の業態区分・残高規模

(n=297)

業態区分		合計		個人	法人	残高規模 (億円)		
		数	構成比			0-100	100-500	500
						未満	未満	以上
業態区分	消費者向無担保貸金業者	133	44.8%	67	66	66	0	0
	消費者向有担保貸金業者	26	8.8%	5	21	21	0	0
	消費者向住宅向貸金業者	5	1.7%	0	5	5	0	0
	事業者向貸金業者	63	21.2%	12	51	51	0	0
	手形割引業者	18	6.1%	4	14	14	0	0
	クレジットカード会社	2	0.7%	0	2	2	0	0
	信販会社	2	0.7%	0	2	2	0	0
	流通・メーカー系会社	4	1.3%	0	4	4	0	0
	建設・不動産業者	4	1.3%	0	4	4	0	0
	質屋	0	0.0%	0	0	0	0	0
	リース会社	2	0.7%	0	2	2	0	0
	日賦貸金業者	16	5.4%	10	6	6	0	0
	不明 (未回答・他)	22	7.4%	14	8	8	0	0
		合計	297	100.0%	112	185	185	0

5

貸金業務取扱主任者資格試験制度について

新たな貸金業務取扱主任者資格試験制度等に関するヒアリングの回答結果は、次の通りである。

1 要配置人員数と受験予定者数見込み

- 4条施行後に配置が必要となる主任者資格保有者（見込み）は、12,587名であった。
- それに対し、3条施行から4条施行までの1年間の受験者延べ人数（見込み）は、26,697人であり、必要人員確保のために約2倍の社員を受験させる傾向である。
- なお、受験予定者数が要配置人数を下回る回答が相当数存在し、あらためて試験を受ける必要はないとの誤解があることも推測される。

図表3-11 要配置人員数と受験予定者数見込み（延べ数）

	合計	個人	法人	残高規模（億円）		
				0-100未満	100-500未満	500以上
				①現在の貸金業務取扱主任者研修受講済みの在籍人数	30,916	984
②4条施行以降配置を要する主任者資格保有者	12,587	771	11,816	4,565	735	6,516
③3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数	26,697	814	25,883	7,111	1,904	16,868

図表3-12 要配置人員数と受験予定者数見込み（1社あたり平均）

	合計	個人	法人	残高規模（億円）		
				0-100未満	100-500未満	500以上
				①現在の貸金業務取扱主任者研修受講済みの在籍人数	14 (平均人数)	1
②4条施行以降配置を要する主任者資格保有者	6 (平均人数)	1	8	3	12	121
③3条施行～4条施行の間に受験させる予定人数	12 (平均人数)	1	17	5	32	312

図表3-13 〈参考〉受験予定者数が要配置人数を下回る回答

	合計	個人	法人	残高規模（億円）		
				0-100 未満	100-500 未満	500 以上
				本項設問にて、 「②の回答数 \geq ③の回答数」 と回答のあった業者数	1,527	651

2 開催地別見込受験者数

- 受験希望地を聴取したところ、東京、大阪、福岡、名古屋の大都市圏に受験希望が集中している結果となった。

図表3-14 開催地別見込受験者数

受験地	見込人数	受験地	見込人数
札幌	1,275	広島	1,166
仙台	1,577	高松	901
東京	11,267	熊本	609
名古屋	2,109	福岡	2,693
金沢	502	沖縄	627
大阪	5,288	合計	28,014

(注) 延べ数の③受験予定人数合計 26,697 人に対し、本設問における合計 28,014 人が上回っている結果については、希望受験地として複数の受験地を重複回答していることなどが主な原因となっている。

6 指定信用情報機関制度について

指定信用情報機関への加入状況および今後の対応方針に関するヒアリングの回答結果は、次の通りである。

1 加入の状況

- 加入率は48.8%であり、4条施行までに51.2%（1,123社）が対応を迫られる。
- 加入率を法人・個人別に見ると、法人では概ね60%、個人では30%と大きく差異が生じている。
- 企業規模に比例して加入率も上昇傾向となっている。
- 現状における利用信用機関は、JICが最も多く、以下CIC、テラネットと続く。
- 単独の情報機関を利用している協会員は67.6%、複数の情報機関を併用している協会員は32.4%である。

図表3-15 信用情報機関への加入率

(n=2,387)

	加入していない		加入している		加入率 (%)
	数	構成比	数	構成比	
全体	1,123	100.0%	1,070	100.0%	48.8%
個人	504	44.9%	232	21.7%	31.5%
法人	619	55.1%	838	78.3%	57.5%
残高0	102	9.1%	33	3.1%	24.4%
1円超～5千万円	163	14.5%	94	8.8%	36.6%
5千万円超～1億円	90	8.0%	83	7.8%	48.0%
1億円超～5億円	130	11.6%	218	20.4%	62.6%
5億円超～10億円	44	3.9%	90	8.4%	67.2%
10億円超～100億円	72	6.4%	232	21.7%	76.3%
100億円超～500億円	13	1.2%	40	3.7%	75.5%
500億円超～1,000億円	2	0.2%	14	1.3%	87.5%
1,000億円超～5,000億円	3	0.3%	24	2.2%	88.9%
5,000億円超	0	0.0%	10	0.9%	100.0%

(未回答 n=194)

(注) テラネットは、JIC（全情連）から、2009年4月に全事業を承継した上で、社名を（株）日本信用情報機構とすることを公表している他、2008年4月にはCCBとの経営統合を視野に入れた戦略的提携についても公表を行っている。（2009年2月現在）

図表3-16 〈参考〉「加入していない」と回答した協会の業態区分・残高規模

(n=1,123)

業 態 区 分		合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
					0-100 未満	100-500 未満	500 以上
					消費者向無担保貸金業者	482	335
消費者向有担保貸金業者	88	33	55	55	0	0	
消費者向住宅向貸金業者	26	0	26	24	1	1	
事業者向貸金業者	291	56	235	223	9	3	
手形割引業者	45	12	33	32	1	0	
クレジットカード会社	4	0	4	4	0	0	
信販会社	7	0	7	6	1	0	
流通・メーカー系会社	1	0	1	1	0	0	
建設・不動産業者	41	2	39	39	0	0	
質屋	5	0	5	5	0	0	
リース会社	27	0	27	27	0	0	
日賦貸金業者	31	24	7	7	0	0	
不明	75	42	33	33	0	0	
合計	1,123	504	619	601	13	5	

(注) 個人向け貸付残高のない事業者も n に含まれる。

図表3-17 「加入している」と回答した協会の信用情報機関別の加入状況

(n=1,070)

	(n)	現在加入している信用情報機関				
		JIC	CIC	CCB	テラネット	KSC
加入社数	1,070	665	354	207	293	142
消費者向無担保貸金業者	490	397	53	28	115	23
消費者向有担保貸金業者	61	49	5	2	12	3
消費者向住宅向貸金業者	19	5	10	6	1	2
事業者向貸金業者	133	105	21	9	34	19
手形割引業者	38	29	5	2	10	2
クレジットカード会社	161	16	161	118	79	89
信販会社	56	19	53	22	18	0
流通・メーカー系会社	34	10	31	12	13	0
建設・不動産業者	9	5	1	3	0	0
質屋	1	1	0	0	0	0
リース会社	11	0	10	4	5	0
日賦貸金業者	32	25	4	1	6	4
不明	25	4	0	0	0	0

(注) 重複回答があるため、n は一致しない

図表3-18 「加入している」協会の重複加入状況

(n=1,070)

	合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
				0-100未満	100-500未満	500以上
				5つの機関に加入している	9	3
4つの機関に加入している	73	4	69	57	5	7
3つの機関に加入している	103	7	96	75	8	13
2つの機関に加入している	156	8	148	116	13	19
1つの機関に加入している	709	200	509	487	14	8

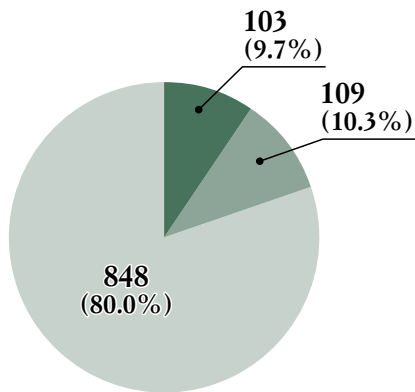
(未回答 n=20)

2 利用の状況

- 情報機関の利用方法としては、約80%の業者は専用端末を利用しており、10%が自社システム対応、10%が系列会社のシステムを利用している。
- 現在、信用情報機関のいずれかを利用している協会のうち、「自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会をしている」割合は、9.3% (法人100社/1,070社) となっている。

図表3-19 「加入している」協会の利用方法

(n=1,070)



- 自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している
- 系列会社のシステムを利用している
- 信用情報機関の専用端末を利用している

	自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している	系列会社のシステムを利用している	信用情報機関の専用端末を利用している
全体	103	109	848
法人	100	105	628
個人	3	4	220

(未回答 n=10)

3 対応予定

- 「現状、信用情報機関への加入検討はしていない」と回答した協会員のうち、指定信用情報機関の利用方法に回答している協会員の割合は、48.5% (240社/495社) となっている。
- なお、財産的基礎要件の対応を検討している協会員のうち、「信用情報機関への加入を検討していない」と回答した協会員の割合は、13.0% (62/478) となっている。

図表3-20 「加入していない」協会員の今後の対応予定

(n=1,123)

	信用情報機関への加入の 検討・準備を行っている	信用情報機関が指定を受 けた後、準備する	現状、信用情報機関への 加入検討はしていない
全 体	213	358	495
個 人	84	189	214
法 人	129	169	281
残高0	42	12	45
1円超～5千万円	28	57	69
5千万円超～1億円	25	25	35
1億円超～5億円	18	51	55
5億円超～10億円	5	8	28
10億円超～100億円	11	13	39
100億円超～500億円	0	3	7
500億円超～1,000億円	0	0	1
1,000億円超～5,000億円	0	0	2
5,000億円超	0	0	0

(未回答 n=57)

図表3-21 〈参考〉「加入していない」協会の4条施行後の信用情報機関の利用方法

(n=1,123)

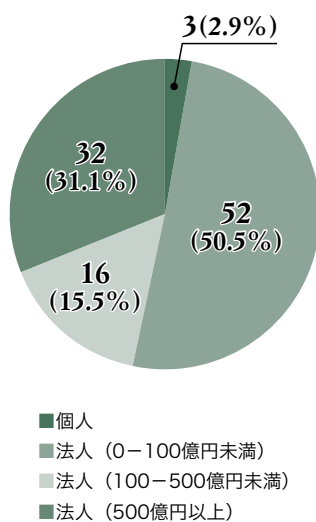
	自社システムを保有し、 指定信用情報機関へパッ チ照会する	系列会社のシステムを利 用する	指定信用情報機関の専用 端末を利用する
全 体	124	90	527
個 人	70	37	253
法 人	54	53	274
残高0	7	7	28
1円超～5千万円	19	16	75
5千万円超～1億円	5	9	47
1億円超～5億円	14	5	75
5億円超～10億円	7	3	17
10億円超～100億円	2	13	26
100億円超～500億円	0	0	5
500億円超～1,000億円	0	0	1
1,000億円超～5,000億円	0	0	0
5,000億円超	0	0	0

(未回答 n=382)

4 システム対応の状況

- 現状「自社システムを保有し、信用情報機関へバッチ照会している」ないし、「今後その予定がある」と回答した協会の進捗状況及び課題等に関するヒアリングの回答結果は、次の通りである。

図表3-22 本項への回答社数と内訳



(n=103)

合計	個人	法人	残高規模 (億円)		
			0-100 未満	100-500 未満	500 以上
103	3	100	52	16	32

図表3-23 信用情報機関主催の説明会等への参加状況

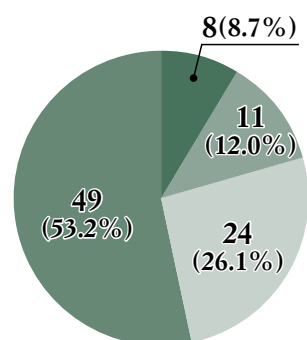
(n=100、法人のみ)

	件数
a. 加入している機関全てに出席した	62
b. 主要機関のみ出席した	24
c. 出席していない	2
d. 今後の信用情報機関の説明会があれば参加したい	30
e. 未回答	5

(注) 重複回答があるため、nは一致しない

指定信用情報機関への加入意向について回答のあった協会のうち、どの指定信用情報機関へ加入するか未定であると回答した割合は、53.2%（49社/92社）であった。

図表3-24 指定信用機関への加入意向



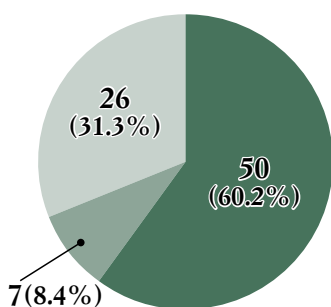
■ a. 全ての機関に加入する ■ b. 2つの機関に加入する
■ c. 1つの機関にのみ加入する ■ d. 現状では未定である

(n=100、法人のみ)

	件数	構成比
a. 全ての機関に加入する	8	8.7%
b. 2つの機関に加入する	11	12.0%
c. 1つの機関にのみ加入する	24	26.1%
d. 現状では未定である	49	53.2%

(未回答 n=8)

図表3-25 システム対応の進捗状況



■ a. 準備中 ■ b. 開発・更改を発注済
■ c. 未定

(n=100、法人のみ)

	件数
a. 準備中	50
b. 開発・更改を発注済	7
c. 未定	26

(未回答 n=17)

図表3-26 システム化における影響度合

(n=100、法人のみ)

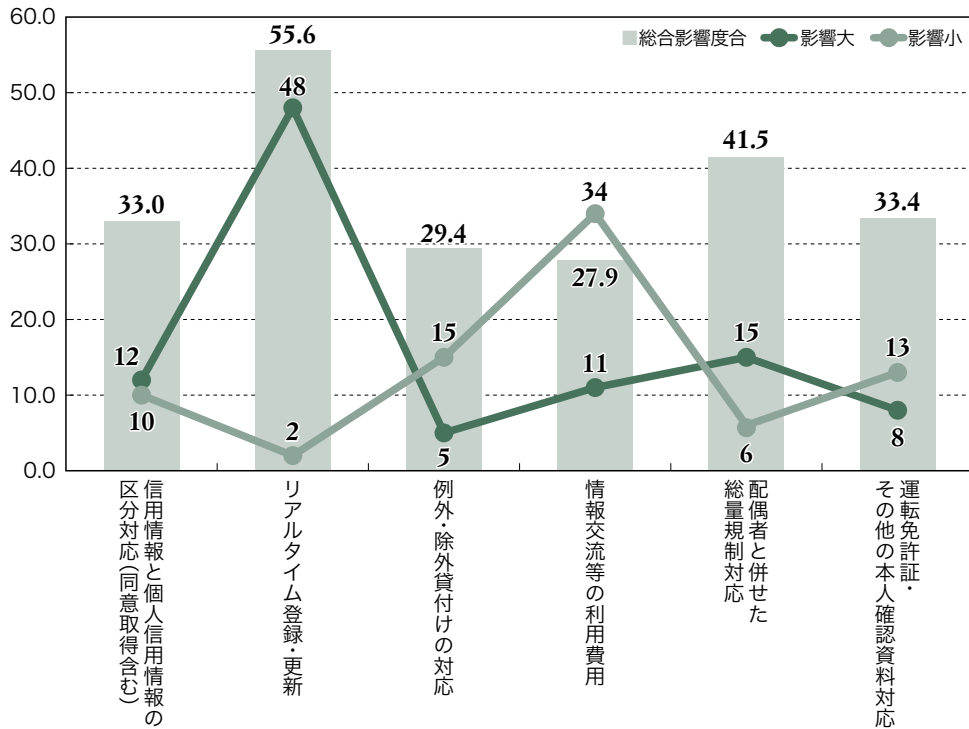
	最も影響が大きい と回答した社数	最も影響が少ない と回答した社数	総合影響度合 (注2)
信用情報と個人信用情報の区分対応（同意取得含む）	12	10	33.0
リアルタイム登録・更新	48	2	55.6
例外・除外貸付の対応	5	15	29.4
情報交流等の利用費用	11	34	27.9
配偶者と併せた総量規制対応	15	6	41.5
運転免許証・その他の本人確認資料対応	8	13	33.4

(注1) 未回答および重複回答があるため、nは一致していない。

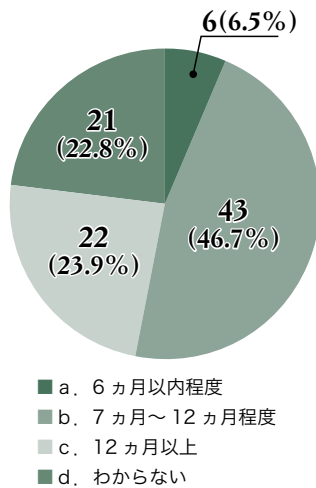
(注2) 総合影響度合

回答票では、上記6項目の想定される影響につき、影響度合いの順位付けを行った。その順位（1～6）を項目ごとに加算後、逆数にしたもの。数字が大きいほど影響度合いが大きい。（逆数に、10,000を乗じている）

図表3-27 総合影響度合



図表3-28 システム開発に要する期間



(n=100、法人のみ)

想定期間	合計	残高規模 (億円)		
		0-100未満	100-500未満	500以上
		a. 6ヵ月以内程度	6	4
b. 7ヵ月～12ヵ月程度	43	18	7	18
c. 12ヵ月以上	22	6	7	9
d. わからない	21	17	1	3

(未回答 n=8)

7 その他

アンケートの最後では、自由記入欄を設け、「3条・4条施行に係る、体制整備上の課題等について」をヒアリング。その結果の要約は以下の通りとなった。

図表3-29 アンケート票自由記載欄の意見集約

(n=329)

分類	主な内容	割合 (%)
指定信用情報機関制度	<ul style="list-style-type: none"> ●どこが指定信用情報機関になるのか早急に示してほしい。 ●福利厚生の一環として社員を対象に貸付けをしているので、信用情報機関を利用する必要性はない。 ●信用情報機関の情報交流のためのデータフォーマットがまだ示されておらず、システム開発が間に合うか心配である。 ●今までにコンピューターを利用したことがなく、まったく理解できない。 ●過去に信用情報機関へ加入申込みをしたが、入会できなかった。 	29.6%
財産的基礎要件引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●4条施行の5千万円までの引上げは、ヤミ金が増えるだけだと思う。(2千万円までが、適当ではないか?) ●地方の零細企業でも多少なりとも地域社会に対して貢献してきたと思う。 ●もっと中小企業の立場を考慮してほしい。 ●財産的基礎要件引上げの猶予期間を延長してほしい。 ●財産的基礎要件の引上げは、明らかな憲法違反だと思う。 	19.2%
廃業等	<ul style="list-style-type: none"> ●3条・4条施行のため、廃業する。 ●わずかな貸出しで営んでいる個人事業者では、体制の整備は困難である。(その時点で廃業を検討) 	16.2%
日本貸金業協会 (要望・その他等)	<ul style="list-style-type: none"> ●協会で、もっと制度等に関する説明会を実施してほしい。 ●過払い金返還の件で、協会に業者側の視点から広報活動等を行ってほしい。 ●協会からの書類提出の依頼が多すぎて業務に支障をきたしてしまう。 ●わかりやすいマニュアル(関連法令集)等を作ってほしい。 	11.3%
貸金業務取扱主任者 資格試験制度	<ul style="list-style-type: none"> ●各都道府県ごとに試験開催地を設けてほしい。 ●日程等の情報をもっと早めに知らせてほしい。 ●試験内容が難しいと言われているので、現在の貸金業務取扱主任者資格を有している者に対しては、多少の考慮をしてほしい。 	10.4%
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> ●総量規制に関するわかりやすいマニュアル等を作成してほしい。 ●総量規制について 長期利用者の書換えができない場合、元金回収が難しい。 ●総量規制が導入されれば、業者側の残高も減少するし、資金需要者も困ると思う。 	10.1%
上限金利の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●見直し規定において、上限金利の改定をお願いしたい。 	3.0%
事前書面交付義務の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ●運用方法等を詳しく教えてほしい。 	2.4%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●3条・4条施行で貸金業を廃業する人が多くなり、その分ヤミ金が増えていると思う。 ●法改正に伴うシステム開発が進んでいない等・他 	20.1%

(注1) 重複回答があるため、nは一致していない

(注2) 割合 (%) は、回答のあった協会員数 (n = 329) に対するもの

図表3-30 〈参考〉自由記載欄に回答した協会の業態区分・残高規模

(n=329)

業 態 区 分		合計		個人	法人	残高規模（億円）				
		128	38.9%			67	61	0-100	100-500	500
								未満	未満	以上
	消費者向無担保貸金業者	128	38.9%	67	61	55	1	5		
	消費者向有担保貸金業者	24	7.3%	6	18	17	0	1		
	消費者向住宅向貸金業者	9	2.7%	0	9	8	0	1		
	事業者向貸金業者	73	22.2%	8	65	57	5	3		
	手形割引業者	16	4.9%	0	16	16	0	0		
	クレジットカード会社	20	6.1%	0	20	14	2	4		
	信販会社	12	3.6%	0	12	6	3	3		
	流通・メーカー系会社	8	2.4%	0	8	4	2	2		
	建設・不動産業者	6	1.8%	1	5	5	0	0		
	質屋	0	0.0%	0	0	0	0	0		
	リース会社	9	2.7%	0	9	8	0	1		
	日賦貸金業者	7	2.1%	5	2	2	0	0		
	不明（未回答・他）	17	5.2%	11	6	6	0	0		
	合計	329	100.0%	98	231	198	13	20		

4章

貸金業者の経営実態等に関する アンケート調査結果について

1 アンケート調査概要

1 調査目的

新貸金業法の施行と今後施行される改正貸金業法を受けて、貸金業界が今後、どのように変貌していくのかを把握することを目的とした。

2 調査手法

2008年6月末時点において、日本貸金業協会に登録している協会員のうち、住所等の担当先が判明している協会員宛に、郵送によるアンケートを実施（希望する協会員には、電子メールによるアンケートデータを配信）。

調査対象	日本貸金業協会各社
調査票回収数	1,419社
調査方法	郵送調査法
調査期間	平成20年7月4日～8月18日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

■回答者（1,419社）のプロフィール

区分		発送数	回答数	回答割合	残高カバレッジ ^(注2)
法人・個人区分	法人事業主	2,311	1,037	44.9%	84.8%
	個人事業主	1,360	382	28.1%	33.1%
3業態区分	消費者金融業	2,137	751	35.1%	87.5%
	事業者金融業	1,251	435	34.8%	56.9%
	クレジット・信販他	283	233	82.3%	97.8%
貸付残高区分 ^(注1)	5億円以下	2,918	938	32.1%	38.7%
	5億円超～100億円以下	609	364	59.8%	66.2%
	100億円超～500億円以下	72	57	79.2%	79.6%
	500億円超～5,000億円以下	61	51	83.6%	85.6%
	5,000億円超	11	9	81.8%	87.4%
合計		3,671	1,419	38.7%	84.7%

(注1) 協会に届出のあった平成20年融資残高をもとに区分

(注2) 残高カバレッジは、各分類に属する全協会員（残高）に対するカバレッジを算出

③ 調査分析における留意事項

- 本文中の「業態区分」「貸付残高区分」は、上表の「3業態区分」「貸付残高区分」に従っている。
- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=592)等”は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性（法人・個人）や事業範囲（消費者向け・事業者向け）によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

2

貸金業者の資金調達状況

1 金融機関からの資金調達状況

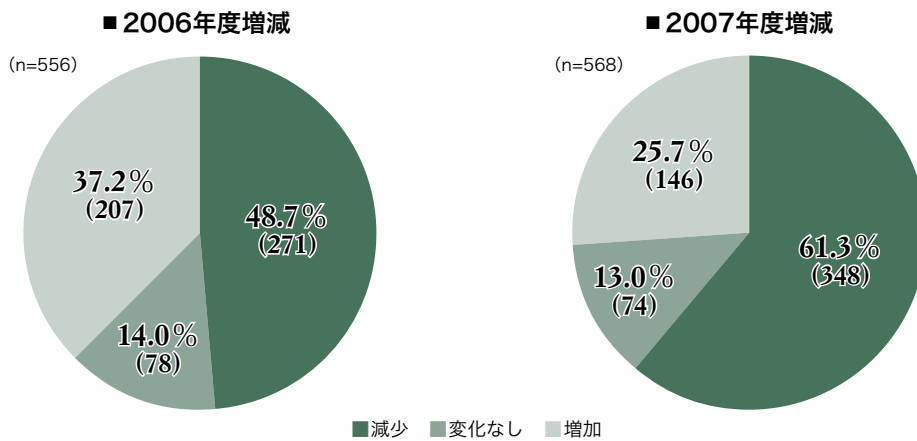
①金融機関からの借入金増減

金融機関からの資金調達状況を把握するため、直近3ヵ年における金融機関からの借入金実額を調査、その増減を算出した。

2006年度では約50%が、2007年度では60%以上が対前年比「減少」と回答。

業態別は、「クレジット・信販他」及び「消費者金融業」が「減少」と回答した割合が大きい。

図表4-1 金融機関からの借入金増減



図表4-2 業態別 金融機関からの借入金増減

	2005年度末から2006年度末にかけての借入金増減				2006年度末から2007年度末にかけての借入金増減			
	減少	変化なし	増加	合計	減少	変化なし	増加	合計
消費者金融業	82	40	47	169	106	38	28	172
	48.5%	23.7%	27.8%	100.0%	61.6%	22.1%	16.3%	100.0%
事業者金融業	72	25	92	189	102	23	73	198
	38.1%	13.2%	48.7%	100.0%	51.5%	11.6%	36.9%	100.0%
クレジット・信販他	117	13	68	198	140	13	45	198
	59.1%	6.6%	34.3%	100.0%	70.7%	6.6%	22.7%	100.0%
合計	271	78	207	556	348	74	146	568
	48.7%	14.0%	37.2%	100.0%	61.3%	13.0%	25.7%	100.0%

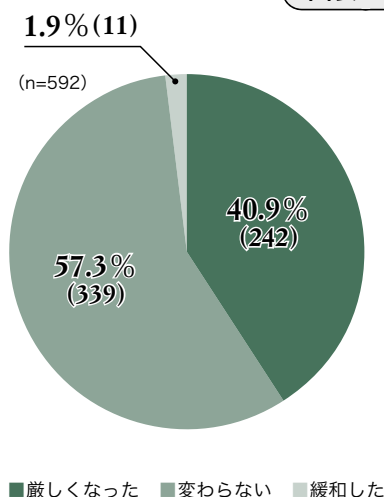
(注) 借入金：金融機関からの借入金の総額

②直近1年間の金融機関の貸出姿勢

直近1年間の金融機関からの借入状況を把握するため、金融機関の貸出姿勢を調査した結果、「厳しくなった」と回答した貸金業者は40.9%、「緩和した」と回答した貸金業者は1.9%であった。

業態別では、「消費者金融業（61.1%）」、「事業者金融業（43.8%）」、「クレジット・信販他（19.9%）」の順に、金融機関の貸出姿勢が「厳しくなった」と回答している。

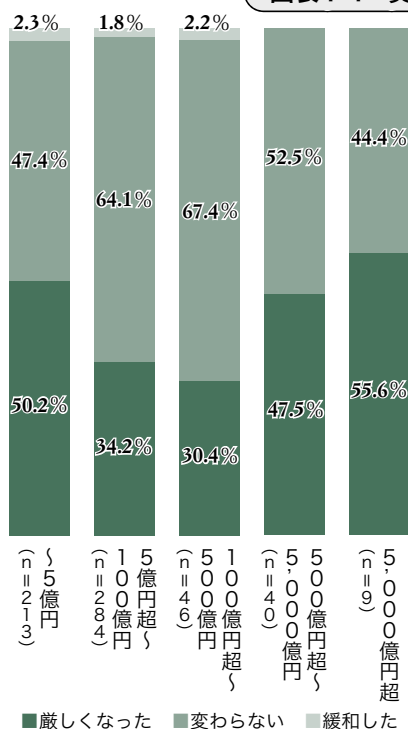
図表4-3 業態別 金融機関の貸出姿勢



	厳しくなった	変わらない	緩和した	合計
消費者金融業	113	69	3	185
	61.1%	37.3%	1.6%	100.0%
事業者金融業	88	108	5	201
	43.8%	53.7%	2.5%	100.0%
クレジット・信販他	41	162	3	206
	19.9%	78.6%	1.5%	100.0%
合計	242	339	11	592
	40.9%	57.3%	1.9%	100.0%

■ 厳しくなった ■ 変わらない ■ 緩和した

図表4-4 貸付残高規模別 金融機関の貸出姿勢



	厳しくなった	変わらない	緩和した	合計
～5億円	107	101	5	213
	50.2%	47.4%	2.3%	100.0%
5億円超～100億円	97	182	5	284
	34.2%	64.1%	1.8%	100.0%
100億円超～500億円	14	31	1	46
	30.4%	67.4%	2.2%	100.0%
500億円超～5,000億円	19	21	0	40
	47.5%	52.5%	0.0%	100.0%
5,000億円超	5	4	0	9
	55.6%	44.4%	0.0%	100.0%
合計	242	339	11	592
	40.9%	57.3%	1.9%	100.0%

■ 厳しくなった ■ 変わらない ■ 緩和した

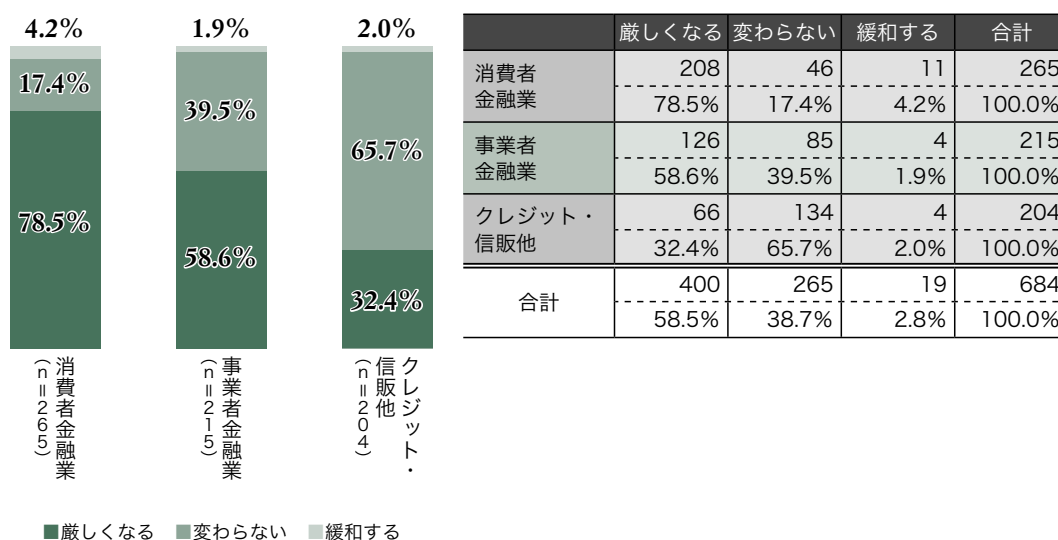
2 今後の金融機関からの資金調達

①金融機関の貸出姿勢に関する見通し

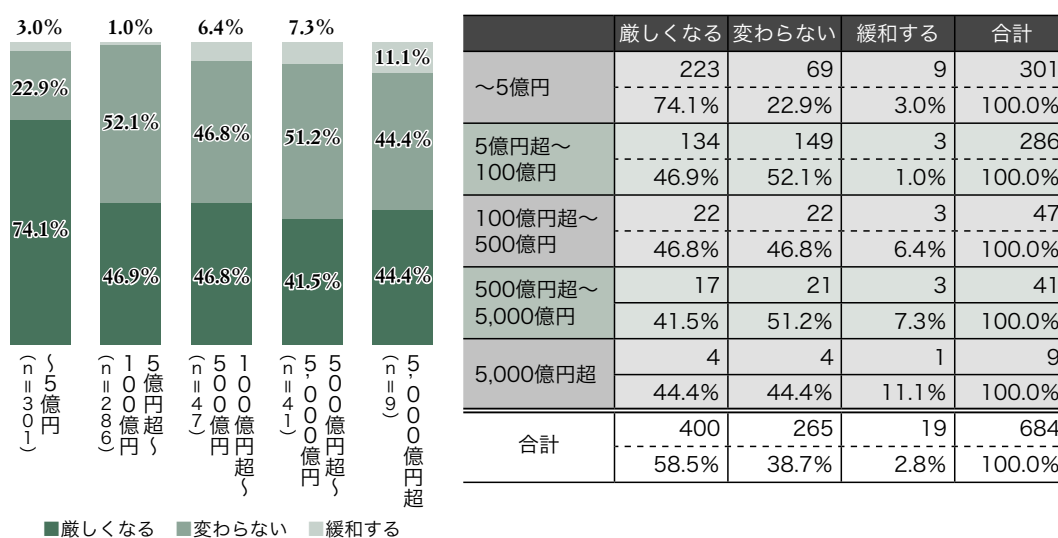
金融機関の貸出姿勢について見通し予測を聞いた結果、60%程度が「厳しくなる」と回答している。

業態別では、「消費者金融業」(78.5%)、「事業者金融業」(58.6%)、「クレジット・信販他」(32.4%)の順に貸出姿勢の厳格化を予想している。また、業態別の「クレジット・信販他」は、65.7%が「変わらない」と回答、貸付残高規模別では、「5億円以下」の中小貸金業者の74.1%が「厳しくなる」と回答している。

図表4-5 業態別 金融機関の貸出姿勢の見通し



図表4-6 貸付残高規模別 金融機関の貸出姿勢の見通し



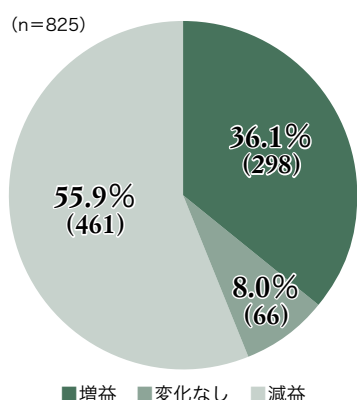
3 貸金業者の損益状況

1 営業損益

①2007年度の営業損益の変化

貸金業者の損益状況実績を把握するため、直近2期の営業損益、経常損益、当期純損益を調査した結果、2007年度の営業損益実績は、「減益」が55.9%、「増益」が36.1%であった。

図表4-7 2007年度の営業損益状況

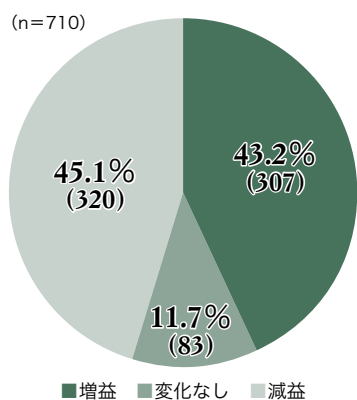


	(2006年度比) 2007年度の営業損益			
	増益	変化なし	減益	合計
消費者金融業	110 34.7%	49 15.5%	158 49.8%	317 100.0%
事業者金融業	129 44.9%	16 5.6%	142 49.5%	287 100.0%
クレジット・信販他	59 26.7%	1 0.5%	161 72.9%	221 100.0%
合計	298 36.1%	66 8.0%	461 55.9%	825 100.0%

②2008年度の営業損益の見通し

2008年度の営業損益（見通し）は、全体で、「減益（見通し）」が45.1%、「増益（見通し）」が43.2%となっており、前年度と比べて「減益（見通し）」が減少している。但し、当該回答結果の背景として、利息返還引当金を2007年度に引き当てている事実があり、一概に貸金業自体の業績向上によるものとは言い難い。

図表4-8 2008年度の営業損益見通し



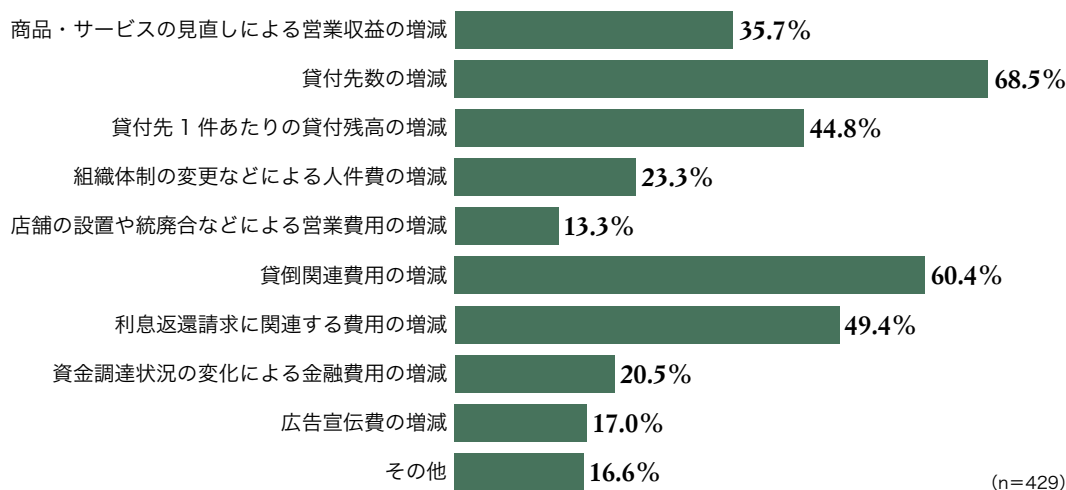
	(2007年度比) 2008年度の営業損益見通し			
	増益	変化なし	減益	合計
消費者金融業	105 37.6%	55 19.7%	119 42.7%	279 100.0%
事業者金融業	116 48.5%	27 11.3%	96 40.2%	239 100.0%
クレジット・信販他	86 44.8%	1 0.5%	105 54.7%	192 100.0%
合計	307 43.2%	83 11.7%	320 45.1%	710 100.0%

2 減益要因

①2007年度の減益要因

2007年度の営業損益が「減益」の回答者について、その損益変化要因を調査した結果（複数選択式）、営業損益の減益要因は、「貸付先数の増減（68.5%）」、「貸倒関連費用の増減（60.4%）」、「利息返還請求に関連する費用の増減（49.4%）」「貸付先1件あたりの貸付残高の増減（44.8%）」となった。

図表4-9 2007年度の減益要因



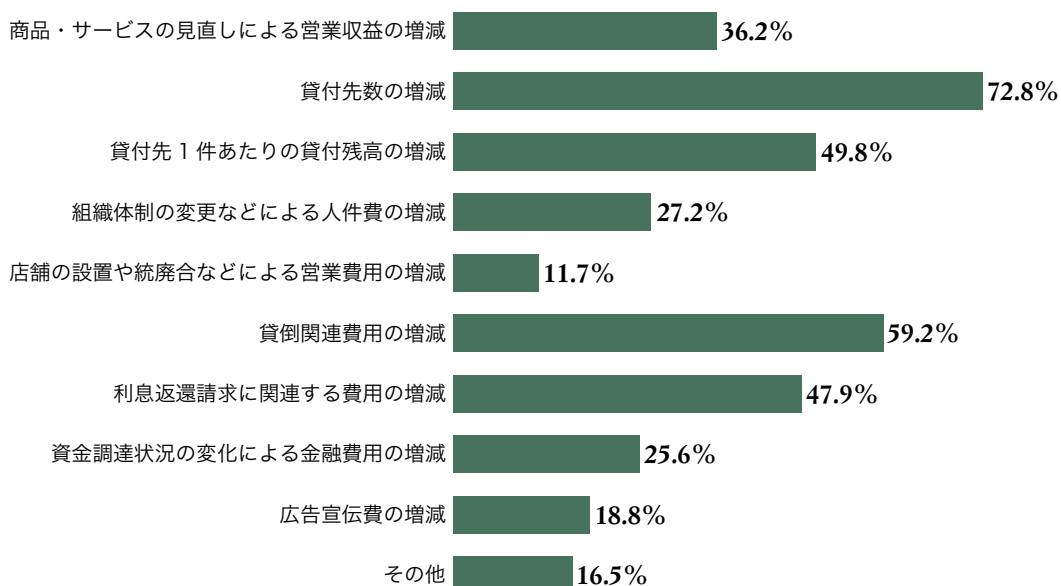
	消費者金融業 (n=142)		事業者金融業 (n=128)		クレジット・信販他 (n=159)		合計 (N=429)	
	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率
商品・サービスの見直しによる営業収益の増減	43	30.3%	29	22.7%	81	50.9%	153	35.7%
貸付先数の増減	109	76.8%	72	56.3%	113	71.1%	294	68.5%
貸付先1件あたりの貸付残高の増減	70	49.3%	50	39.1%	72	45.3%	192	44.8%
組織体制の変更などによる人件費の増減	40	28.2%	21	16.4%	39	24.5%	100	23.3%
店舗の設置や統廃合などによる営業費用の増減	29	20.4%	7	5.5%	21	13.2%	57	13.3%
貸倒関連費用の増減	85	59.9%	51	39.8%	123	77.4%	259	60.4%
利息返還請求に関連する費用の増減	75	52.8%	28	21.9%	109	68.6%	212	49.4%
資金調達状況の変化による金融費用の増減	28	19.7%	26	20.3%	34	21.4%	88	20.5%
広告宣伝費の増減	32	22.5%	12	9.4%	29	18.2%	73	17.0%
その他	15	10.6%	31	24.2%	25	15.7%	71	16.6%

(注) 回答率：回答者数に対する選択肢の回答比率

②2008年度の減益要因

減益見通しの要因は、「貸付先数の増減（72.8%）」、「貸倒関連費用の増減（59.2%）」、「貸付先1件あたりの貸付残高の増減（49.8%）」、「利息返還請求に関連する費用の増減（47.9%）」となっている。

図表4-10 2008年度の減益見通しの要因



(n=309)

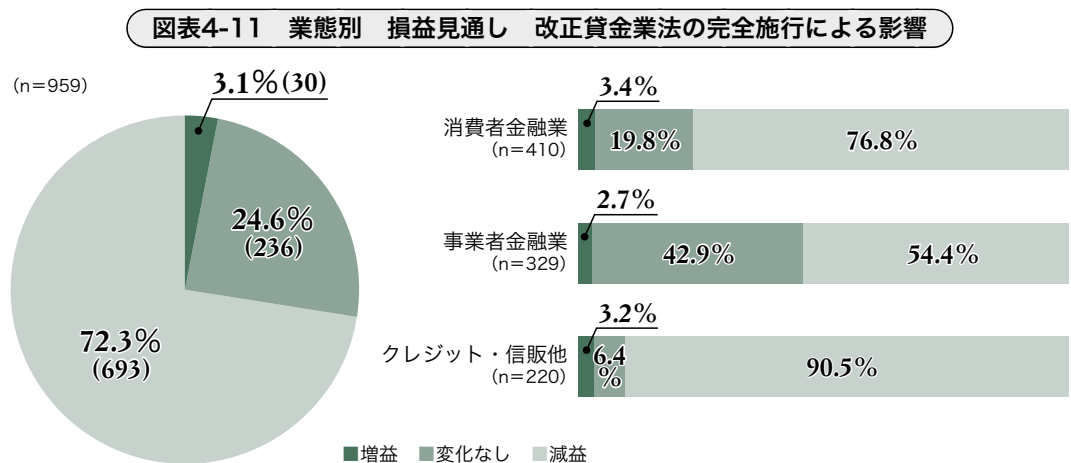
	消費者金融業 (n=117)		事業者金融業 (n=88)		クレジット・信販他 (n=104)		合計 (N=309)	
	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率
商品・サービスの見直しによる営業収益の増減	41	35.0%	25	28.4%	46	44.2%	112	36.2%
貸付先数の増減	88	75.2%	50	56.8%	87	83.7%	225	72.8%
貸付先1件あたりの貸付残高の増減	62	53.0%	41	46.6%	51	49.0%	154	49.8%
組織体制の変更などによる人件費の増減	34	29.1%	21	23.9%	29	27.9%	84	27.2%
店舗の設置や統廃合などによる営業費用の増減	21	17.9%	7	8.0%	8	7.7%	36	11.7%
貸倒関連費用の増減	62	53.0%	39	44.3%	82	78.8%	183	59.2%
利息返還請求に関連する費用の増減	60	51.3%	19	21.6%	69	66.3%	148	47.9%
資金調達状況の変化による金融費用の増減	24	20.5%	31	35.2%	24	23.1%	79	25.6%
広告宣伝費の増減	28	23.9%	12	13.6%	18	17.3%	58	18.8%
その他	16	13.7%	20	22.7%	15	14.4%	51	16.5%

(注) 回答率：回答者数に対する選択肢の回答比率

③改正貸金業法の完全施行後の損益見通し

改正貸金業法の完全施行による影響を加味すると、2007年度の損益実績を比較した場合「減益（見通し）」が72.3%、「増益（見通し）」が3.1%となった。

「クレジット・信販他」の業態では、改正貸金業法の完全施行後、90.5%が「減益」と回答している。



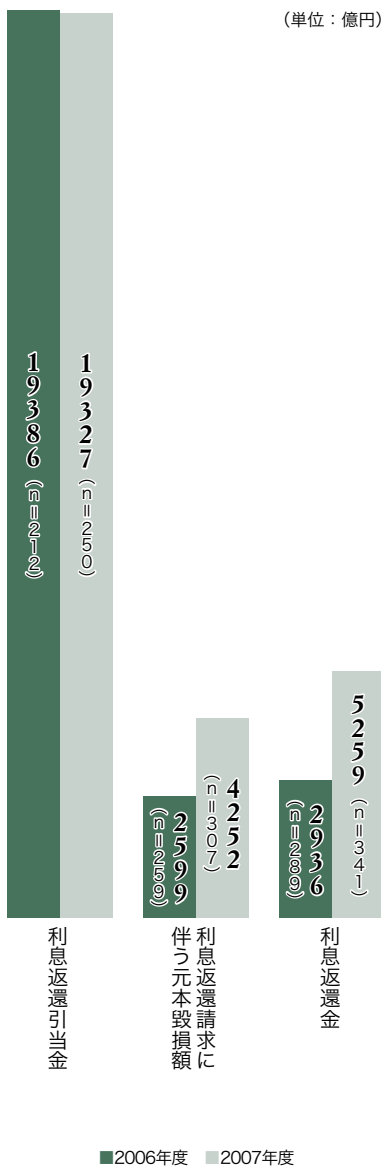
	(2007年度比) 損益見通し			
	増益	変化なし	減益	合計
消費者金融業	14	81	315	410
	3.4%	19.8%	76.8%	100.0%
事業者金融業	9	141	179	329
	2.7%	42.9%	54.4%	100.0%
クレジット・信販他	7	14	199	220
	3.2%	6.4%	90.5%	100.0%
合計	30	236	693	959
	3.1%	24.6%	72.3%	100.0%

4 利息返還請求の動向について

① 利息返還請求に伴う利息返還額や関連コストの状況

直近2期における、利息返還引当金、利息返還請求に伴う元本毀損額、利息返還金（原則として、個人事業主の協会員は、利息返還金のみ回答）を調査した結果、利息返還引当金が、2兆円弱（2006年度：1兆9,386億円、2007年度1兆9,327億円）。利息返還金実額が、2006年度2,936億円、2007年度で5,259億円となった。

図表4-12 利息返還関連コスト



	利息返還引当金 (合計金額、百万円)			
	2006年度		2007年度	
消費者金融業	1,553,796	(n=50)	1,508,526	(n=56)
事業者金融業	36,033	(n=19)	48,930	(n=22)
クレジット・信販他	348,808	(n=143)	375,279	(n=172)
合計	1,938,637	(n=212)	1,932,735	(n=250)

	利息返還請求に伴う元本毀損額 (合計金額、百万円)			
	2006年度		2007年度	
消費者金融業	225,382	(n=85)	357,945	(n=98)
事業者金融業	6,569	(n=27)	8,821	(n=43)
クレジット・信販他	27,915	(n=147)	58,468	(n=166)
合計	259,866	(n=259)	425,234	(n=307)

	利息返還金 (合計金額、百万円)			
	2006年度		2007年度	
消費者金融業	269,869	(n=109)	472,458	(n=125)
事業者金融業	7,216	(n=34)	11,955	(n=43)
クレジット・信販他	16,537	(n=146)	41,526	(n=173)
合計	293,622	(n=289)	525,939	(n=341)

(注) (カッコ)内は各項目の回答者数 (n 値)

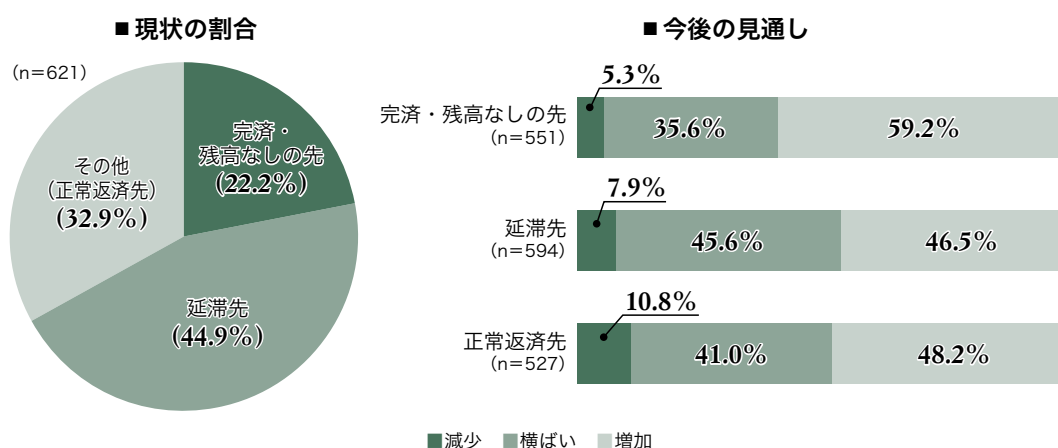
2 利息返還請求者のプロフィール

利息返還請求者の特徴を把握するため、該当債務者の請求時点における取引状況と、請求元について、現況と今後の見通しについて調査を行った。

①取引状況別

取引状況の調査では、原債務の支払いが滞っている「延滞中顧客」からの請求が44.9%、「正常顧客」からの請求が32.9%、既に取引が終了している「完済・残高なしの（従前の）顧客」からの請求が22.2%という結果が得られた。今後の見通しは「完済・残高なし顧客」からの請求が増加するとした回答が多かった。

図表4-13 利息返還請求者のプロフィール〈取引状況別〉



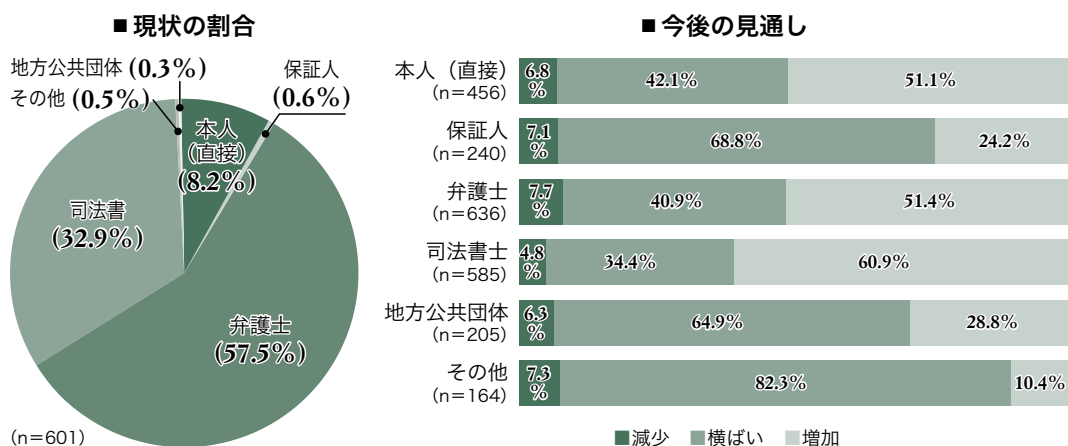
	現状 (n=621)	今後の見通し			
		減少	横ばい	増加	合計
完済・残高なしの先	22.2%	29	196	326	551
		5.3%	35.6%	59.2%	100.0%
延滞先	44.9%	47	271	276	594
		7.9%	45.6%	46.5%	100.0%
上記以外の先（正常返済先）	32.9%	57	216	254	527
		10.8%	41.0%	48.2%	100.0%

(注) 上表の「現状」の値は、割合で回答いただいた数値を回答者数で単純平均にて算出した値

②請求元

請求元は、「弁護士」からが57.5%、「司法書士」からが32.9%、合わせて90%を超える結果となり、本人からの直接請求は8.2%に留まる結果となった。今後の見通しは、「司法書士」からの請求が増加するとした回答が最も多かったものの、現状ではほとんど請求実績のない「地方公共団体等」からの請求も増加するとした回答が多かった。

図表4-14 利息返還請求者のプロフィール〈請求元別〉



	現状 (n=601)	今後の見通し			
		減少	横ばい	増加	合計
本人 (直接)	8.2%	31	192	233	456
		6.8%	42.1%	51.1%	100.0%
保証人 (家族・従業員など)	0.6%	17	165	58	240
		7.1%	68.8%	24.2%	100.0%
弁護士	57.5%	49	260	327	636
		7.7%	40.9%	51.4%	100.0%
司法書士	32.9%	28	201	356	585
		4.8%	34.4%	60.9%	100.0%
地方公共団体	0.3%	13	133	59	205
		6.3%	64.9%	28.8%	100.0%
その他	0.5%	12	135	17	164
		7.3%	82.3%	10.4%	100.0%

(注) 上表の「現状」の値は、割合で回答いただいた数値を回答者数で単純平均にて算出した値

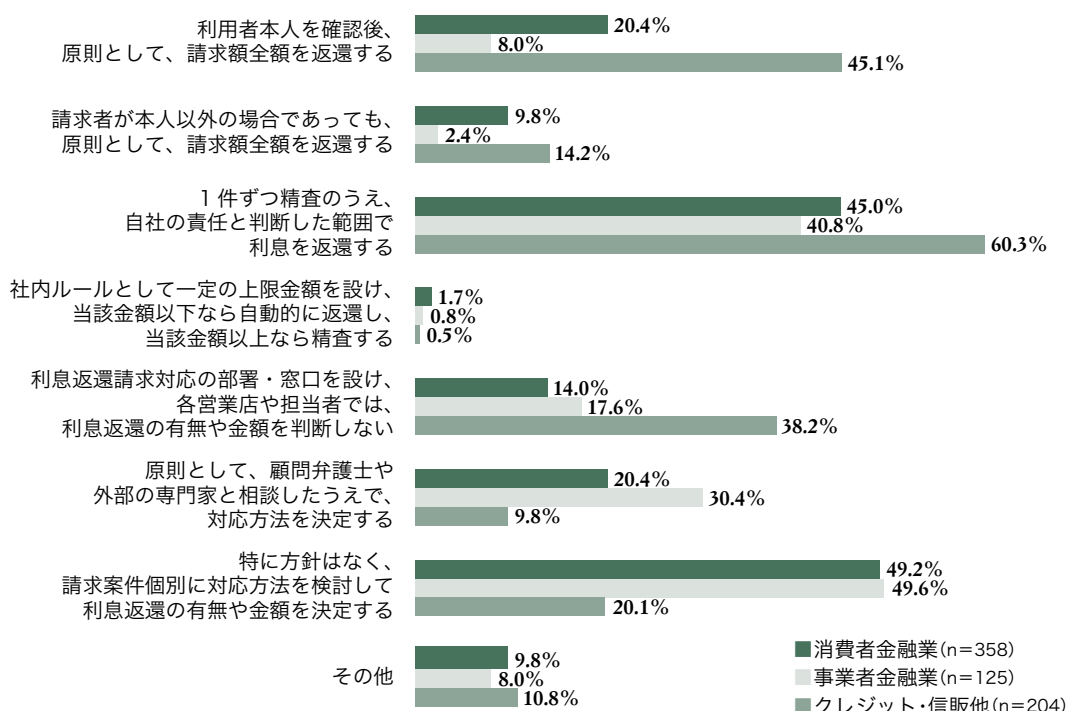
3 完済者からの利息返還請求への対応策について

対応策として、「1件ずつ精査のうえ、自社の責任の範囲で利息返還（48.8%）」、「特に方針はなく請求案件個別に対応（40.6%）」と、案件個別対応が大勢である。

業態別では、「クレジット・信販他」業態が、「利用者本人を確認後、原則として、請求額全額を返還する」の割合が45.1%で、他の業態に比べて高い。

また、貸付残高規模が大きくなるほど、「専門部署・専門窓口での対応」の回答比率が高くなる一方、残高規模が小さくなるほど、「特に方針はない」の回答比率が高くなる。

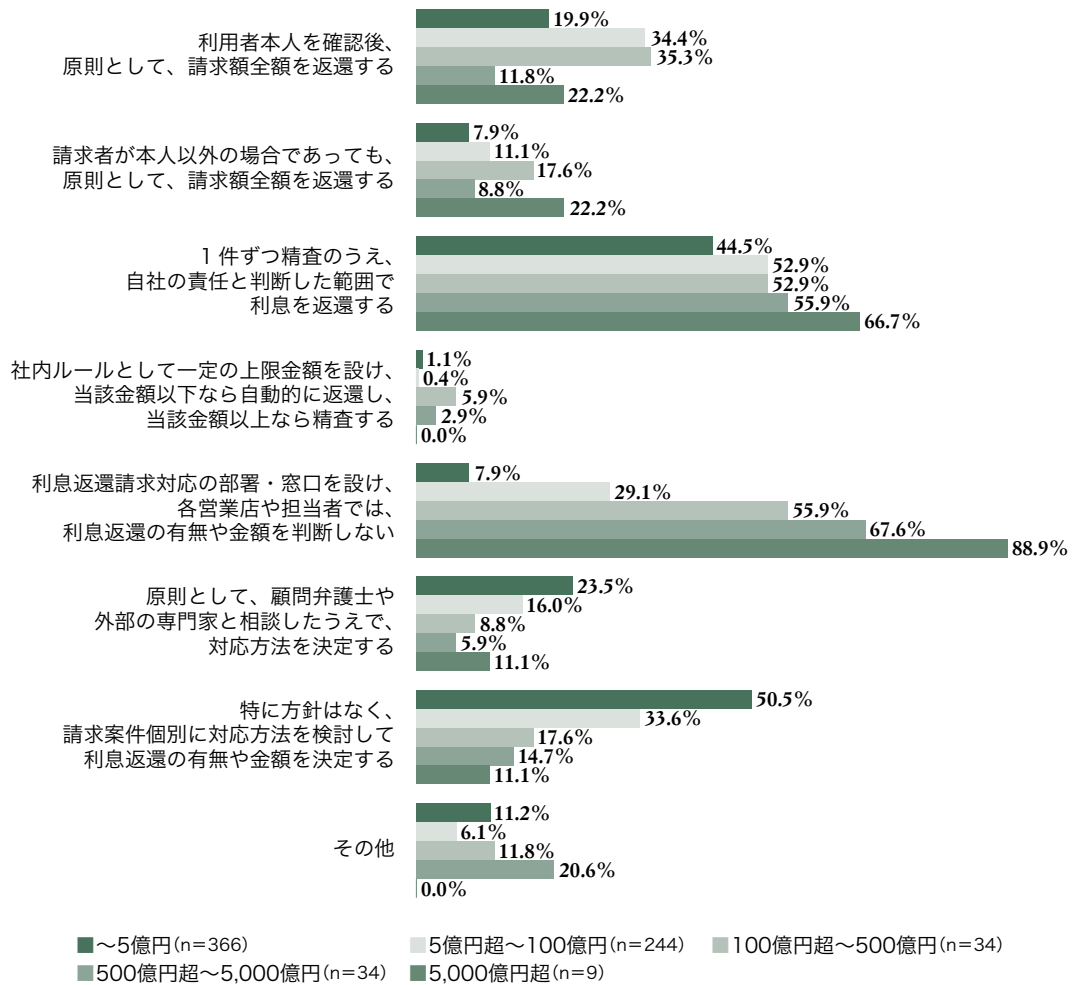
図表4-15 業態別 完済者からの利息返還請求の対応について



	消費者金融業 (n=358)		事業者金融業 (n=125)		クレジット・信販他 (n=204)		合計 (n=687)	
	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率
利用者本人を確認後、原則として、請求額全額を返還する	73	20.4%	10	8.0%	92	45.1%	175	25.5%
請求者が本人以外の場合であっても、原則として、請求額全額を返還する	35	9.8%	3	2.4%	29	14.2%	67	9.8%
1件ずつ精査のうえ、自社の責任と判断した範囲で利息を返還する	161	45.0%	51	40.8%	123	60.3%	335	48.8%
社内ルールとして一定の上限金額を設け、当該金額以下なら自動的に返還し、当該金額以上なら精査する	6	1.7%	1	0.8%	1	0.5%	8	1.2%
利息返還請求対応の部署・窓口を設け、各営業店や担当者では、利息返還の有無や金額を判断しない	50	14.0%	22	17.8%	78	38.2%	150	21.8%
原則として、顧問弁護士や外部の専門家と相談したうえで、対応方法を決定する	73	20.4%	38	30.4%	20	9.8%	131	19.1%
特に方針はなく、請求案件個別に対応方法を検討して利息返還の有無や金額を決定する	176	49.2%	62	49.6%	41	20.1%	279	40.6%
その他	35	9.8%	10	8.0%	22	10.8%	67	9.8%

(注) 回答率：回答者数に対する選択肢の回答比率

図表4-16 貸付残高規模別 完済者からの利息返還請求の対応について



	～5億円 (n=366)		5億円超～100億円 (n=244)		100億円超～500億円 (n=34)		500億円超～5,000億円 (n=34)		5,000億円超 (n=9)	
	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率	社数	回答率
利用者本人を確認後、原則として、請求額全額を返還する	73	19.9%	84	34.4%	12	35.3%	4	11.8%	2	22.2%
請求者が本人以外の場合であっても、原則として、請求額全額を返還する	29	7.9%	27	11.1%	6	17.6%	3	8.8%	2	22.2%
1件ずつ精査のうえ、自社の責任と判断した範囲で利息を返還する	163	44.5%	129	52.9%	18	52.9%	19	55.9%	6	66.7%
社内ルールとして一定の上限金額を設け、当該金額以下なら自動的に返還し、当該金額以上なら精査する	4	1.1%	1	0.4%	2	5.9%	1	2.9%	0	0.0%
利息返還請求対応の部署・窓口を設け、各営業店や担当者では、利息返還の有無や金額を判断しない	29	7.9%	71	29.1%	19	55.9%	23	67.6%	8	88.9%
原則として、顧問弁護士や外部の専門家と相談したうえで、対応方法を決定する	86	23.5%	39	16.0%	3	8.8%	2	5.9%	1	11.1%
特に方針はなく、請求案件個別に対応方法を検討して利息返還の有無や金額を決定する	185	50.5%	82	33.6%	6	17.6%	5	14.7%	1	11.1%
その他	41	11.2%	15	6.1%	4	11.8%	7	20.6%	0	0.0%

(注) 回答率：回答者数に対する選択肢の回答比率

5

与信対象者の属性変化

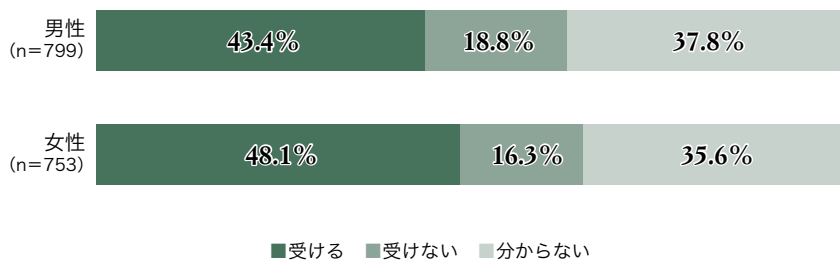
1 消費者向貸付の与信対象先の属性

消費者・事業者の各々の属性が、改正貸金業法の3条施行・4条施行に影響を受けるかどうかを調査。

①性別

「男性」が影響を受けると回答した比率は全体の43.4%、「女性」は48.1%となった。

図表4-17 性別 消費者向貸付における与信対象先の3条施行・4条施行の影響の可能性

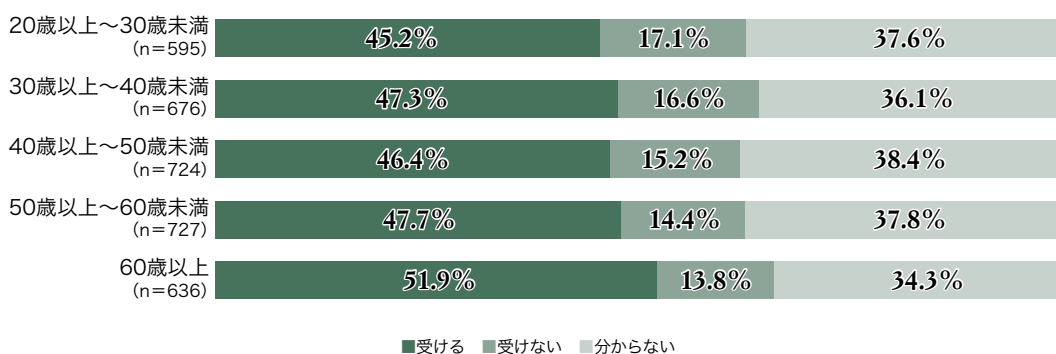


	3条施行・4条施行の影響の可能性			
	受ける	受けない	分からない	合計
男性	347 43.4%	150 18.8%	302 37.8%	799 100.0%
女性	362 48.1%	123 16.3%	268 35.6%	753 100.0%
合計	709 45.7%	273 17.6%	570 36.7%	1,552 100.0%

②年代

年代別では、「20代」が影響を受けると回答した貸金業者の比率は全体の45.2%、「30代」が47.3%、「40代」が46.4%、「50代」が47.7%、「60代以上」が51.9%と特定の年齢層に偏った傾向はなく、幅広い年齢層で、影響を受ける可能性が高い結果となった。

図表4-18 年代別 消費者向貸付における与信対象先の3条施行・4条施行の影響の可能性

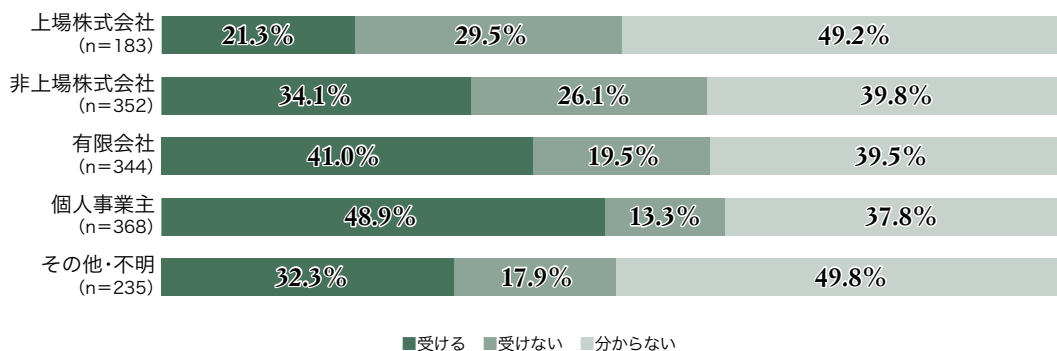


	3条施行・4条施行の影響の可能性			
	受ける	受けない	分からない	合計
20歳以上～30歳未満	269 45.2%	102 17.1%	224 37.6%	595 100.0%
30歳以上～40歳未満	320 47.3%	112 16.6%	244 36.1%	676 100.0%
40歳以上～50歳未満	336 46.4%	110 15.2%	278 38.4%	724 100.0%
50歳以上～60歳未満	347 47.7%	105 14.4%	275 37.8%	727 100.0%
60歳以上	330 51.9%	88 13.8%	218 34.3%	636 100.0%
合計	1,602 47.7%	517 15.4%	1,239 36.9%	3,358 100.0%

2 事業者向貸付の与信対象先の属性

「個人事業主」が3条施行・4条施行の影響を受けると回答した比率が48.9%で最多。次いで、「有限会社」が41.0%、「非上場株式会社」が34.1%、「上場株式会社」が21.3%という結果となった。

図表4-19 会社形態別 事業者向貸付の与信対象先の3条施行・4条施行の影響の可能性



■受ける ■受けない ■分からない

	3条施行・4条施行の影響の可能性			
	受ける	受けない	分からない	合計
上場株式会社	39 21.3%	54 29.5%	90 49.2%	183 100.0%
非上場株式会社	120 34.1%	92 26.1%	140 39.8%	352 100.0%
有限会社	141 41.0%	67 19.5%	136 39.5%	344 100.0%
個人事業主	180 48.9%	49 13.3%	139 37.8%	368 100.0%
その他・不明	76 32.3%	42 17.9%	117 49.8%	235 100.0%
合計	556 37.5%	304 20.5%	622 42.0%	1,482 100.0%

6 審査状況の変化

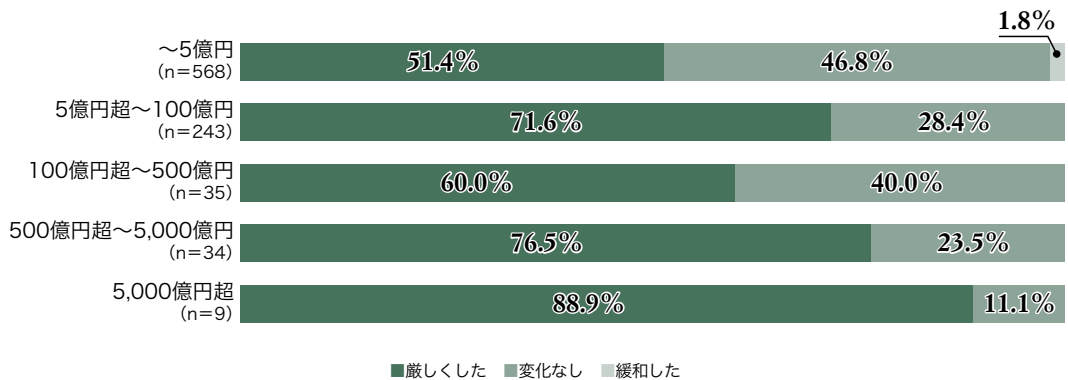
① 初期審査の状況と今後の見通し

「直近1年間の初期審査状況（実績）」と「今後の審査状況（見通し）」を調査した。

① 消費者向貸付における初期審査状況

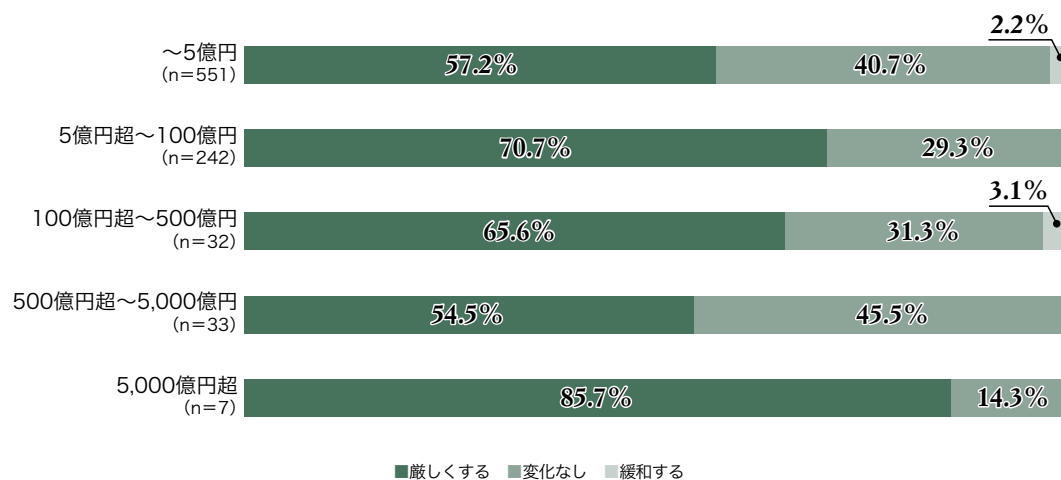
消費者向無担保貸付に関して、直近1年間の対応として初期審査を「厳しくした」と回答した比率は58.6%、今後「厳しくする」も61.4%の回答率となった。

図表4-20 貸付残高規模別 消費者向無担保貸付における初期審査状況(直近1年間の審査状況)



	直近1年間の審査状況			
	厳しくした	変化なし	緩和した	合計
～5億円	292	266	10	568
	51.4%	46.8%	1.8%	100.0%
5億円超～100億円	174	69	0	243
	71.6%	28.4%	0.0%	100.0%
100億円超～500億円	21	14	0	35
	60.0%	40.0%	0.0%	100.0%
500億円超～5,000億円	26	8	0	34
	76.5%	23.5%	0.0%	100.0%
5,000億円超	8	1	0	9
	88.9%	11.1%	0.0%	100.0%
合計	521	358	10	889
	58.6%	40.3%	1.1%	100.0%

図表4-21 貸付残高規模別 消費者向無担保貸付における初期審査状況(今後の審査状況の見通し)

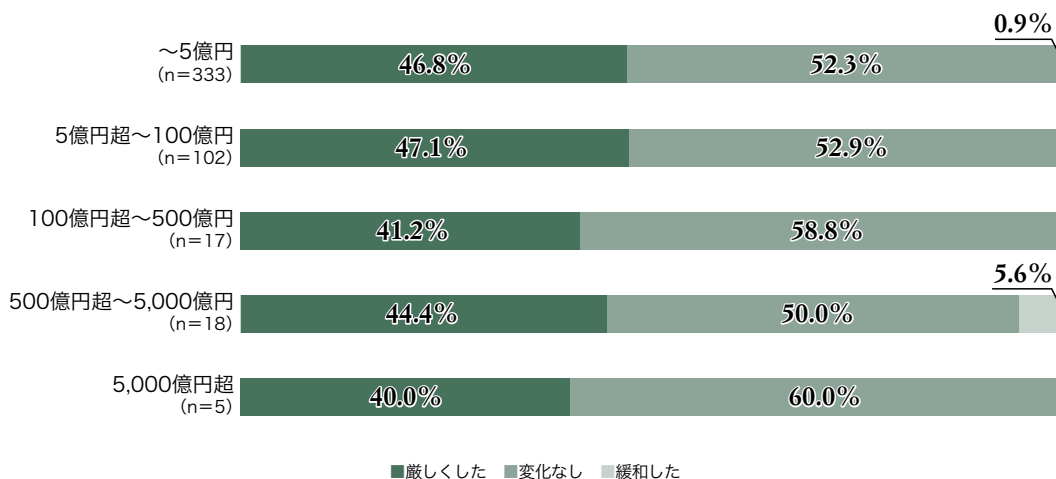


	今後の審査状況の見通し			
	厳しくする	変化なし	緩和する	合計
～5億円	315 57.2%	224 40.7%	12 2.2%	551 100.0%
5億円超～100億円	171 70.7%	71 29.3%	0 0.0%	242 100.0%
100億円超～500億円	21 65.6%	10 31.3%	1 3.1%	32 100.0%
500億円超～5,000億円	18 54.5%	15 45.5%	0 0.0%	33 100.0%
5,000億円超	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%	7 100.0%
合計	531 61.4%	321 37.1%	13 1.5%	865 100.0%

②事業者向貸付における初期審査状況

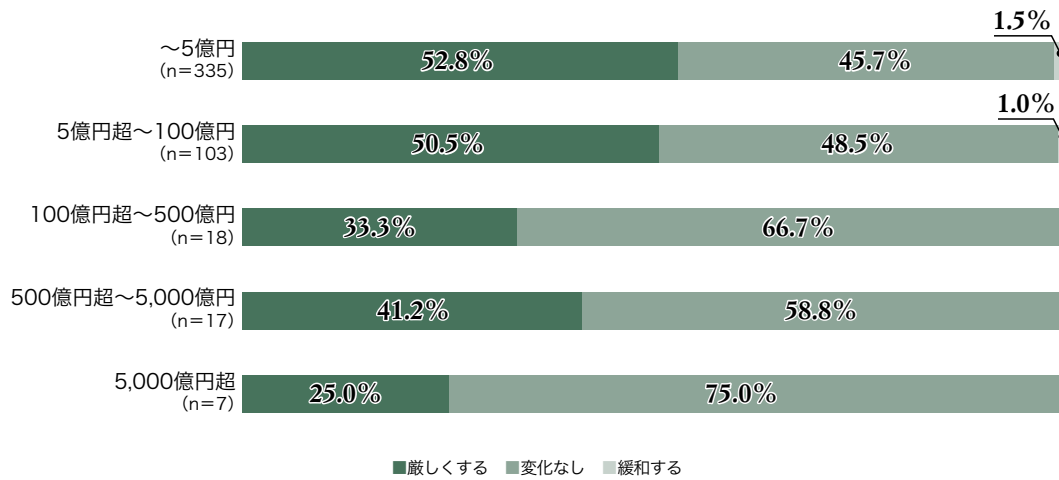
事業者向無担保貸付に関して、直近1年間の対応として初期審査を「厳しくした」と回答した比率は46.5%、今後「厳しくする」は50.9%となった。

図表4-22 貸付残高規模別 事業者向無担保貸付における初期審査状況（直近1年間の審査状況）



	直近1年間の審査状況			
	厳しくした	変化なし	緩和した	合計
～5億円	156 46.8%	174 52.3%	3 0.9%	333 100.0%
5億円超～100億円	48 47.1%	54 52.9%	0 0.0%	102 100.0%
100億円超～500億円	7 41.2%	10 58.8%	0 0.0%	17 100.0%
500億円超～5,000億円	8 44.4%	9 50.0%	1 5.6%	18 100.0%
5,000億円超	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	5 100.0%
合計	221 46.5%	250 52.6%	4 0.8%	475 100.0%

図表4-23 貸付残高規模別 事業者向無担保貸付における初期審査状況（今後の審査状況の見直し）



	今後の審査状況の見直し			
	厳しくする	変化なし	緩和する	合計
～5億円	177 52.8%	153 45.7%	5 1.5%	335 100.0%
5億円超～100億円	52 50.5%	50 48.5%	1 1.0%	103 100.0%
100億円超～500億円	6 33.3%	12 66.7%	0 0.0%	18 100.0%
500億円超～5,000億円	7 41.2%	10 58.8%	0 0.0%	17 100.0%
5,000億円超	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	4 100.0%
合計	243 50.9%	228 47.8%	6 1.3%	477 100.0%

2 上限金利引下げの影響度

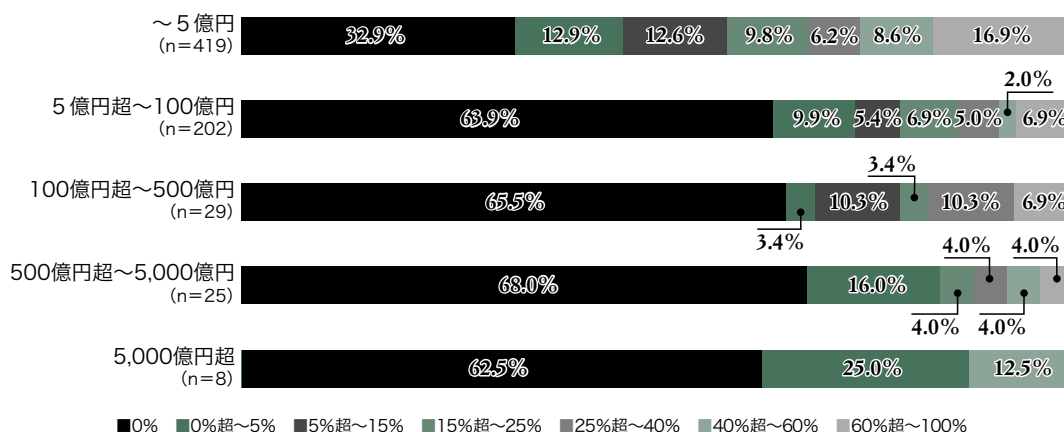
「直近月末の新規貸付先（新規先）」と「2006年中間期末の正常貸付先（既存先）」の各々について、上限金利引下げの影響度を調査した。

①消費者向貸付における影響度

「直近月末の新規貸付先（新規先）」について、「対応が不要なし（0%）」との回答者割合は「5億円未満」の貸金業者では32.9%となった一方、「5,000億円超」の大手貸金業者では、62.5%となった。

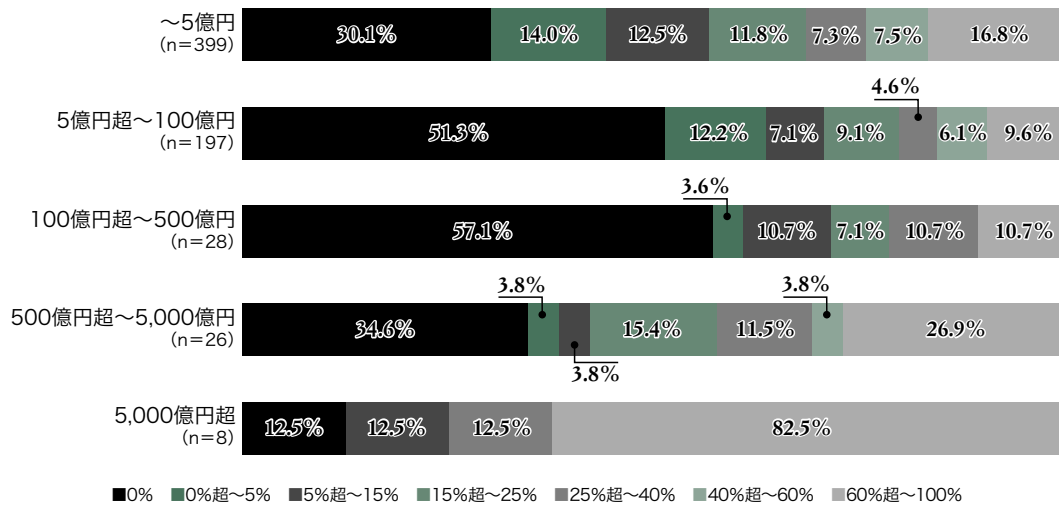
「2006年中間期末の正常貸付先（既存先）」について、「対応が不要なし（0%）」との回答者割合は、貸付残高が「5,000億円超」の大手貸金業者が12.5%であるのに対し、貸付残高が5,000億円以下の貸金業者については30.1%～57.1%となった。

図表4-24 貸付残高規模別 消費者向無担保貸付における上限金利引下げの影響
(直近月末の新規貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率)



	直近月末の新規貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率							合計
	0%	0%超～5%	5%超～15%	15%超～25%	25%超～40%	40%超～60%	60%超～100%	
～5億円	138	54	53	41	26	36	71	419
	32.9%	12.9%	12.6%	9.8%	6.2%	8.6%	16.9%	100.0%
5億円超～100億円	129	20	11	14	10	4	14	202
	63.9%	9.9%	5.4%	6.9%	5.0%	2.0%	6.9%	100.0%
100億円超～500億円	19	1	3	1	3	0	2	29
	65.5%	3.4%	10.3%	3.4%	10.3%	0.0%	6.9%	100.0%
500億円超～5,000億円	17	4	0	1	1	1	1	25
	68.0%	16.0%	0.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	100.0%
5,000億円超	5	2	0	0	0	1	0	8
	62.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%
合計	308	81	67	57	40	42	88	683
	45.1%	11.9%	9.8%	8.3%	5.9%	6.1%	12.9%	100.0%

図表4-25 貸付残高規模別 消費者向無担保貸付における上限金利引下げの影響
(2006年中間期末の正常貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率)

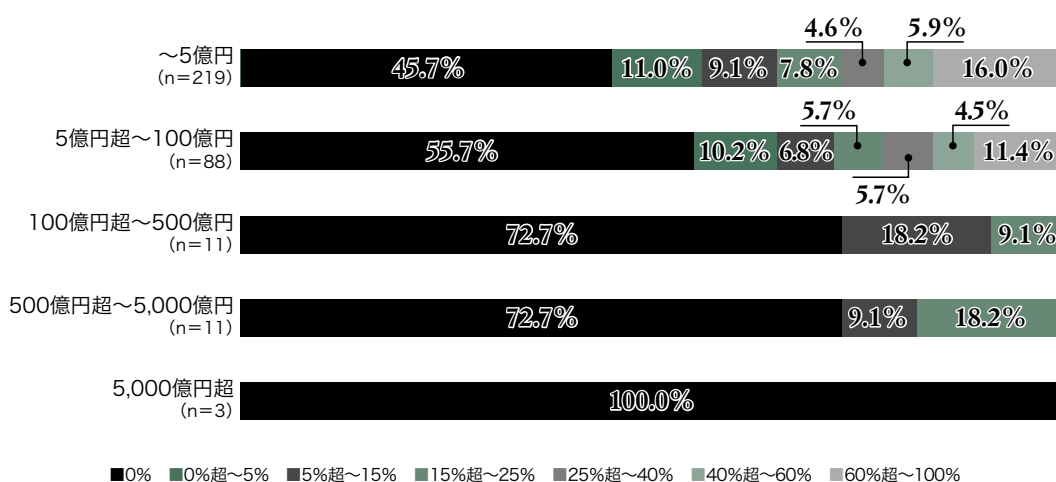


	2006年中間期末の正常貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率							合計
	0%	0%超~5%	5%超~15%	15%超~25%	25%超~40%	40%超~60%	60%超~100%	
~5億円	120 30.1%	56 14.0%	50 12.5%	47 11.8%	29 7.3%	30 7.5%	67 16.8%	399 100.0%
5億円超~100億円	101 51.3%	24 12.2%	14 7.1%	18 9.1%	9 4.6%	12 6.1%	19 9.6%	197 100.0%
100億円超~500億円	16 57.1%	1 3.6%	3 10.7%	2 7.1%	3 10.7%	0 0.0%	3 10.7%	28 100.0%
500億円超~5,000億円	9 34.6%	1 3.8%	1 3.8%	4 15.4%	3 11.5%	1 3.8%	7 26.9%	26 100.0%
5,000億円超	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	5 62.5%	8 100.0%
合計	247 37.5%	82 12.5%	69 10.5%	71 10.8%	45 6.8%	43 6.5%	101 15.3%	658 100.0%

②事業者向貸付における影響度

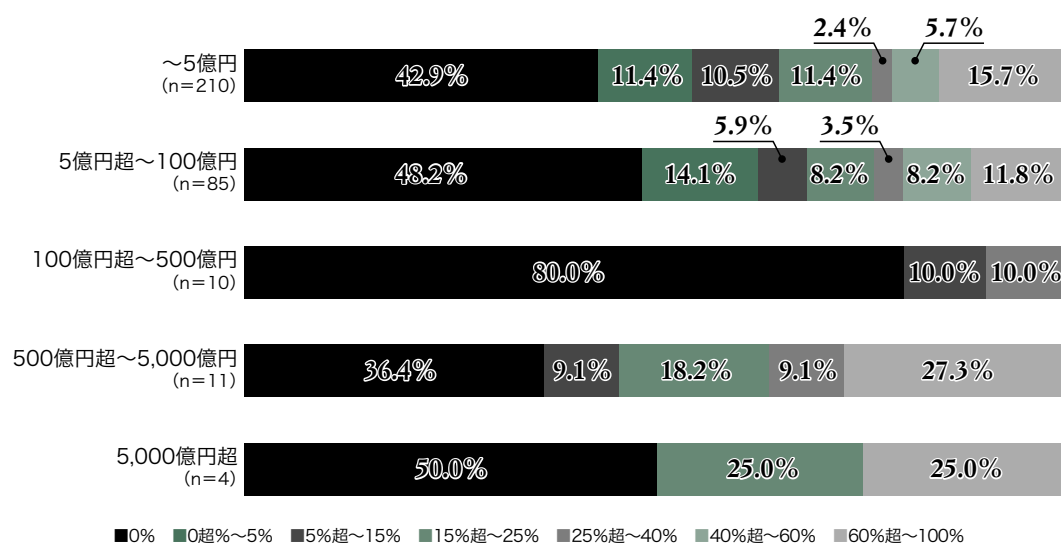
「直近月末の新規貸付先（新規先）」について、対応の必要がある貸付先比率では、0%（対応が必要なし）の回答者割合は、「5億円未満」の貸金業者が45.7%、「5億円超～100億円」が55.7%、「100億円超～500億円」と「500億円超～5,000億円」が72.7%、「5,000億円超」が100%となった。

図表4-26 貸付残高規模別 事業者向無担保貸付における上限金利引下げの影響
(直近月末の新規貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率)



	直近月末の新規貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率							
	0%	0%超～5%	5%超～15%	15%超～25%	25%超～40%	40%超～60%	60%超～100%	合計
～5億円	100	24	20	17	10	13	35	219
	45.7%	11.0%	9.1%	7.8%	4.6%	5.9%	16.0%	100.0%
5億円超～100億円	49	9	6	5	5	4	10	88
	55.7%	10.2%	6.8%	5.7%	5.7%	4.5%	11.4%	100.0%
100億円超～500億円	8	0	2	1	0	0	0	11
	72.7%	0.0%	18.2%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
500億円超～5,000億円	8	0	1	2	0	0	0	11
	72.7%	0.0%	9.1%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5,000億円超	3	0	0	0	0	0	0	3
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	168	33	29	25	15	17	45	332
	50.6%	9.9%	8.7%	7.5%	4.5%	5.1%	13.6%	100.0%

図表4-27 貸付残高規模別 事業者向無担保貸付における上限金利下げの影響
(2006年中間期末の正常貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率)



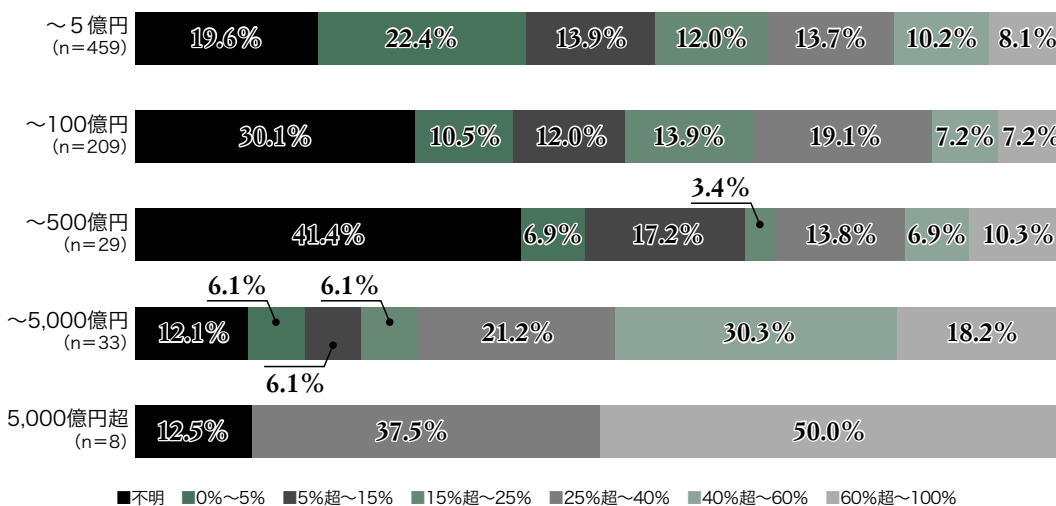
	2006年中間期末の正常貸付先における何らかの対応の必要がある貸付先の比率							合計
	0%	0%超~5%	5%超~15%	15%超~25%	25%超~40%	40%超~60%	60%超~100%	
~5億円	90	24	22	24	5	12	33	210
	42.9%	11.4%	10.5%	11.4%	2.4%	5.7%	15.7%	100.0%
5億円超~100億円	41	12	5	7	3	7	10	85
	48.2%	14.1%	5.9%	8.2%	3.5%	8.2%	11.8%	100.0%
100億円超~500億円	8	0	1	0	1	0	0	10
	80.0%	0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
500億円超~5,000億円	4	0	1	2	1	0	3	11
	36.4%	0.0%	9.1%	18.2%	9.1%	0.0%	27.3%	100.0%
5,000億円超	2	1	0	0	0	0	1	4
	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%
合計	145	37	29	33	10	19	47	320
	45.3%	11.6%	9.1%	10.3%	3.1%	5.9%	14.7%	100.0%

3 総量規制導入の影響度

総量規制が導入された場合、規制に抵触する既存債権がどの程度の規模になるかを把握するため、「2007年度末時点で正常取引中の貸付先に対し総量規制を導入したと仮定した場合、規制に抵触する保有債権の割合」を調査した。（消費者向無担保貸付につき調査）

本設問への回答事業者を「貸付残高規模別」に分類し回答の傾向を見てみると、規模の大きい事業者ほど規制対象債権を保有していると回答していることがわかった。特に「5,000億円超」の大企業の回答結果では、回答事業者数は8社ながらも半数の4社が「60%超～100%」、3社が「25%超～40%」の正常債権が総量規制に抵触すると回答している。（1社は「不明」と回答）

図表4-28 貸付残高規模別 総量規制の導入の影響（消費者向無担保貸付）



	2007年度末の貸付先における総量規制に抵触の可能性がある正常貸付先の比率							合計
	不明	0%~5%	5%超~15%	15%超~25%	25%超~40%	40%超~60%	60%超~100%	
~5億円	90 19.6%	103 22.4%	64 13.9%	55 12.0%	63 13.7%	47 10.2%	37 8.1%	459 100.0%
5億円超~100億円	63 30.1%	22 10.5%	25 12.0%	29 13.9%	40 19.1%	15 7.2%	15 7.2%	209 100.0%
100億円超~500億円	12 41.4%	2 6.9%	5 17.2%	1 3.4%	4 13.8%	2 6.9%	3 10.3%	29 100.0%
500億円超~5,000億円	4 12.1%	2 6.1%	2 6.1%	2 6.1%	7 21.2%	10 30.3%	6 18.2%	33 100.0%
5,000億円超	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%	4 50.0%	8 100.0%
合計	170 23.0%	129 17.5%	96 13.0%	87 11.8%	117 15.9%	74 10.0%	65 8.8%	738 100.0%

7

本章のまとめ

1 金融機関からの資金調達状況

①直近の動向

- ・全般的に、借入金は減少傾向。また、金融機関の貸出姿勢も厳格化の傾向が伺える結果となっている。
- ・なかでも、業態別では「消費者金融業」、貸付残高規模別では「5億円以下」の中小貸金業者の調達環境に悪化の傾向が見受けられる。

②今後の見通し

- ・金融機関の貸出姿勢についても、58.5%が厳しくなることを予想している。
- ・直近の1年間で貸出姿勢が厳しくなったと回答した貸金業者40.9%と比較しても、その割合はさらに17.6%も増加しており、今後も引き続き厳しい調達環境を予想している貸金業者が多いことが判明した。

2 損益変化とその要因

①2007年度の実績

- ・2006年度比「減益」と回答した貸金業者の比率は55.9%と、「増益」の36.1%を上回る結果となっている。
- ・減益要因は、「貸付先数の増減(68.5%)」、「貸倒関連費用の増減(60.4%)」、「利息返還請求に関連する費用の増減(49.4%)」となった。

②改正貸金業法の完全施行後の損益見通し

- ・貸金業者全体で、改正貸金業法の完全施行による影響を加味した見通しは、「減益(見通し)」が72.3%となり、収益環境の悪化を予想している貸金業者が多い

ことが判明した。

- ・「クレジット・信販他」の業態において、改正貸金業法の完全施行による影響を加味した見通しは、「減益(見通し)」が90%と他の業態と比べても、高くなっている。

3 利息返還請求の動向

①利息返還請求に伴う利息返還額や関連コスト

- ・各項目の貸金業者全体の金額は、利息返還引当金の2兆円規模(2006年度、2007年度とも)をはじめとして巨額であり、損益への影響が小さくないことが判明した。

②利息返還請求者のプロフィール

- ・利息返還請求を行う債務者区分の割合は、現状が、「延滞先」「正常返済先」「完済・残高なしの先」の順に高く、その比率は概ね「5:3:2」である。今後の見通しは、いずれの区分も増加が見込まれている。
- ・なかでも、「完済・残高なしの先」からの返還請求が増えると多くの貸金業者が想定している。
- ・請求元は、全般的に「弁護士」や「司法書士」が多く(9割以上)、今後も増加するという見通しが多い。今後は、現状では請求割合の低い、「本人(直接)」や「地方自治体」からの請求が増える見通ししている。

③完済者からの利息返還請求への対応策

- ・対応策として、「1件ずつ精査のうえ、自社の責任の範囲で利息返還(48.8

%)、「特に方針はなく請求案件個別に対応(40.6%)」と、案件個別対応が大勢を占めている。

④ 与信対象者の属性変化

① 消費者向貸付

・3条施行・4条施行の影響については、年齢が高くなるほど「影響を受ける」と回答した比率が大きくなる結果となった。

② 事業者向貸付

・3条施行・4条施行の影響については、「上場株式会社」よりも「非上場株式会社」、「株式会社」よりも「有限会社」や「個人事業主」において、「影響を受ける」と回答した比率が高い結果となった。

⑤ 審査状況の変化

① 初期審査の現状と今後の見通し

・消費者向貸付については、全般的に直近1年間の審査状況を「厳しくした」、今後の見通しでも「厳しくする」という回答率が高い。

・事業者向貸付は、直近1年間の審査状況および今後の見通しにおいても、「厳しくした」と「変化なし」が拮抗している。

② 上限金利引下げの影響度

・消費者向無担保貸付については、「既に上限金利引下げ対応済み(何らかの対応を必要とする先数比率が0%)」と回答した割合が、新規貸付先で45.1%、既存貸付先で37.5%となった。

・貸付残高規模別では「5億円以下」の中小貸金業者対応済みの比率が低い(新規先32.9%・既存先30.1%)結果となった。

・事業者向無担保貸付について、「金利引

下げ対応済み」と回答した割合は、新規貸付先51%、既存貸付先45%となった。

③ 総量規制の導入の影響度

・消費者向無担保貸付について、2007年度末時点における正常貸付先の中で、総量規制に抵触する可能性が「60%超ある」と回答した貸金業者は全体の8.8%となった。

・その中で、「5,000億円以上」の大手貸金業者については、総量規制に抵触する可能性が「60%超ある」と回答した割合が50.0%に達する結果となった。

5章

資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査結果について

1 アンケート調査概要

1 消費者向けアンケート調査

①調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査数：119,042名 ・借入経験者：3,177名（うち843名が現在残高のある「借入利用者」） ・一般消費者：3,329名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成20年11月21日～12月2日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

②調査目的

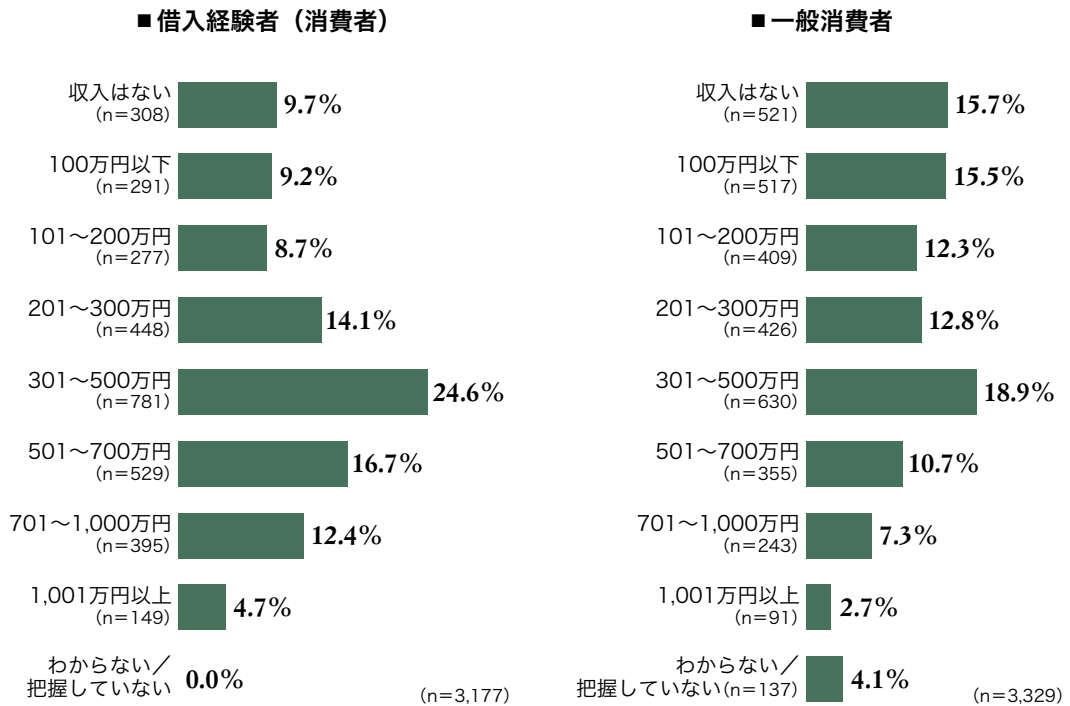
プレ調査	消費者金融会社、クレジットカード・信販会社等からの借入経験者、ヤミ金融等非正規事業者からの借入経験者の抽出
借入経験者	借入経験がなければ回答できない項目（総量規制の抵触有無、借入不能時の行動、ヤミ金融被害の実態等）に関する調査
一般消費者	借入経験の有無にかかわらず、比率を把握できる項目（改正貸金業法の認知、セーフティネットの認知等）に関する調査

③調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137)等”は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

④標本構成：個人年収別

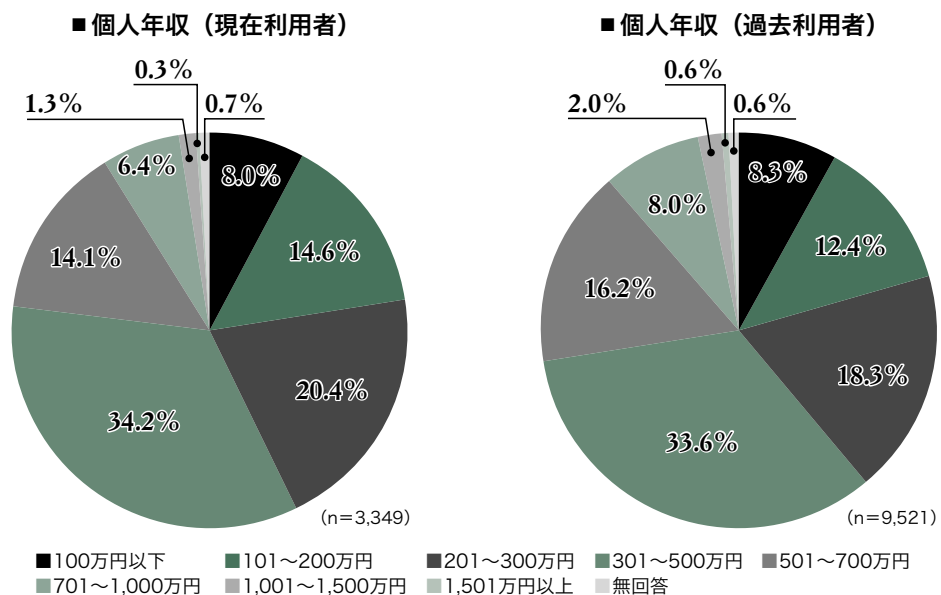
当該調査においては、専業主婦を中心とした無収入層も調査対象とした。



(注1) 一般消費者のサンプル抽出については、H17国勢調査結果を利用して、性別、年代、居住地域（9地域）別の20歳以上の人口割合に基づいた割付を実施

(注2) 収入はない（借入経験者 n=308・一般消費者 n=521）の内訳では、専業主婦の占める割合が、借入経験者 80%、一般消費者 76%となっている。

(参考) 消費者のローン利用に関するアンケート調査の分析(消費者金融サービス研究学会 第9回全国大会)



※当報告書では、調査対象者を有職者としているため、無収入層は含まれていない。

② 経営者・個人事業主向けアンケート調査

① 調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・ プレ調査数：131,286名 ・ 借入経験者： 1,117名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年1月5日～1月13日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

② 調査目的

プレ調査	事業性資金を貸金業者から借りている経営者・個人事業主、及び個人としての借入れを事業性資金に流用している経営者・個人事業主の抽出
借入経験者	借入経験がなければ回答できない項目（総量規制の抵触有無、借入不能時の行動、ヤミ金融被害の実態等）に関する調査

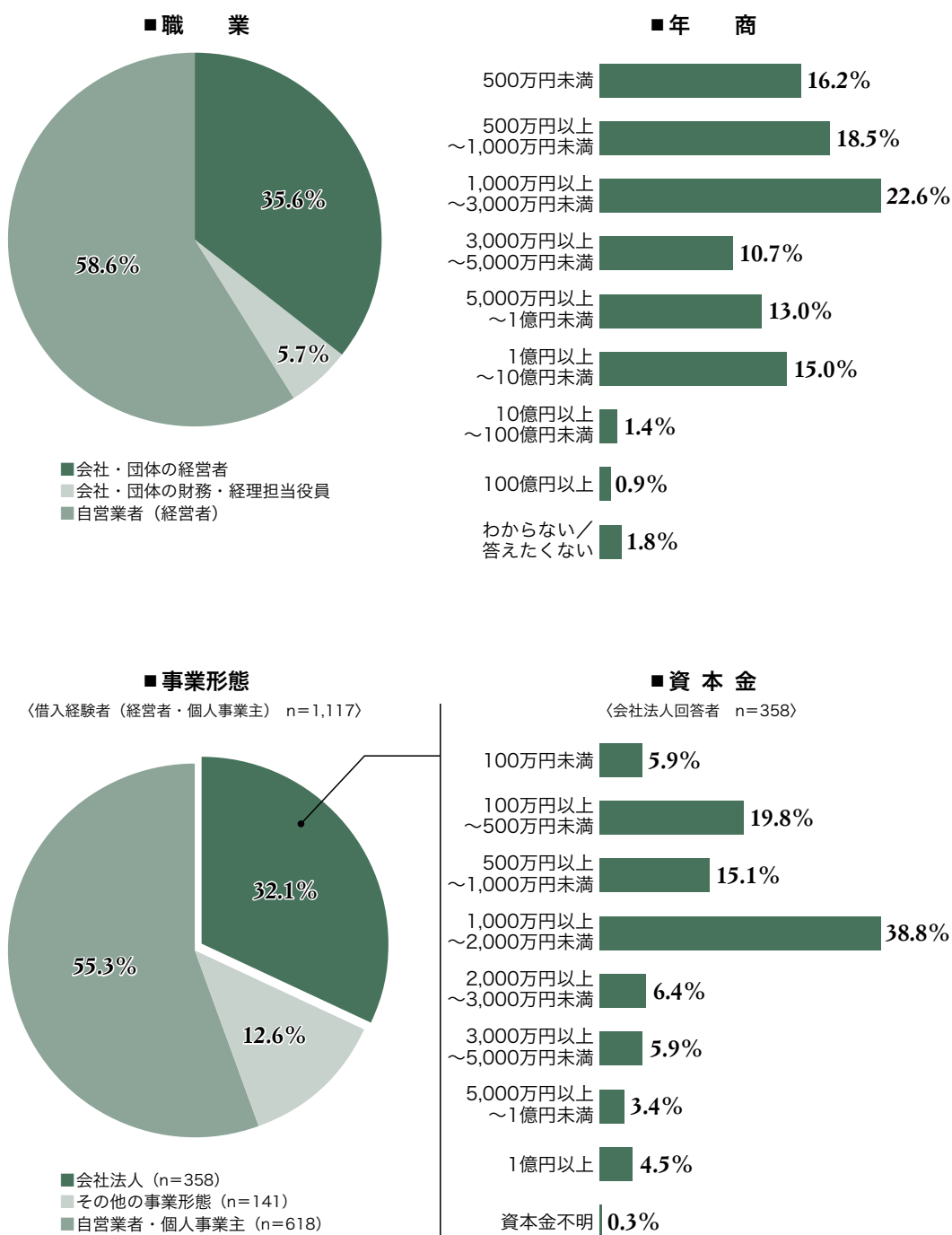
③ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者数」である。また、各集計表にある“(n=137) 等”は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

3 標本構成：職業・年商・事業形態・資本金

当該調査対象者の事業形態構成では、個人事業主 55.3%、会社法人 32.1%、その他 12.6%となっており、うち会社法人については、資本金 2,000 万円未満の企業が 80%を占める。

標本構成／職業・年商・事業形態・資本金（会社法人のみ）



2

消費者向けアンケート調査結果

1 申込み・利用の状況

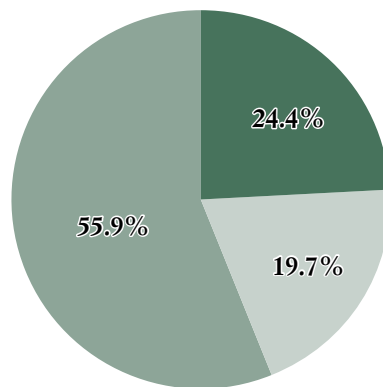
①借入経験

消費者向けアンケート本調査前のプレ調査として、借入経験の有無を調査。合計回答数119,042人の内、借入経験者は52,506人(44.1%)、借入未経験者は66,536人(55.9%)であった。

この借入経験者52,506人中、3,177人が本調査に協力。現在の残高有無における内訳は、残高あり843人(26.5%)、残高なし2,334人(73.5%)となっている。

図表5-1 消費者向けプレ調査結果

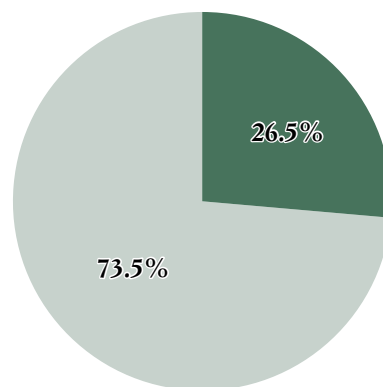
選択肢	回答数	回答率
借りたことがある (現在も残高あり)	29,099	24.4%
借りたことがある (現在は残高なし)	23,407	19.7%
借りたことはない (借入れを申込んだが断られた)	66,536	55.9%
合計	119,042	100.0%



■ 借りたことがある (現在も残高あり)
■ 借りたことがある (現在は残高なし)
■ 借りたことはない (借入れを申込んだが断られた)

図表5-2 本調査における残高の有無

選択肢	回答数	回答率
現在残高がある (返済中)	843	26.5%
残高はない (完済済み)	2,334	73.5%
合計	3,177	100.0%



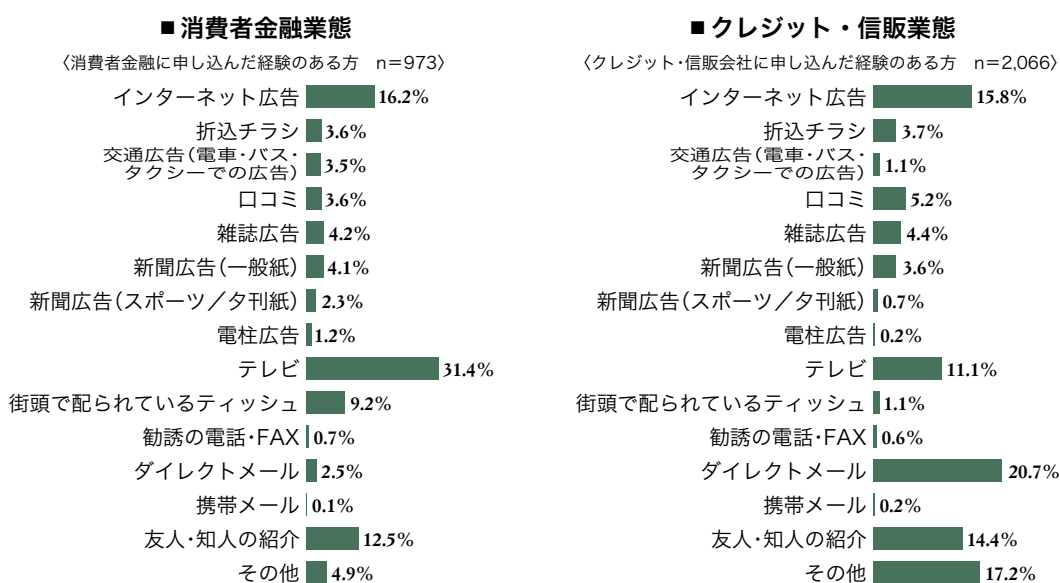
■ 現在残高がある (返済中)
■ 残高はない (完済済み)

②認知媒体

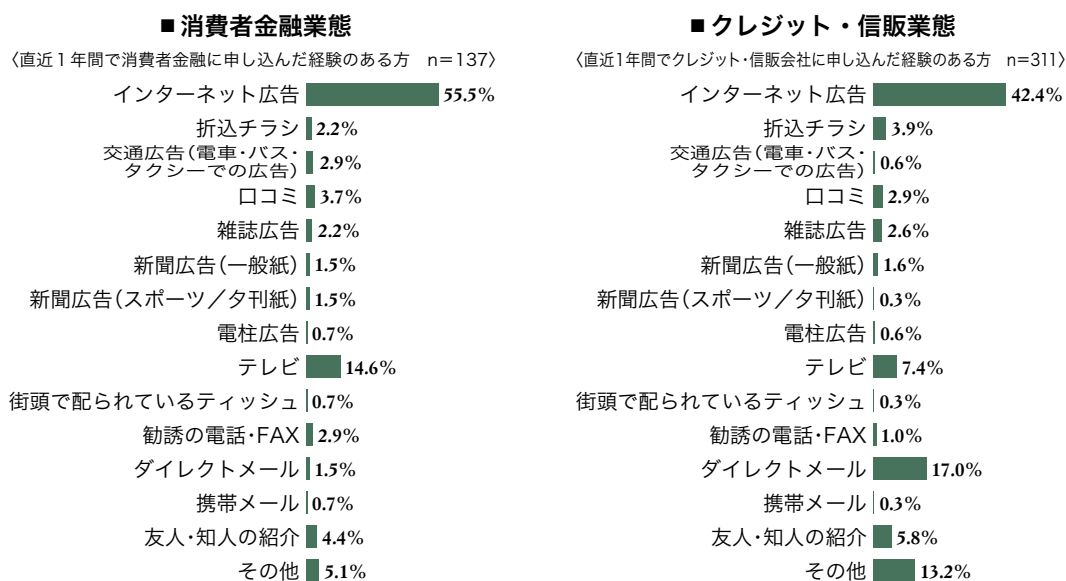
申込みのきっかけとなった媒体を、業態別（[消費者金融]・[クレジット・信販会社]）および申込時期別（[借入当初]・[直近1年間]）で見た結果は以下の通り。

業態間では、かつては消費者金融業態では「テレビ」、クレジット・信販業態では「ダイレクトメール（DM）」が認知媒体の主であったが、直近1年間では、両者共に「インターネット広告」が認知媒体の主体となってきている。

図表5-3 借入経験者（消費者） 認知媒体/借入当初



図表5-4 借入経験者（消費者） 認知媒体/直近1年間



③借入申込結果

直近1年間で借入の申込経験のある先（消費者金融：137人、クレジット・信販会社：311人）に対し、その結果について調査を行った。

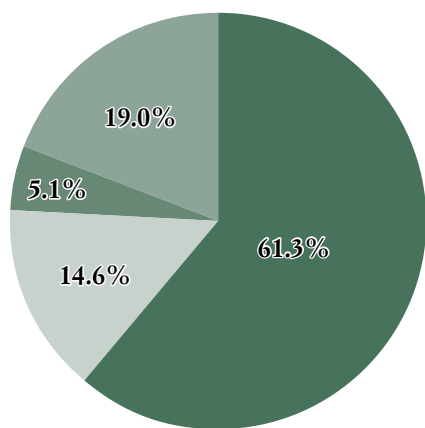
消費者金融への申込みでは、希望通りの借入れができた先は61.3%。残る38.7%は融資を断られたり、希望額の借入れができない結果となっている。

一方クレジット・信販会社への申込みでは、希望通りの借入れができた先が75.9%で業態間の差が大きく出る結果となった。

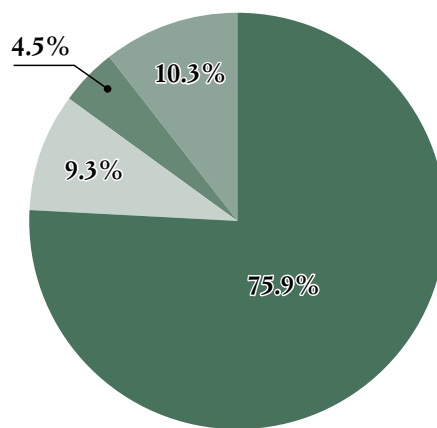
図表5-5 借入申込結果/借入経験者（消費者）

選択肢	消費者金融会社		クレジットカード会社・信販会社	
	回答数	回答率	回答数	回答率
最終的に希望通りの金額で借入れできた	84	61.3%	236	75.9%
最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった	20	14.6%	29	9.3%
希望通りの金額ではなかったので最終的に借入れをやめた	7	5.1%	14	4.5%
借入れを申し込んだが最終的に断られた（最終的に借入れできなかった）	26	19.0%	32	10.3%
合計	137	100.0%	311	100.0%

■消費者金融業態



■クレジット・信販業態



- 最終的に希望通りの金額で借入れできた
- 最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった
- 希望通りの金額ではなかったので最終的に借入れをやめた
- 借入れを申し込んだが最終的に断られた（最終的に借入れできなかった）

④希望通りの借入れができなかった先のその後の行動

次に、希望通りの借入れができなかった先に対し、その後の行動について調査を行った。調査は、前記設問で借入れを断念した資金需要者（「希望通りの金額ではなかったため借入れをやめた」、「借入れを申し込んだが断られた」回答者 59 名）と、借入額が不足した資金需要者（「借入れできたが希望額に満たなかった」回答者 39 名）を合わせて、それぞれのその後の行動を調査した。

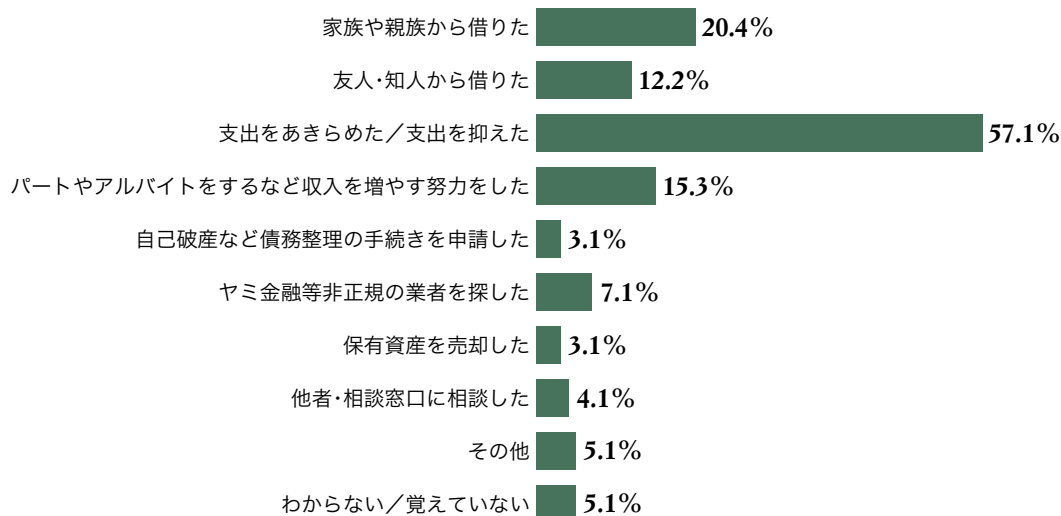
「支出をあきらめた・支出を抑えた」という回答が 57.1%である一方、4 割程度は他の何らかの手段で資金を手当てしている結果となった。

また、この 4 割の回答者の資金用途は、手段に関わらず「生活費の補てん」が多い。また「借入金返済への充当」、「事業資金の補てん」、「教育費」目的のために資金手当てをしているという傾向が出ている。

図表5-6 借入れを断念および借入額が不足した資金需要者（消費者）の行動

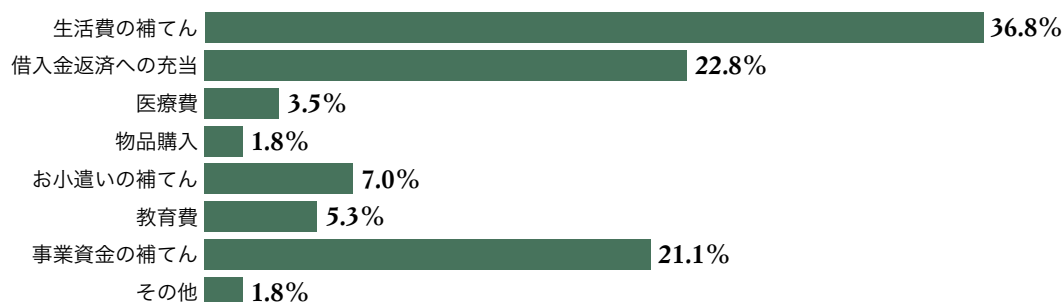
選択肢	回答数	回答率
家族や親族から借りた	20	20.4%
友人・知人から借りた	12	12.2%
支出をあきらめた／支出を抑えた	56	57.1%
パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした	15	15.3%
自己破産など債務整理の手続きを申請した	3	3.1%
ヤミ金融等非正規の業者を探した	7	7.1%
保有資産を売却した	3	3.1%
他者・相談窓口にご相談した	4	4.1%
その他	5	5.1%
わからない／覚えていない	5	5.1%
回答者数	98	-

(注) 重複回答があるため n は一致しない。



図表5-7 何らかの手段にて資金を手当てしている回答者の資金使途

	生活費の補てん	借入金返済への充当	医療費	物品購入	お小遣いの補てん	教育費	事業資金の補てん	その他	合計
家族や親族から借りた	9 45.0%	4 20.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%	4 20.0%	0 0.0%	20 100.0%
友人・知人から借りた	3 25.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	1 8.3%	4 33.3%	0 0.0%	12 100.0%
パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした	4 26.7%	7 46.7%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	15 100.0%
ヤミ金融等非正規の業者を探した	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	7 100.0%
保有資産を売却した	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
合計	21 36.8%	13 22.8%	2 3.5%	1 1.8%	4 7.0%	3 5.3%	12 21.1%	1 1.8%	57 100.0%



⑤資金使途

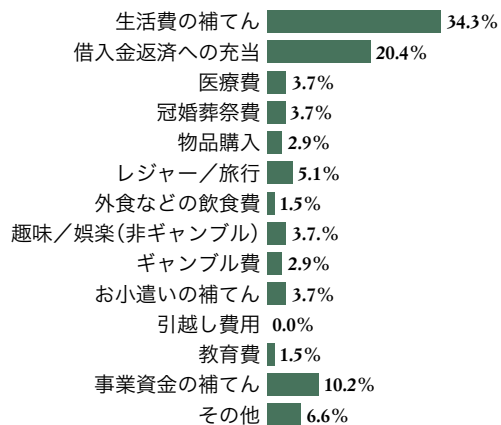
借入経験者（消費者）について、借入資金使途を調査。業態間の結果に差異は見られず、いずれも「生活費の補てん」、「借入金返済への充当」の順で回答が多かった。

特に「生活費の補てん」は両業態で30%を超える資金使途となっており、1/3以上の資金需要者はこの理由で借入れを行っていることがわかった。

図表5-8 借入金の資金使途

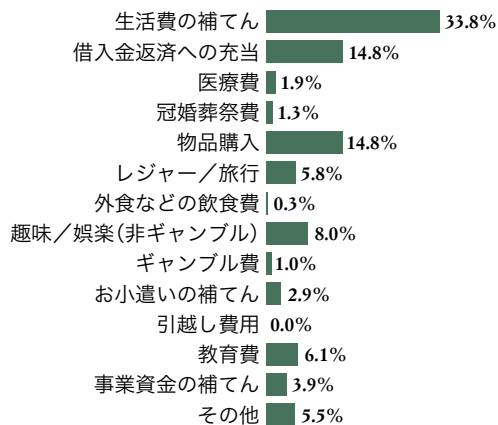
■消費者金融業態

〈直近1年間で消費者金融に申し込んだ経験のある方 n=137〉



■クレジット・信販業態

〈直近1年間でクレジット・信販会社に申し込んだ経験のある方 n=311〉



⑥完済方法

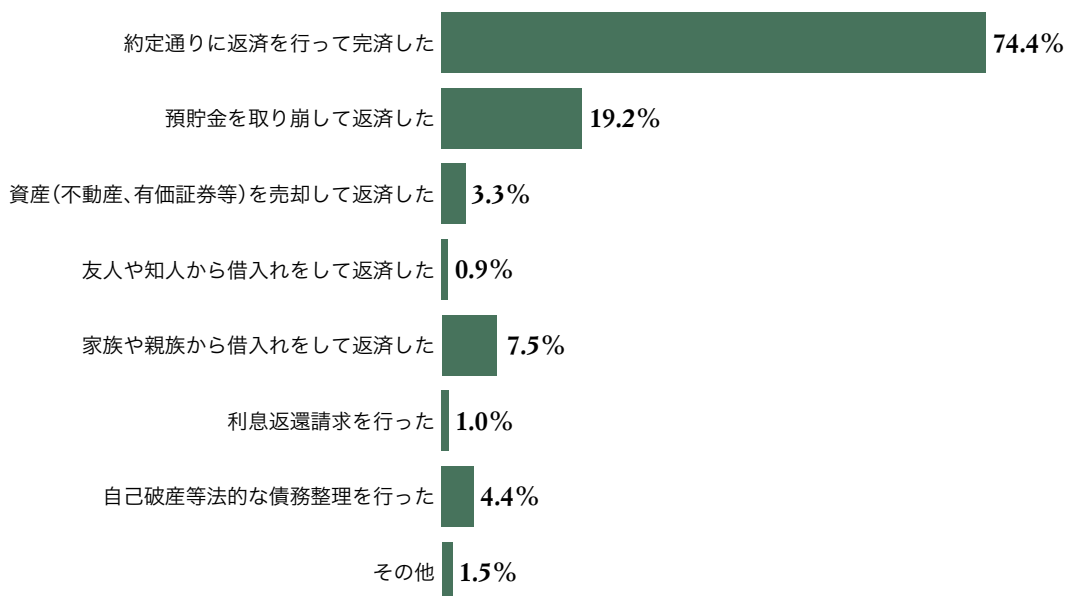
借入経験者（消費者）3,177人中、「現在残高がない」と回答した2,334人に対し、借入金の完済方法の調査を行った。

「約定どおりに返済を行って完済した」の回答が最も多く74.4%の回答者がこの項目を選択している。

図表5-9 借入経験者（現在残高なし）の完済方法

選択肢	回答数	回答率
約定通りに返済を行って完済した	1,737	74.4%
預貯金を取り崩して返済した	448	19.2%
資産（不動産、有価証券等）を売却して返済した	78	3.3%
友人や知人から借入れをして返済した	20	0.9%
家族や親族から借入れをして返済した	176	7.5%
利息返還請求を行った	23	1.0%
自己破産等法的な債務整理を行った	102	4.4%
その他	36	1.5%
回答者数	2,334	-

(注) 重複回答があるためnは一致しない。



2 貸金業法改正の認知状況

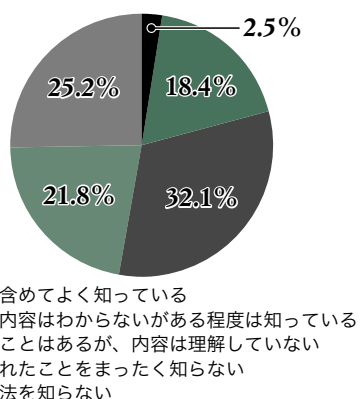
①一般消費者回答結果

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」は合わせて21%にとどまり、「内容を理解していない」「改正を知らない」「貸金業法を知らない」という回答が約8割を占める結果となった。

図表5-10 貸金業法改正の認知状況／一般消費者

〈一般消費者 n=3,329〉

選択肢	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	83	2.5%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	612	18.4%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	1,070	32.1%
改正されたことをまったく知らない	726	21.8%
貸金業法を知らない	838	25.2%
合計	3,329	100.0%



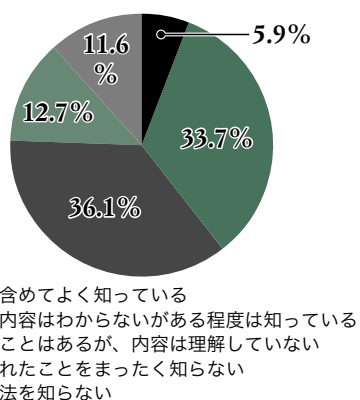
②借入利用者回答結果

借入経験者（消費者）3,177名のうち、回答者を現在借入残高がある方843名（以下「借入利用者」という）に限定し、一般消費者の回答結果と比較すると、認知率は若干高くなるが、それでも「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」は合わせて40%にとどまり、「内容を理解していない」「改正を知らない」「貸金業法を知らない」という回答が60%を占める結果となった。

図表5-11 貸金業法改正の認知状況／借入利用者

〈借入利用者（現在残高あり） n=843〉

選択肢	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	50	5.9%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	284	33.7%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	304	36.1%
改正されたことをまったく知らない	107	12.7%
貸金業法を知らない	98	11.6%
合計	843	100.0%



③改正項目別認知状況

借入利用者（現在残高あり）843名のうち、貸金業法改正について「内容も含めてよく知っている」「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答された方334名に、具体的に知っている項目について調査したところ、85%の回答者が「上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる」を選択した一方、その他の項目（総量規制、収入証明の提出、信用情報機関への登録等）は11.7%～38.0%にとどまる結果となった。

この結果から改正項目別の認知率は、最も認知されている上限金利引下げで33.7%、それ以外の項目では、現在残高のある借入利用者に限定しても4.6%～15.0%という低い状況であることがわかった。

図表5-12 改正項目別の認知状況

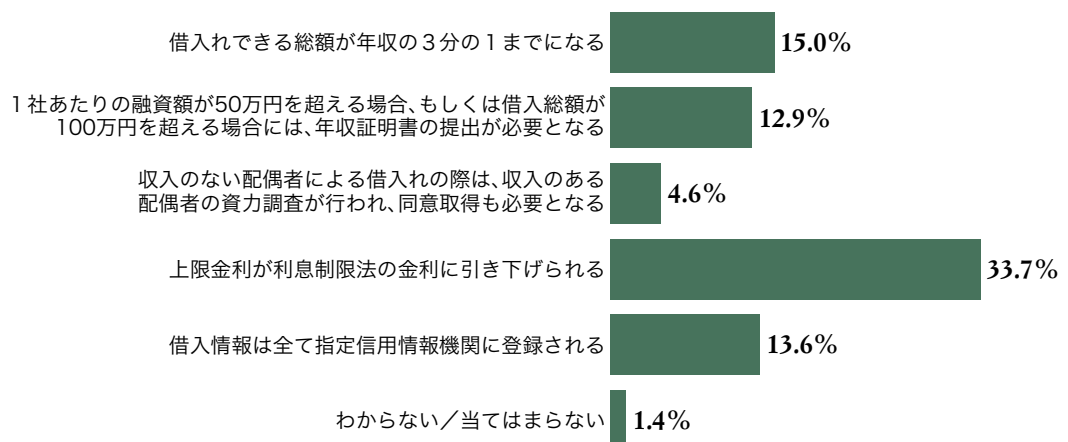
〈貸金業法改正について認知している回答者 n=334〉

選択肢	回答数	回答率	認知率
借入できる総額が年収の3分の1までになる	127	38.0%	15.0%
1社あたりの融資額が50万円を超える場合、もしくは借入総額が100万円を超える場合には、年収証明書の提出が必要となる	109	32.6%	12.9%
収入のない配偶者による借入れの際は、収入のある配偶者の資力調査が行われ、同意取得も必要となる	39	11.7%	4.6%
上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる	284	85.0%	33.7%
借入情報は全て指定信用情報機関に登録される	115	34.4%	13.6%
わからない/当てはまらない	12	3.6%	1.4%
回答者数	334	-	-

(注1) 回答率は、「貸金業法改正について認知している回答者 n = 334」における認知項目の割合。

(注2) 認知率は、「借入利用者（現在残高あり） n = 843」における認知項目の割合。

(注3) 重複回答があるため n は一致しない。



④借入利用者の職種別認知状況

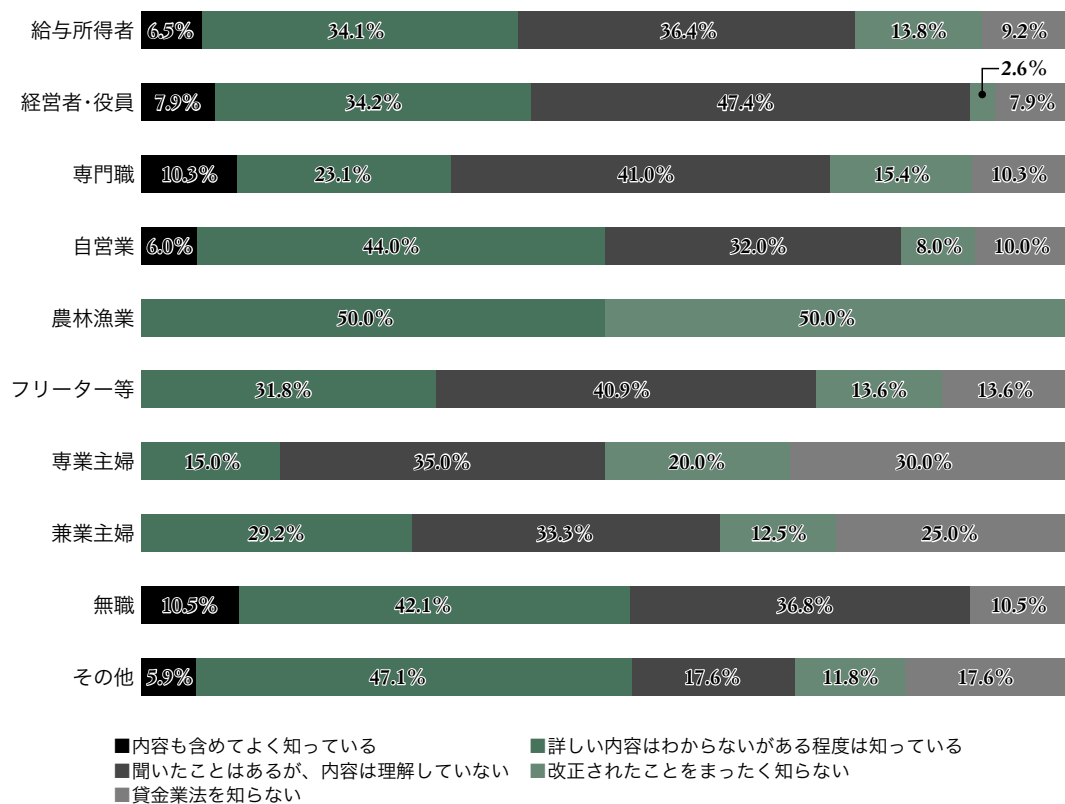
借入経験者（一般個人）（現在借入残高あり）の職種と貸金業法改正の認知度の関係を調査した結果、全般的に認知度が低い結果となったが、中でも特に、「専業主婦」「兼業主婦」「フリーター等」の比率が低い結果となった。

図表5-13 借入利用者の職種別認知状況

〈借入利用者（現在残高あり） n=843〉

	給与所得者		経営者・役員		専門職		自営業		農林漁業		フリーター等		専業主婦		兼業主婦		無職		その他	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	34	6.5%	3	7.9%	4	10.3%	6	6.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	10.5%	1	5.9%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	178	34.1%	13	34.2%	9	23.1%	44	44.0%	1	50.0%	7	31.8%	9	15.0%	7	29.2%	8	42.1%	8	47.1%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	190	36.4%	18	47.4%	16	41.0%	32	32.0%	0	0.0%	9	40.9%	21	35.0%	8	33.3%	7	36.8%	3	17.6%
改正されたことをまったく知らない	72	13.8%	1	2.6%	6	15.4%	8	8.0%	0	0.0%	3	13.6%	12	20.0%	3	12.5%	0	0.0%	2	11.8%
貸金業法を知らない	48	9.2%	3	7.9%	4	10.3%	10	10.0%	1	50.0%	3	13.6%	18	30.0%	6	25.0%	2	10.5%	3	17.6%
合計	522	100.0%	38	100.0%	39	100.0%	100	100.0%	2	100.0%	22	100.0%	60	100.0%	24	100.0%	19	100.0%	17	100.0%

〈現在借入残高のある回答者 n=843〉

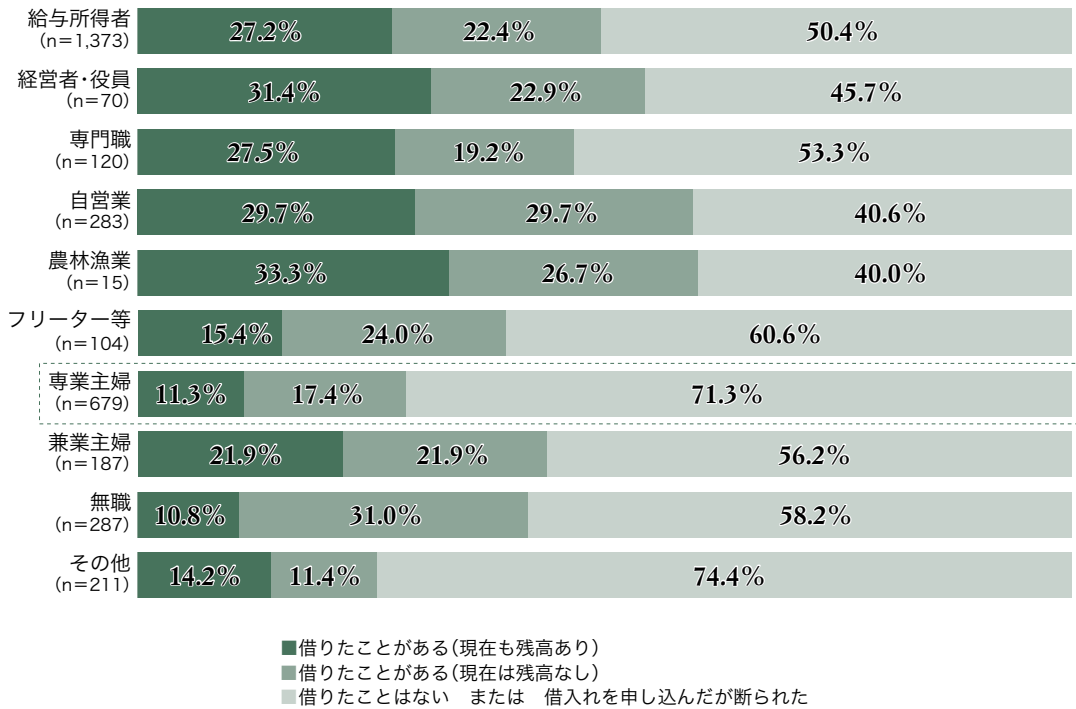


⑤ 専業主婦の消費者ローン利用動向

総量規制の導入により大きな影響を受けることが予想されている専業主婦（主夫）の利用動向について調査。専業主婦の消費者ローン利用経験率は28.7%という結果となった。

図表5-14 消費者ローンの利用率

〈一般消費者 n=3,329〉

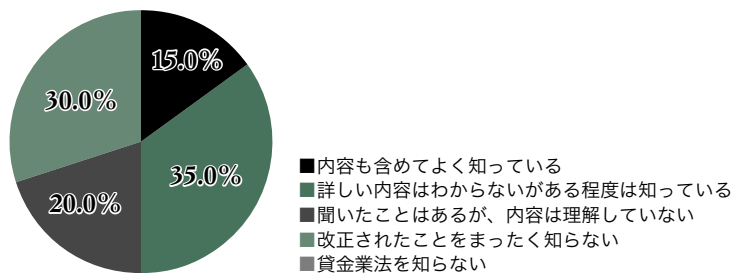


⑥ 専業主婦の借入パターンや特徴

専業主婦の現状をより詳細に把握するため、「借入経験者向けアンケート調査」において、「資金用途」「月間削減可能な支出額」について調査。資金用途は、生活費の補てんが27.3%と最も高く、次いで「物品購入」(20.2%)、「その他借入金返済への充当」(19.2%)、「教育費」(9.1%)という結果となった。

図表5-15 専業主婦の法改正認知度

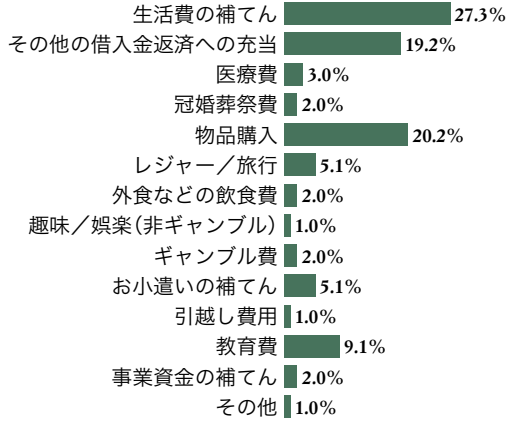
〈借入経験者（消費者）3,177名中、現在借入残高のある専業主婦 n=60〉



図表5-16 専業主婦の資金使途

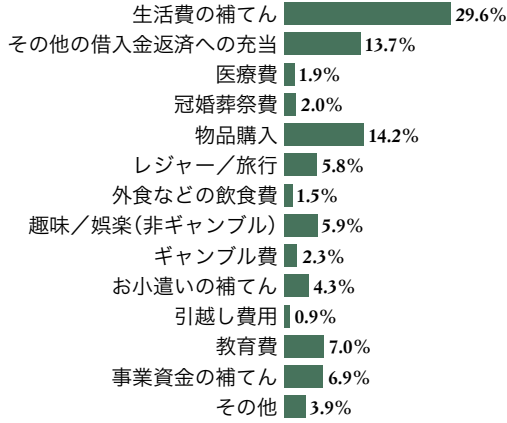
■ 専業主婦

〈借入経験者(消費者)3,177名中、
資金使途について回答した専業主婦 n=99〉

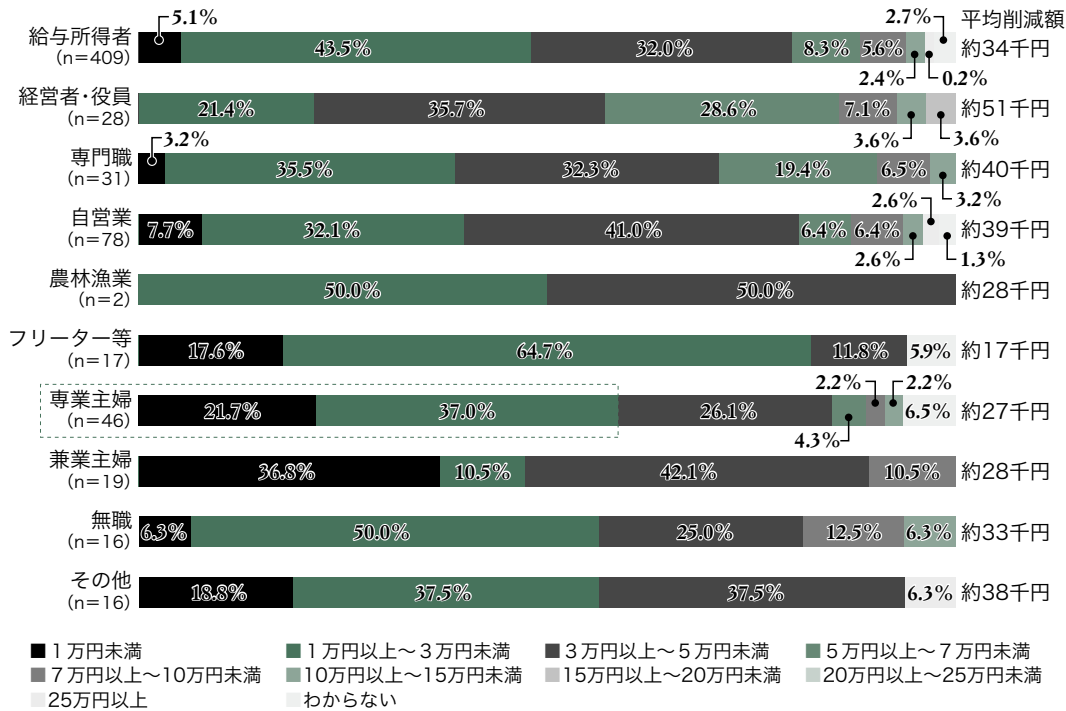


■ 借入経験者全体 参考

〈借入経験者(消費者)3,177名中、
削減可能な支出額についての回答者 n=1,426〉



図表5-17 職種別借入経験者の削減可能な支出額



③ 総量規制の影響

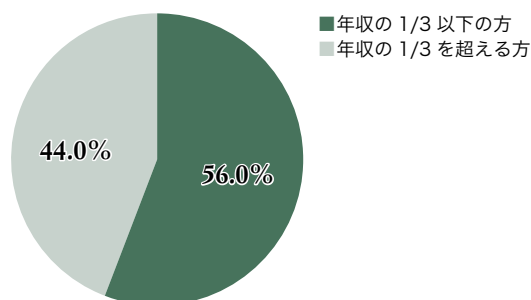
①借入総額の年収比率（総量規制に抵触する比率）

消費者金融会社から借入れのある顧客の44%が、年収の1/3を超える借入れがある（総量規制に抵触する）と回答。

図表5-18 消費者金融利用者（現在残高あり）の総量規制による影響／年収比率

〈借入利用者（現在残高あり）843名中、消費者金融利用者 n=209〉

	回答数	回答率
年収の1/3以下の方	117	56.0%
年収の1/3を超える方	92	44.0%
合計	209	100.0%



②新たな借入れができなくなった場合の行動

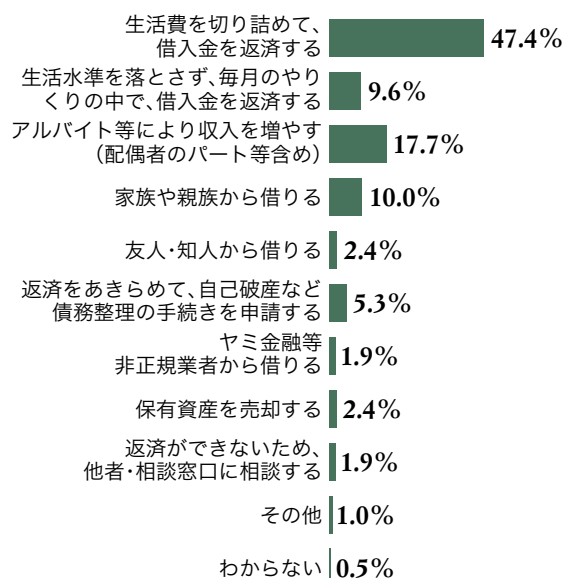
消費者金融会社から借入れのある回答者の約68%が「生活費を切り詰める」「収入を増やす」「保有資産を売却する」という回答となった。「家族・親族・友人から借りる」、「債務整理手続きを行う」といった回答も18%程度存在。また、1.9%が「ヤミ金融等非正規業者から借りる」と回答。

半数以上(57%)が「生活費を切り詰める」等で対応するという回答である一方、34%程度は他の何らかの手段で資金を手当てしようとする結果となった。この34%の回答者の資金用途は、資金手当て手段に関わらず「生活費の補てん」「借入金返済への充当」が多い。

図表5-19 消費者金融利用者（現在残高あり）の新たな借入れができなくなった場合の行動

〈借入利用者（現在残高あり）843名中、消費者金融利用者 n=209〉

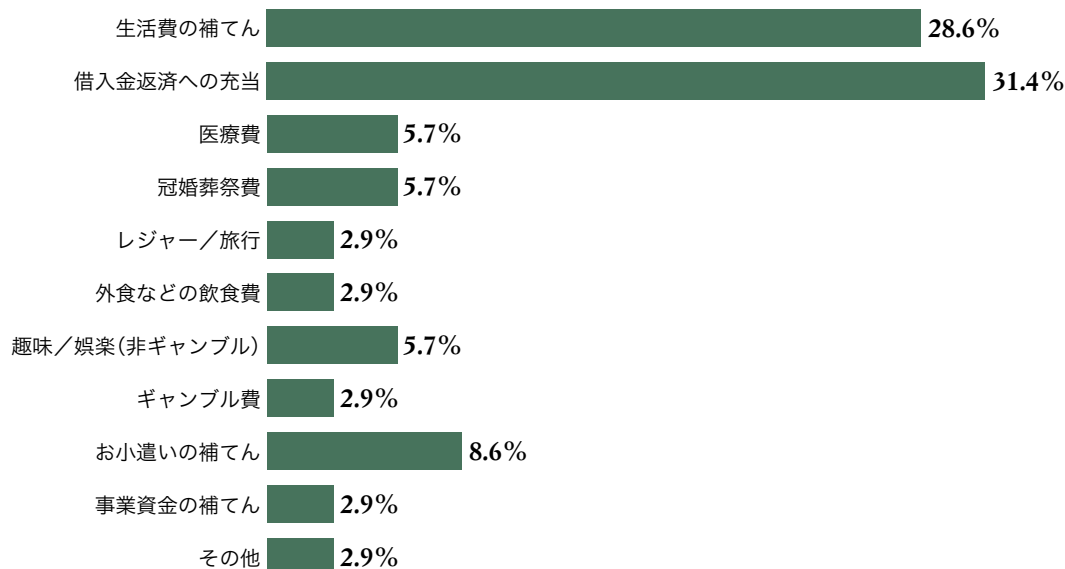
選択肢	優先度の高いもの	
	回答数	回答率
生活費を切り詰めて、借入金を返済する	99	47.4%
生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で、借入金を返済する	20	9.6%
アルバイト等により収入を増やす（配偶者のパート等含め）	37	17.7%
家族や親族から借りる	21	10.0%
友人・知人から借りる	5	2.4%
返済をあきらめて、自己破産など債務整理の手続きを申請する	11	5.3%
ヤミ金融等非正規業者から借りる	4	1.9%
保有資産を売却する	5	2.4%
返済ができないため、他者・相談窓口にご相談する	4	1.9%
その他	2	1.0%
わからない	1	0.5%
合計	209	100.0%



図表5-20 他の何らかの手段で資金を手当てしようとする回答者の資金使途

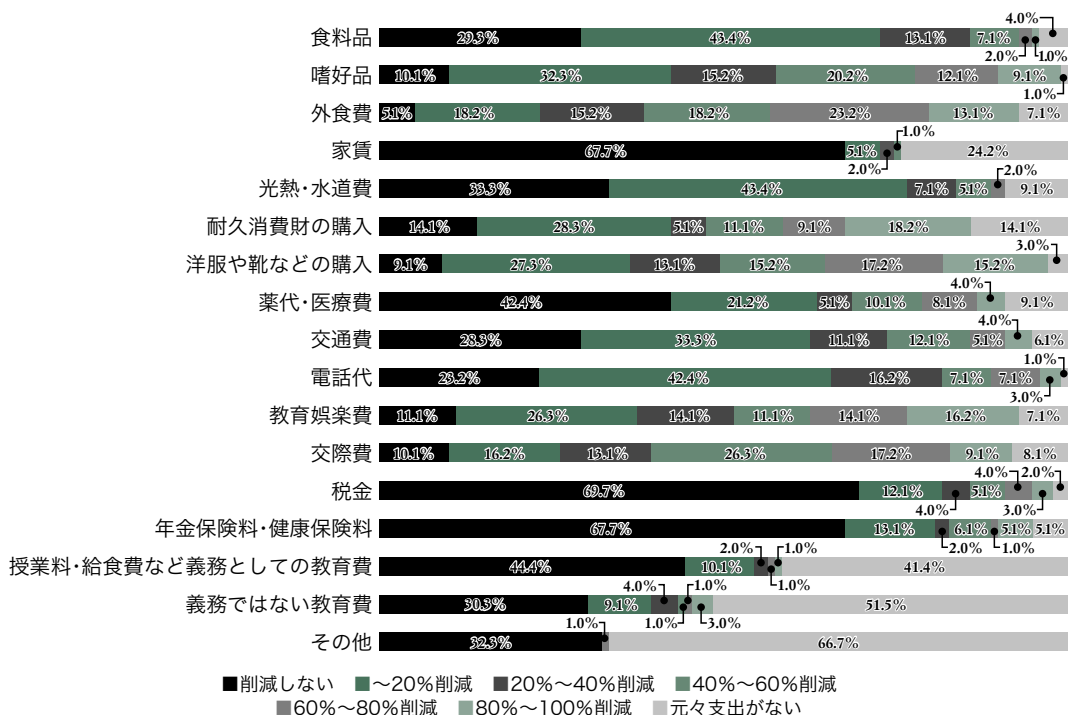
(借入利用者 (現在残高あり/消費者金融利用者) 209名中、何らかの手段にて資金を手当てしている回答者 n=72)

	生活費の補てん	借入金返済への充当	医療費	冠婚葬祭費	レジャー/旅行	外食などの飲食費	趣味/娯楽(非ギャンブル)	ギャンブル費	お小遣いの補てん	事業資金の補てん	その他	小計	無回答	合計
アルバイト等により収入を増やす(配偶者のパート等含め)	5 38.5%	3 23.1%	1 7.7%	2 15.4%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%	24 -	37 -
家族や親族から借りる	3 25.0%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%	9 -	21 -
友人・知人から借りる	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	2 -	5 -
ヤミ金融等非正規業者から借りる	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 -	4 -
保有資産を売却する	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%	2 -	5 -
合計	10 28.6%	11 31.4%	2 5.7%	2 5.7%	1 2.9%	1 2.9%	2 5.7%	1 2.9%	3 8.6%	1 2.9%	1 2.9%	35 100.0%	37 -	72 -



図表5-21 削減可能な生活費

	削減 しない	～20% 削減	20%～ 40%削減	40%～ 60%削減	60%～ 80%削減	80%～ 100%	元々支出 がない	合計
野菜や肉、魚、米、果物といった食料品	29 29.3%	43 43.4%	13 13.1%	7 7.1%	2 2.0%	1 1.0%	4 4.0%	99 100.0%
お菓子、アルコール、コーヒーなどの嗜好品	10 10.1%	32 32.3%	15 15.2%	20 20.2%	12 12.1%	9 9.1%	1 1.0%	99 100.0%
外食費	5 5.1%	18 18.2%	15 15.2%	18 18.2%	23 23.2%	13 13.1%	7 7.1%	99 100.0%
家賃	67 67.7%	5 5.1%	2 2.0%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 24.2%	99 100.0%
光熱・水道費	33 33.3%	43 43.4%	7 7.1%	5 5.1%	2 2.0%	0 0.0%	9 9.1%	99 100.0%
冷蔵庫、洗濯機、自動車といった耐久消費財の購入	14 14.1%	28 28.3%	5 5.1%	11 11.1%	9 9.1%	18 18.2%	14 14.1%	99 100.0%
洋服や靴などの購入	9 9.1%	27 27.3%	13 13.1%	15 15.2%	17 17.2%	15 15.2%	3 3.0%	99 100.0%
薬代・医療費	42 42.4%	21 21.2%	5 5.1%	10 10.1%	8 8.1%	4 4.0%	9 9.1%	99 100.0%
交通費（自家用車のガソリン代を含む）	28 28.3%	33 33.3%	11 11.1%	12 12.1%	5 5.1%	4 4.0%	6 6.1%	99 100.0%
電話代	23 23.2%	42 42.4%	16 16.2%	7 7.1%	7 7.1%	3 3.0%	1 1.0%	99 100.0%
書籍や旅行、趣味にかかる費用などの教育娯楽費	11 11.1%	26 26.3%	14 14.1%	11 11.1%	14 14.1%	16 16.2%	7 7.1%	99 100.0%
交際費	10 10.1%	16 16.2%	13 13.1%	26 26.3%	17 17.2%	9 9.1%	8 8.1%	99 100.0%
税金（納付の先送り） （住民税、自動車税、事業税、相続税など）	69 69.7%	12 12.1%	4 4.0%	5 5.1%	4 4.0%	3 3.0%	2 2.0%	99 100.0%
年金保険料・健康保険料（支払いの先送り）	67 67.7%	13 13.1%	2 2.0%	6 6.1%	1 1.0%	5 5.1%	5 5.1%	99 100.0%
授業料・給食費など義務としての教育費 （支払いの先送り）	44 44.4%	10 10.1%	2 2.0%	1 1.0%	0 0.0%	1 1.0%	41 41.4%	99 100.0%
塾の月謝など、義務ではない教育費	30 30.3%	9 9.1%	4 4.0%	1 1.0%	1 1.0%	3 3.0%	51 51.5%	99 100.0%
その他	32 32.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	66 66.7%	99 100.0%



③総量規制に抵触する回答者の特性

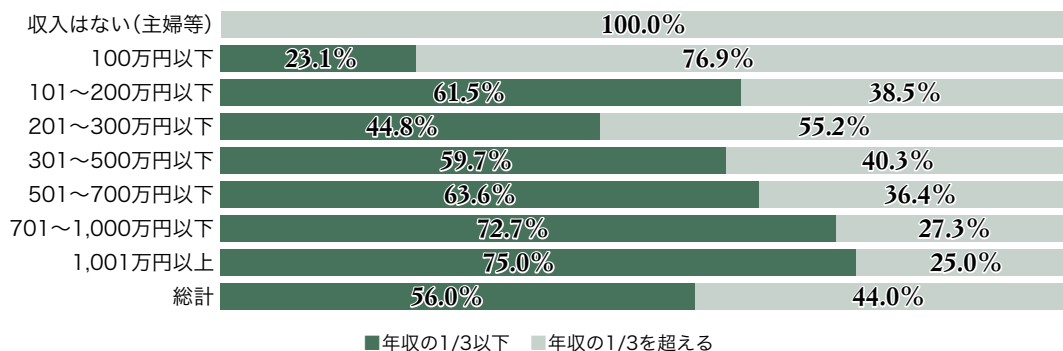
消費者金融会社から借入れのある顧客の個人年収で見た場合、年収が下がるほど、総量規制に抵触する割合が増加している傾向となった。

また、年代については、全ての年代において33.3%～48.6%の方が総量規制に抵触しているという結果となった。

図表5-22 消費者金融利用者（現在残高あり）の総量規制に抵触する層 × 個人年収

〈借入利用者（現在残高あり／消費者金融利用者） n=209〉

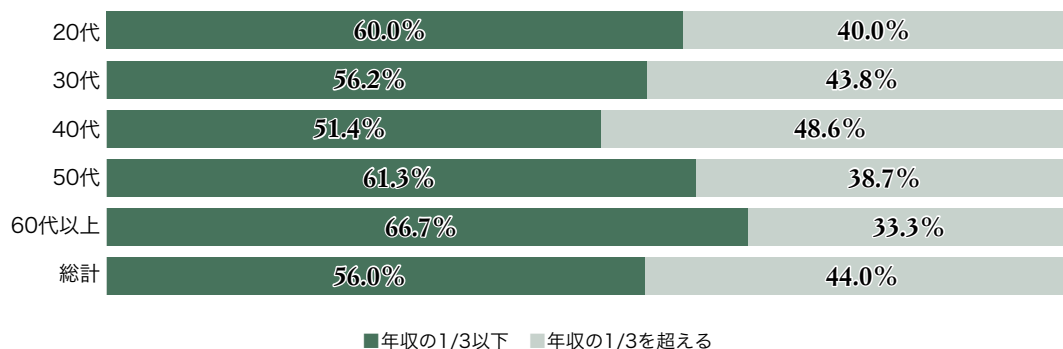
		収入はない (主婦等)	100万円 以下	101～200 万円以下	201～300 万円以下	301～500 万円以下	501～700 万円以下	701～1,000 万円以下	1,001万円 以上	総計
年収の1/3以下	回答数	0	3	8	13	43	28	16	6	117
	回答率	0.0%	23.1%	61.5%	44.8%	59.7%	63.6%	72.7%	75.0%	56.0%
年収の1/3を超える	回答数	8	10	5	16	29	16	6	2	92
	回答率	100.0%	76.9%	38.5%	55.2%	40.3%	36.4%	27.3%	25.0%	44.0%
合計	回答数	8	13	13	29	72	44	22	8	209
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



図表5-23 消費者金融利用者（現在残高あり）の総量規制に抵触する層 × 年代

〈借入利用者（現在残高あり／消費者金融利用者） n=209〉

		20代	30代	40代	50代	60代以上	総計
年収の1/3以下	回答数	15	41	38	19	4	117
	回答率	60.0%	56.2%	51.4%	61.3%	66.7%	56.0%
年収の1/3を超える	回答数	10	32	36	12	2	92
	回答率	40.0%	43.8%	48.6%	38.7%	33.3%	44.0%
合計	回答数	25	73	74	31	6	209
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



4 セーフティネットの認知状況

セーフティネットの認知・普及状況を確認するため、各窓口等に対する意識調査を行った（なおここで言うセーフティネットとは広義のセーフティネットを指し、多重債務問題を解決・支援することを目的に活動を行っている各種窓口等を指している）。

本設問では、借入経験者（消費者）に加え一般消費者にも同様の質問をしているため、その回答傾向を比較している。結果は、借入経験者（消費者）、一般消費者間の差異はさほど見られず、両者共に、また全ての項目において80～90%がその内容をよくわかっていないという結果となった。

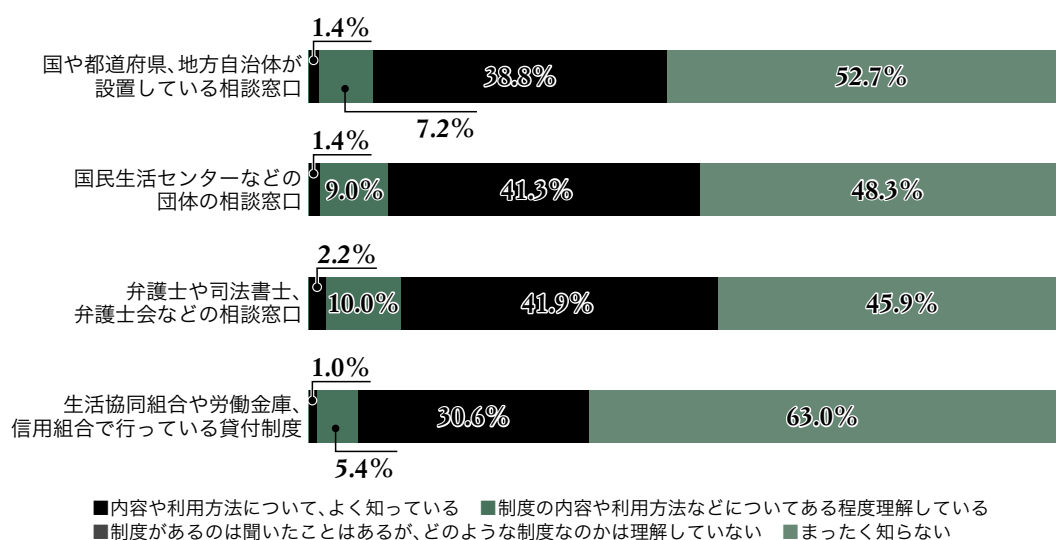
①一般消費者回答結果

いずれの制度も「内容を理解していない」「まったく知らない」が90%前後の比率であり、「内容や利用方法をよく知っている」という回答は、1%～2%にとどまった。

図表5-24 セーフティネットの認知状況／一般消費者

〈一般消費者 n=3,329〉

	国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	国民生活センターなどの団体の相談窓口	弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度
内容や利用方法について、よく知っている	46 1.4%	46 1.4%	74 2.2%	34 1.0%
制度の内容や利用方法などについてある程度理解している	240 7.2%	300 9.0%	332 10.0%	181 5.4%
制度があるのは聞いたことはあるが、どのような制度なのかは理解していない	1,290 38.8%	1,375 41.3%	1,394 41.9%	1,018 30.6%
まったく知らない	1,753 52.7%	1,608 48.3%	1,529 45.9%	2,096 63.0%
合計	3,329 100.0%	3,329 100.0%	3,329 100.0%	3,329 100.0%



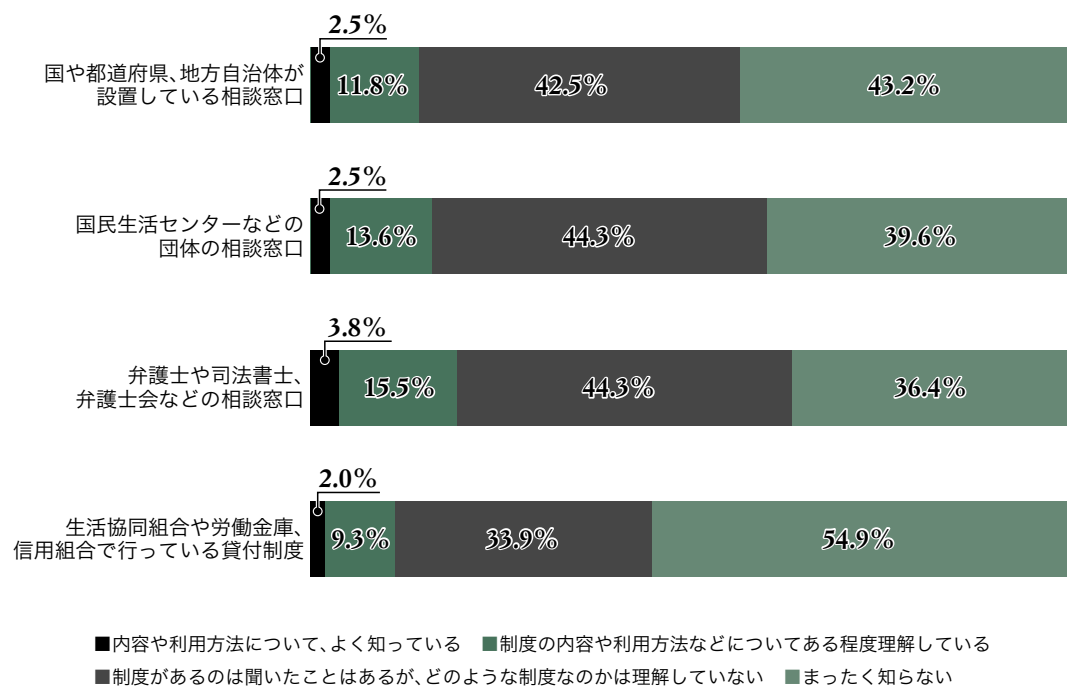
②借入経験者回答結果

一般消費者と比較すると認知度は若干高くなるが、それでもいずれの制度も「内容を理解していない」「まったく知らない」が85%前後の比率であり、「内容や利用方法をよく知っている」という回答は、2%～4%にとどまる結果となった。

図表5-25 セーフティネットの認知状況/借入経験者

〈借入経験者（消費者） n=3,177〉

	国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	国民生活センターなどの団体の相談窓口	弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度
内容や利用方法について、よく知っている	78 2.5%	78 2.5%	120 3.8%	63 2.0%
制度の内容や利用方法などについてある程度理解している	374 11.8%	432 13.6%	492 15.5%	295 9.3%
制度があるのは聞いたことはあるが、どのような制度なのかは理解していない	1,351 42.5%	1,408 44.3%	1,408 44.3%	1,076 33.9%
まったく知らない	1,374 43.2%	1,259 39.6%	1,157 36.4%	1,743 54.9%
合計	3,177 100.0%	3,177 100.0%	3,177 100.0%	3,177 100.0%



5 ヤミ金融被害の状況について

① ヤミ金融との接触の有無と接触方法

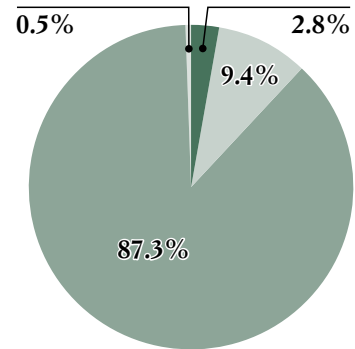
借入利用者（現在残高あり）のうち約12.2%がヤミ金融利用経験者であり、うち2.8%は現在もヤミ金融被害にあっている。

接触方法は多岐にわたっているが、「友人・知人の紹介」（22.1%）、「新聞広告（スポーツ／夕刊紙を含む）」（22.1%）、「ダイレクトメール」（19.2%）、「インターネット広告」（19.2%）、「折込チラシ」（16.3%）、等が中心的役割を担っているようである。

図表5-26 ヤミ金融との接触の有無

〈n=851（注）〉

選択肢	回答数	回答率
借りたことがある（現在も残高あり）	24	2.8%
借りたことがある（現在は残高なし）	80	9.4%
借りたことはない	743	87.3%
わからない／答えたくない	4	0.5%
合計	851	100.0%



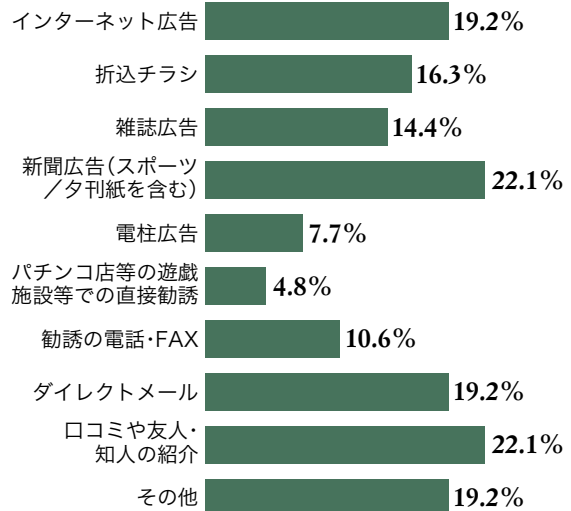
■ 借りたことがある（現在も残高あり）
 ■ 借りたことがある（現在は残高なし）
 ■ 借りたことはない
 ■ わからない／答えたくない

（注）借入利用者（現在残高あり）の843名に、ヤミ金融からのみ借入れを行っている8名を合計した。

図表5-27 ヤミ金融との接触方法

〈借入利用者（現在残高あり） n=851名中、ヤミ金融経験者 n=104〉

選択肢	回答数	回答率
インターネット広告	20	19.2%
折込チラシ	17	16.3%
雑誌広告	15	14.4%
新聞広告（スポーツ／夕刊紙を含む）	23	22.1%
電柱広告	8	7.7%
パチンコ店等の遊戯施設等での直接勧誘	5	4.8%
勧誘の電話・FAX	11	10.6%
ダイレクトメール	20	19.2%
口コミや友人・知人の紹介	23	22.1%
その他	20	19.2%
回答者数	104	-



（注）重複回答があるためnは一致しない。

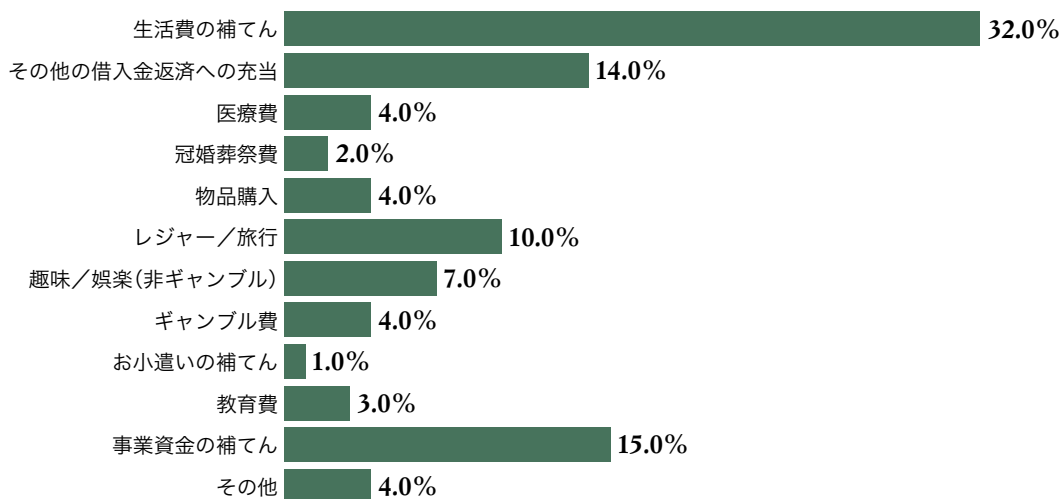
②資金使途と利用した理由

ヤミ金融利用経験者の資金使途は、32%が生活費の補てんであり、ついで事業資金の補てん（15%）、その他の借入金返済への充当（14%）と続く。

ヤミ金融を利用した理由は、「緊急性の資金」が52.9%で過半数を占め、次いで「正規業者からの借入れが不可だった」（38.5%）と続く。緊急性がヤミ金融利用の主要因とは考えにくいいため、90%以上の利用者は、「緊急で資金が必要だが、正規事業者からの借入れが不可能」という理由で利用していると思われる。また、「非正規業者と知らなかった」という理由も27.9%を占めている。

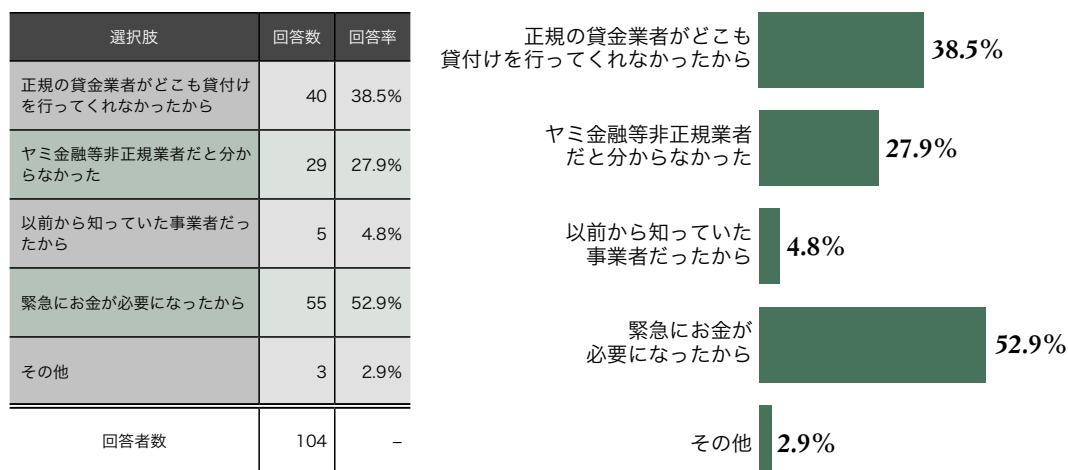
図表5-28 ヤミ金融利用経験者の資金使途

〈ヤミ金融利用経験者104名中、資金使途についての回答者n=100〉



図表5-29 ヤミ金融利用経験者の利用理由

〈借入利用者（現在借入残高あり）851名中、ヤミ金融利用経験者 n=104〉



(注) 重複回答があるため n は一致しない。

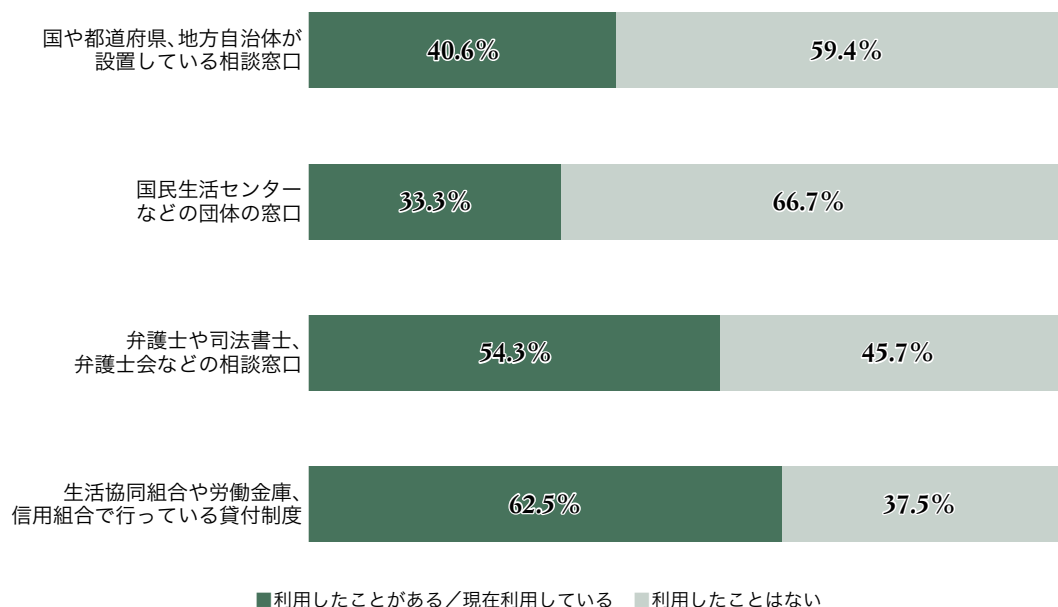
③ヤミ金融利用者のセーフティネット利用経験

「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」「生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度」については、半数以上の方が「利用したことがある / 現在も利用している」と回答したが「国民生活センターなどの団体の窓口」や「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」については、30～40%の方が「利用したことがある / 現在も利用している」と回答したにとどまった。

図表5-30 ヤミ金融利用経験者のセーフティネット利用有無

〈借入利用者（現在借入残高あり）851名中、ヤミ金融利用経験者 n=104〉

	利用したことがある ／現在利用している	利用したことはない	合計
国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	13 40.6%	19 59.4%	32 100.0%
国民生活センターなどの団体の窓口	10 33.3%	20 66.7%	30 100.0%
弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	19 54.3%	16 45.7%	35 100.0%
生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度	15 62.5%	9 37.5%	24 100.0%



④ヤミ金融利用者の属性

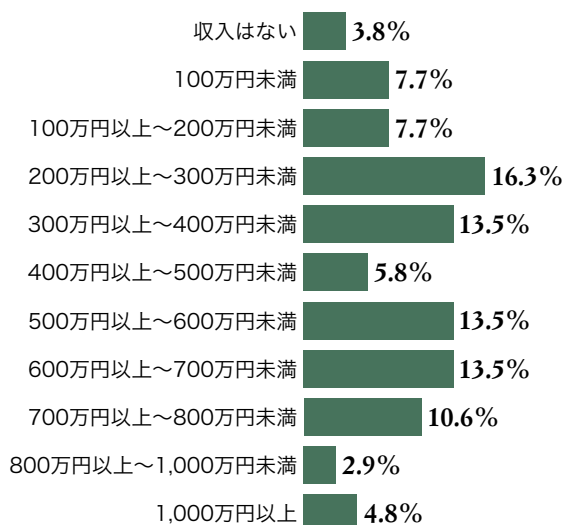
年収 200 万円以上～ 300 万円未満が 16.3%を占めたが、100 万円以上～ 800 万円未満まで、全ての年収層においてヤミ金融被害者が存在していることが分かった。職業では給与所得者が 63.5%と半数以上を占めるが、自営業者も 10.6%がヤミ金融被害にあっている。被害金額は、10 万円以下までで約 47%を占め、50 万円以下までで約 78%を占める。返済期間は 3 ヶ月以下までで約 39%を占め、12 ヶ月以下までで約 77%を占める。

図表5-31 ヤミ金融利用経験者の属性

〈ヤミ金融利用経験者 n=104〉

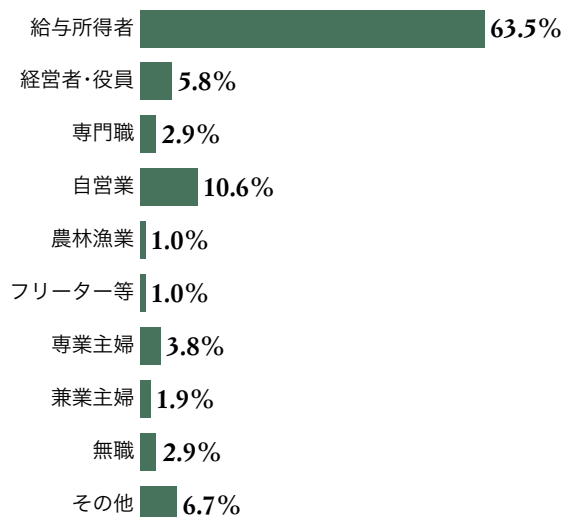
■個人年収

選択肢	回答数	回答率
収入はない	4	3.8%
100万円未満	8	7.7%
100万円以上～200万円未満	8	7.7%
200万円以上～300万円未満	17	16.3%
300万円以上～400万円未満	14	13.5%
400万円以上～500万円未満	6	5.8%
500万円以上～600万円未満	14	13.5%
600万円以上～700万円未満	14	13.5%
700万円以上～800万円未満	11	10.6%
800万円以上～1,000万円未満	3	2.9%
1,000万円以上	5	4.8%
合計	104	100.0%



■職業

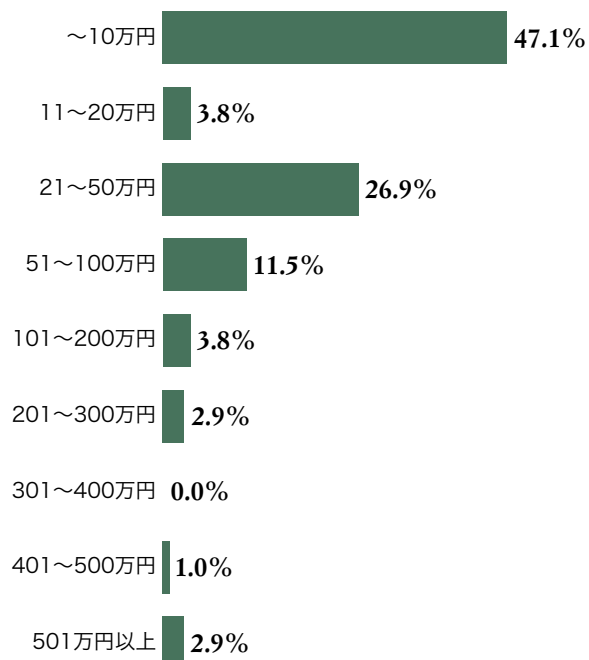
選択肢	回答数	回答率
給与所得者	66	63.5%
経営者・役員	6	5.8%
専門職	3	2.9%
自営業	11	10.6%
農林漁業	1	1.0%
フリーター等	1	1.0%
専業主婦	4	3.8%
兼業主婦	2	1.9%
無職	3	2.9%
その他	7	6.7%
合計	104	100.0%



図表5-32 ヤミ金融利用経験者のヤミ金融からの借入金総額

〈ヤミ金融利用経験者 n=104〉

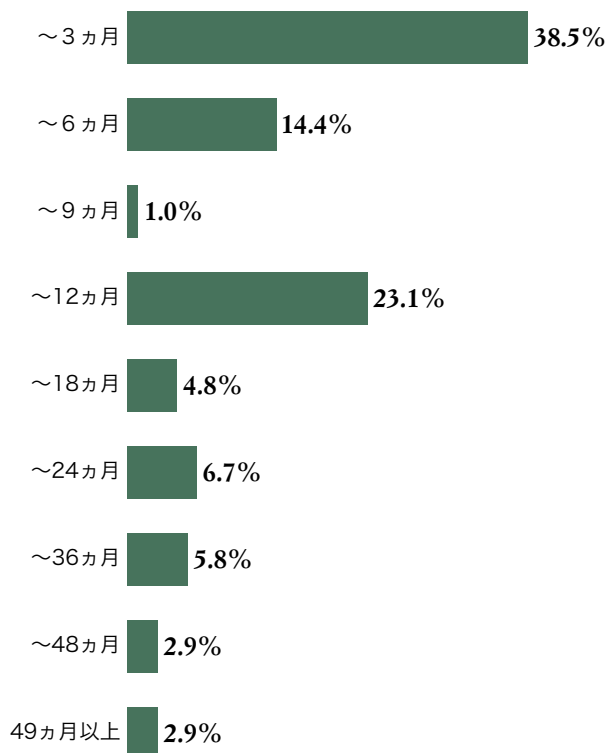
金額	回答数	回答率
～10万円	49	47.1%
11～20万円	4	3.8%
21～50万円	28	26.9%
51～100万円	12	11.5%
101～200万円	4	3.8%
201～300万円	3	2.9%
301～400万円	0	0.0%
401～500万円	1	1.0%
501万円以上	3	2.9%
合計	104	100.0%



図表5-33 ヤミ金融利用経験者の平均返済期間

〈ヤミ金融利用経験者 n=104〉

平均返済期間	回答数	回答率
～3ヵ月	40	38.5%
～6ヵ月	15	14.4%
～9ヵ月	1	1.0%
～12ヵ月	24	23.1%
～18ヵ月	5	4.8%
～24ヵ月	7	6.7%
～36ヵ月	6	5.8%
～48ヵ月	3	2.9%
49ヵ月以上	3	2.9%
合計	104	100.0%



3

経営者・個人事業主向けアンケート調査結果

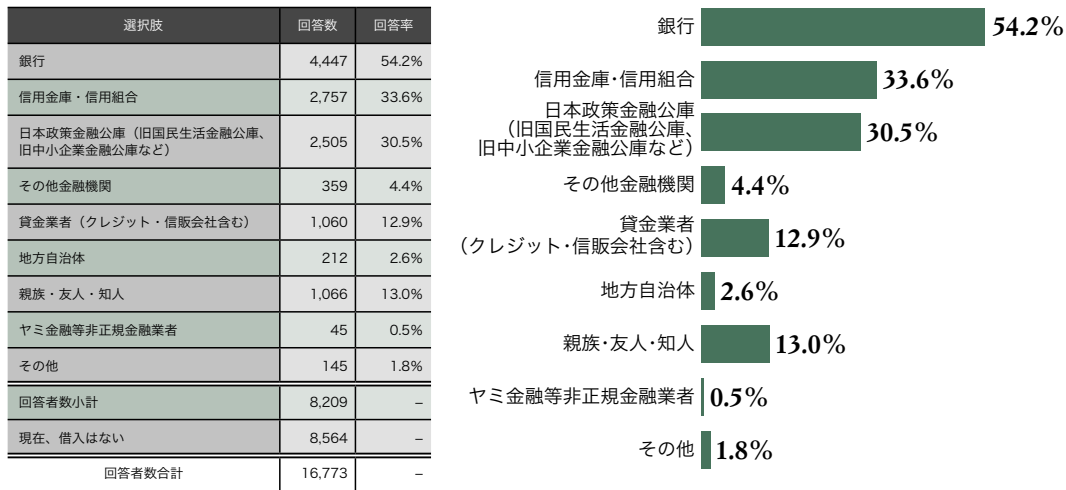
1 申込み・利用の状況

①事業性資金の借入先

経営者・個人事業主に対して事業性資金の借入先について、本調査に先立ちプレ調査を行った（回答者数：131,286名）。有効回答者数16,773名のうち、現在借入れのある8,209名では、「銀行」（54%）、「信用金庫・信用組合」（34%）、「日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫など）」（30%）が上位を占めたが、「貸金業者」（13%）も一定の比率を占める結果となった。一方で、業者以外からの借入行動を起こす「親族・友人・知人」（13%）という回答も「貸金業者」と同水準であった。

また、別の調査からは経営者・個人事業主の22.3%は、事業用資金以外の名目で個人として借り入れた借入金を、事業用資金に転用中であることも判明。過去に転用した経験者を含めると、約4割が個人での借入金を事業資金として転用している結果となった。

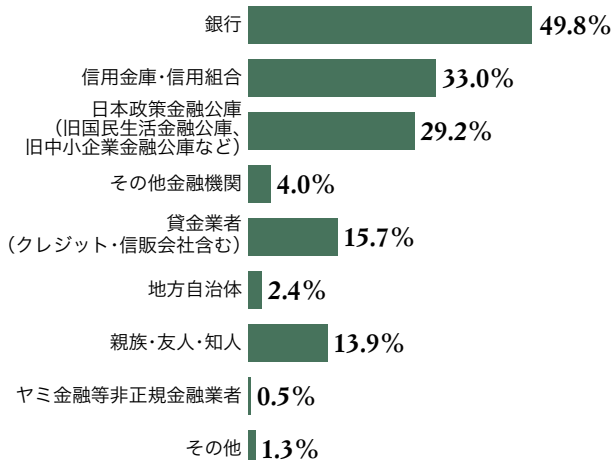
図表5-34 事業性資金の借入先



（注）実質的に事業用資金として利用した借入金であっても、事業用資金以外の名目や理由で借り入れた借入先は対象外とした。

図表5-35 事業性資金の借入先／資本金2,000万円未満の事業主

選択肢	回答数	回答率
銀行	3,075	49.8%
信用金庫・信用組合	2,036	33.0%
日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫など）	1,802	29.2%
その他金融機関	245	4.0%
貸金業者（クレジット・信販会社含む）	969	15.7%
地方自治体	150	2.4%
親族・友人・知人	860	13.9%
ヤミ金融等非正規金融業者	32	0.5%
その他	83	1.3%
回答者数	6,172	-

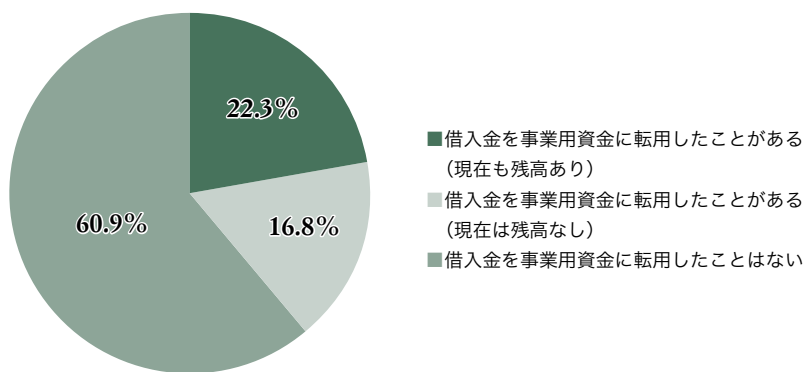


(注1) 実質的に事業用資金として利用した借入金であっても、事業用資金以外の名目や理由で借り入れた借入先は対象外とした。
 (注2) 重複回答があるためnは一致しない。

図表5-36 個人での借入金を事業性資金に転用したことがある経営者

<ブレ調査数131,286人中、職業が経営者・個人事業主であり、かつ個人での借入経験のある方 n=10,014>

選択肢	回答数	回答率
借入金を事業用資金に転用したことがある（現在も残高あり）	2,229	22.3%
借入金を事業用資金に転用したことがある（現在は残高なし）	1,686	16.8%
借入金を事業用資金に転用したことはない	6,099	60.9%
合計	10,014	100.0%



②貸金業者利用理由

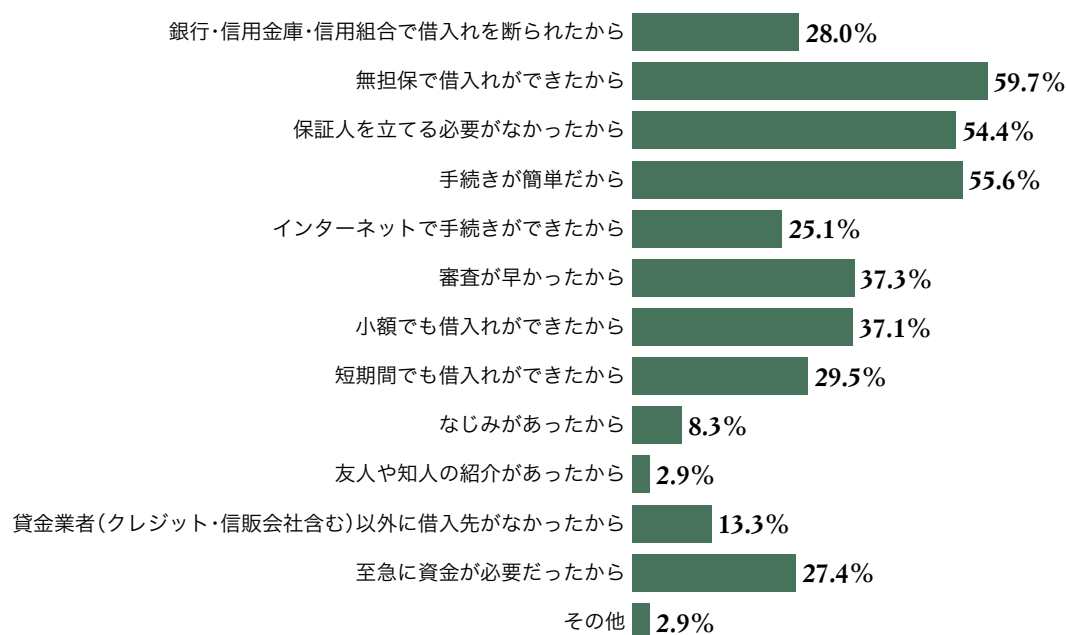
事業性資金を貸金業者から借り入れている回答者の借入理由を調査した。無担保で借入れができたからが59.7%を占め、次いで「手続きが簡単だから」(55.6%)、「保証人を立てる必要がなかったから」(54.4%)と続く。

図表5-37 貸金業者利用理由

〈借入経験者（経営者・個人事業主）のうち、現在貸金業者に残高のある回答者 n=518〉

選択肢	回答数	回答率
銀行・信用金庫・信用組合で借入れを断られたから	145	28.0%
無担保で借入れができたから	309	59.7%
保証人を立てる必要がなかったから	282	54.4%
手続きが簡単だから	288	55.6%
インターネットで手続きができたから	130	25.1%
審査が早かったから	193	37.3%
小額でも借入れができたから	192	37.1%
短期間でも借入れができたから	153	29.5%
なじみがあったから	43	8.3%
友人や知人の紹介があったから	15	2.9%
貸金業者（クレジット・信販会社含む）以外に借入先がなかったから	69	13.3%
至急に資金が必要だったから	142	27.4%
その他	15	2.9%
回答者数	518	-

(注) 重複回答があるため n は一致しない。



③借入申込結果

直近1年間で貸金業者（クレジット・信販会社含む）へ借入を申し込んだ経営者・個人事業主に対し、その結果について調査を行った。

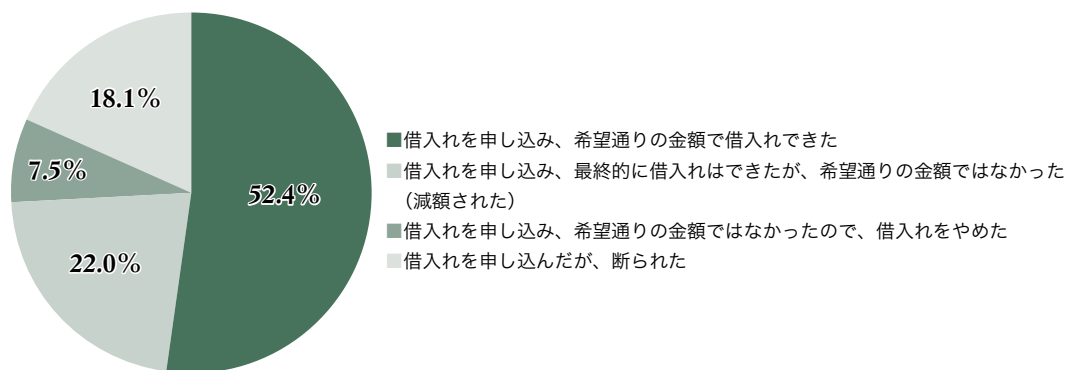
「希望通りの借入れができた」52.4%、「希望通りの借入れができなかった」47.6%という回答結果となり、消費者調査結果と比べ、より厳しい状況であることが判明した。

図表5-38 借入申込結果／経営者・個人事業主の借入経験者

〈借入経験者（経営者・個人事業主）のうち、直近1年間で借入れを行った回答者 n=481〉

選択肢	回答数	回答率
借入れを申し込み、希望通りの金額で借入れできた	252	52.4%
借入れを申し込み、最終的に借入れはできたが、希望通りの金額ではなかった（減額された）	106	22.0%
借入れを申し込み、希望通りの金額ではなかったため、借入れをやめた	36	7.5%
借入れを申し込んだが、断られた	87	18.1%
小計	481	100.0%
借入れを申し込んでいない	610	-
わからない	26	-
合計	1,117	-

※「希望通り借入れができなかった」



④借入れを断念した後の行動

次に、希望通りの借入れができなかった先に対し、その後の行動について調査を行った。調査は、前記設問で借入れを断念した資金需要者（経営者・個人事業主）（「希望通りの金額ではなかったため借入れをやめた」「借入れを申し込んだが断られた」回答者123名）の行動を対象とした。

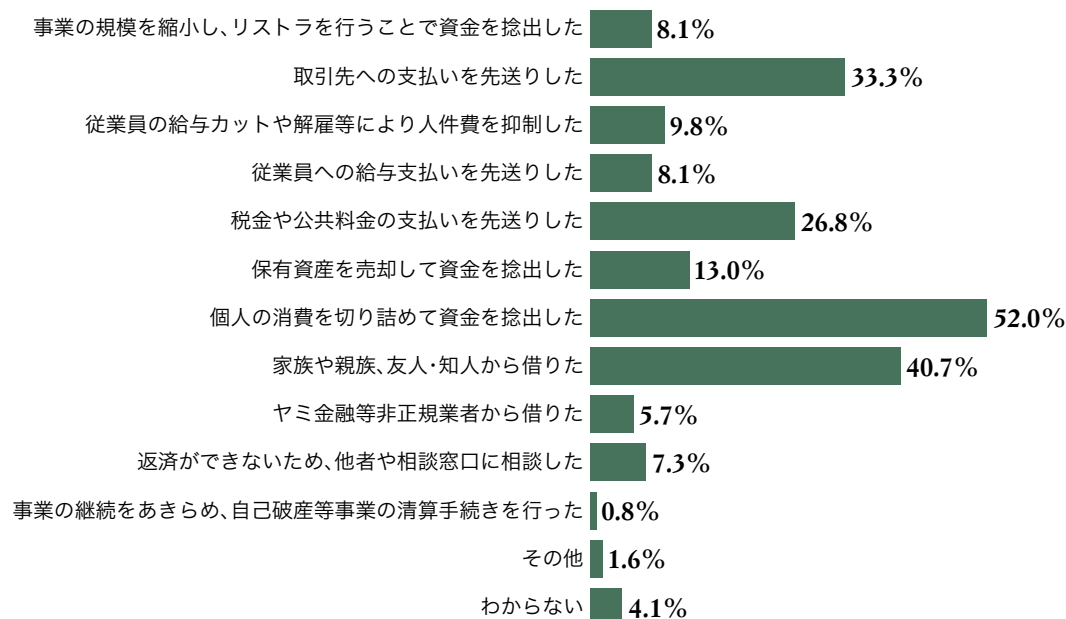
ここでは、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」と半数以上（52%）が回答しており、経営者・個人事業主が自らの収入・給料を減らして事業を継続していることが判明。その他では「家族や親族から借りた」（41%）、「取引先への支払いを先送りした」（33%）、「税金や公共料金の支払いを先送りした」（27%）という回答が上位を占め、取引先等周囲に影響を及ぼす対応もとられていることが判った。

図表5-39 借入を断念した資金需要者（経営者・個人事業主）の行動

〈借入経験者（経営者・個人事業主）のうち、直近1年間で借入を申し込んだが借入を断念した回答者 n=123〉

選択肢	回答数	回答率
事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した	10	8.1%
取引先への支払いを先送りした	41	33.3%
従業員の給与カットや解雇等により人件費を抑制した	12	9.8%
従業員への給与支払いを先送りした	10	8.1%
税金や公共料金の支払いを先送りした	33	26.8%
保有資産を売却して資金を捻出した	16	13.0%
個人の消費を切り詰めて資金を捻出した	64	52.0%
家族や親族、友人・知人から借りた	50	40.7%
ヤミ金融等非正規業者から借りた	7	5.7%
返済ができないため、他者や相談窓口相談した	9	7.3%
事業の継続をあきらめ、自己破産等事業の清算手続きを行った	1	0.8%
その他	2	1.6%
わからない	5	4.1%
合計	123	-

（注）重複回答があるため n は一致しない。

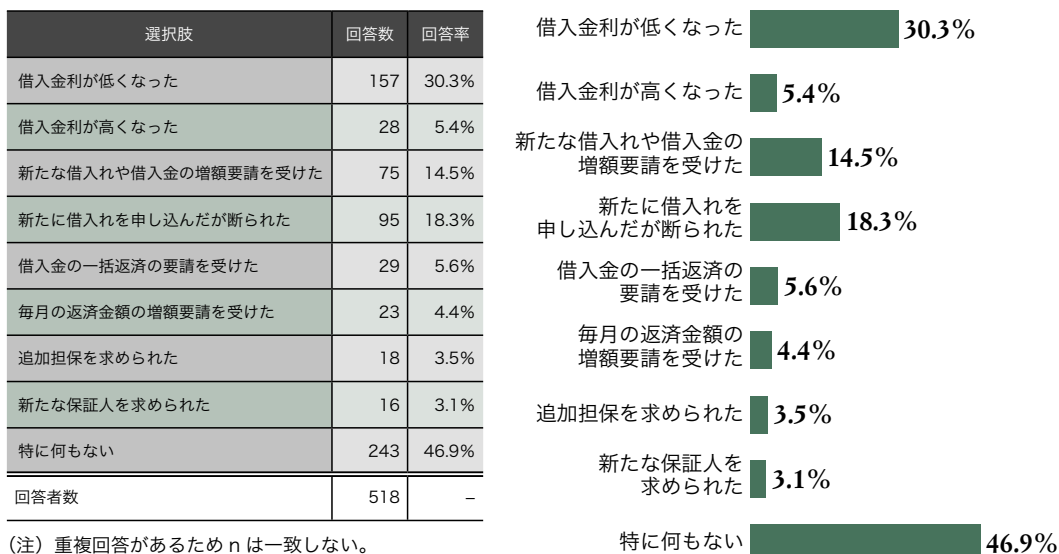


⑤融資姿勢

最近1年間程度での貸金業者との取引における貸金業者の融資姿勢の変化について調査を行った。「借入金利が低くなった」(30.3%)、「新たな借入れや借入金の増額要請を受けた」(14.5%)という回答の一方、「新たに借入れを申し込んだが断られた」(18.3%)という回答も多く、貸金業者が融資先を選別していることを窺わせる結果となった。

図表5-40 最近1年間程度で貸金業者との取引における融資姿勢

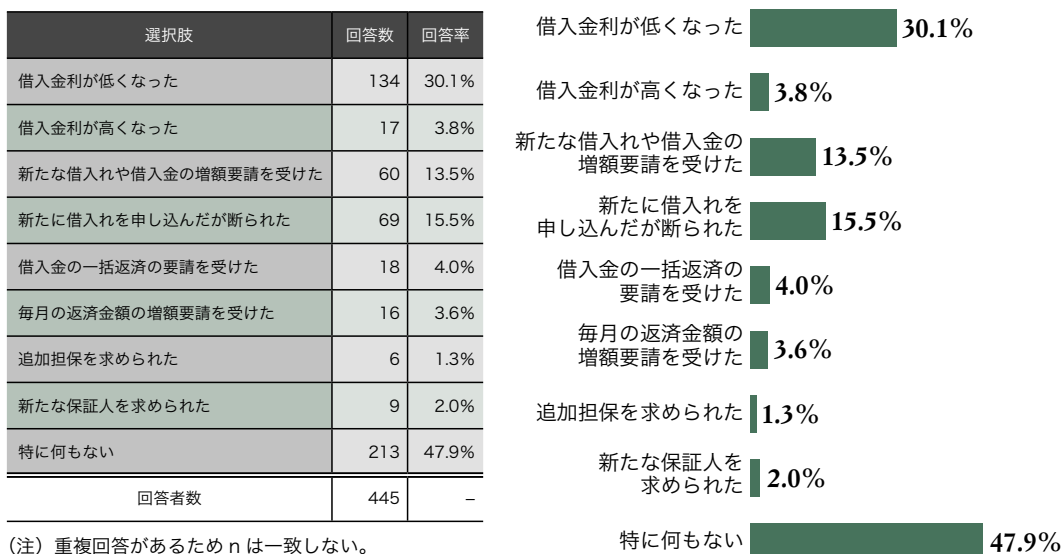
〈借入経験者（経営者・個人事業主）のうち、現在貸金業者に残高のある回答者 n=518〉



(注) 重複回答があるため n は一致しない。

図表5-41 最近1年間程度での貸金業者との取引についての融資姿勢/資本金2,000万円未満の事業主

〈上記回答者のうち資本金2,000万円未満の事業主 n=445〉



(注) 重複回答があるため n は一致しない。

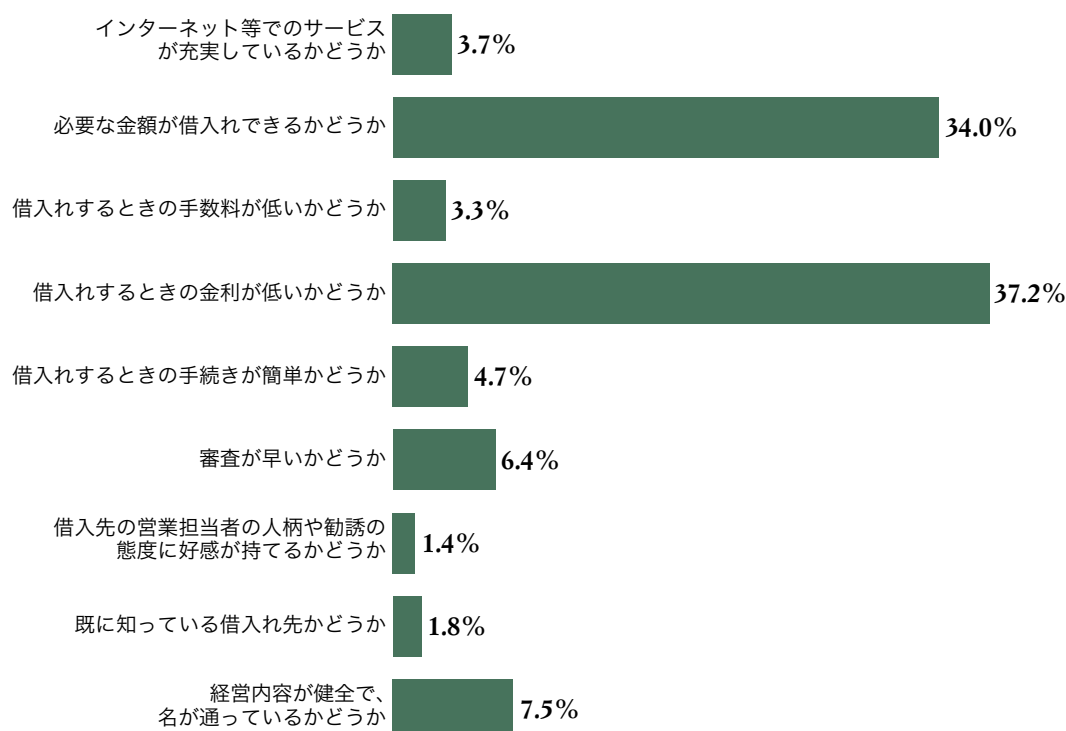
⑥借入先選定の基準

借入経験者の借入先選定の基準について調査した。「借入れするときの金利が低いかどうか」(37.2%)、「必要な金額が借入れできるかどうか」(34%)が上位を占めた。

図表5-42 借入先選定の基準

〈借入経験者（経営者・個人事業主） n=1,117〉

選択肢	回答数	回答率
インターネット等でのサービスが充実しているかどうか	41	3.7%
必要な金額が借入れできるかどうか	380	34.0%
借入れするときの手数料が低いかどうか	37	3.3%
借入れするときの金利が低いかどうか	416	37.2%
借入れするときの手続きが簡単かどうか	52	4.7%
審査が早いかどうか	71	6.4%
借入先の営業担当者の人柄や勧誘の態度に好感が持てるかどうか	16	1.4%
既に知っている借入先かどうか	20	1.8%
経営内容が健全で、名が通っているかどうか	84	7.5%
合計	1,117	100.0%



2 貸金業法改正の認知状況

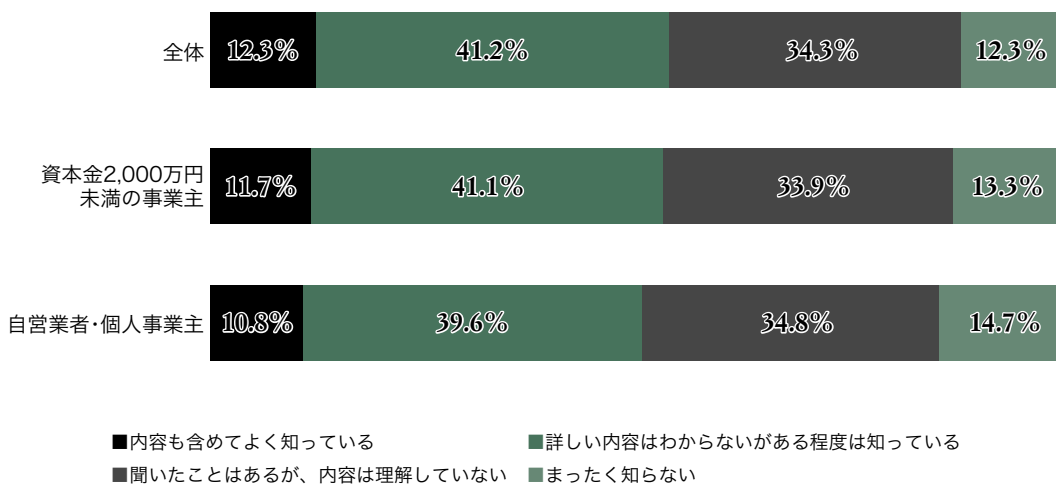
① 経営者・個人事業主回答結果

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」は合わせて53%存在し、「聞いたことはあるが、内容は理解していない」「まったく知らない」は合わせて46%という結果となった。一般の資金需要者と比較して、経営者・個人事業主の方が貸金業法改正についての認知度が高いという結果となった。

図表5-43 改正貸金業法の認知状況

〈借入経験者（経営者・個人事業主） n=1,117〉

選択肢	全体		資本金2,000万円未満の事業主		自営業者・個人事業主	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	137	12.3%	106	11.7%	67	10.8%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	460	41.2%	371	41.1%	245	39.6%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	383	34.3%	306	33.9%	215	34.8%
まったく知らない	137	12.3%	120	13.3%	91	14.7%
合計	1,117	100.0%	903	100.0%	618	100.0%



内容も含めてよく知っている
 詳しい内容はわからないがある程度は知っている
 聞いたことはあるが、内容は理解していない
 まったく知らない

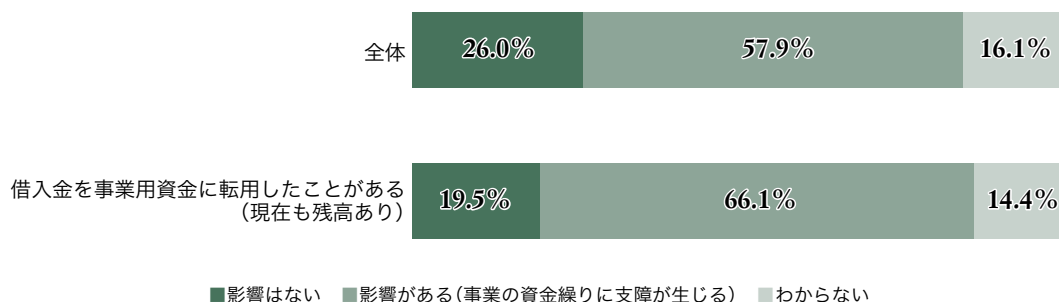
②個人での借入れができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響

経営者・個人事業主に対して、個人としての借入れができなくなった場合の、事業への影響を調査した。全体として57.9%の方が「事業の資金繰りに支障が生じる」と回答。現在個人としての借入金を事業用資金に転用し、現在も残高のある方に限定した場合、66.1%の方が「事業の資金繰りに支障が生じる」と回答した。

図表5-44 個人での借入れができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響

〈借入経験者（経営者・個人事業主） n=1,117〉

選択肢	全体		借入金を事業用資金に 転用したことがある (現在も残高あり)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
影響はない	290	26.0%	133	19.5%
影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）	647	57.9%	451	66.1%
わからない	180	16.1%	98	14.4%
合計	1,117	100.0%	682	100.0%



③貸金業法改正に伴う事業性資金調達環境の変化

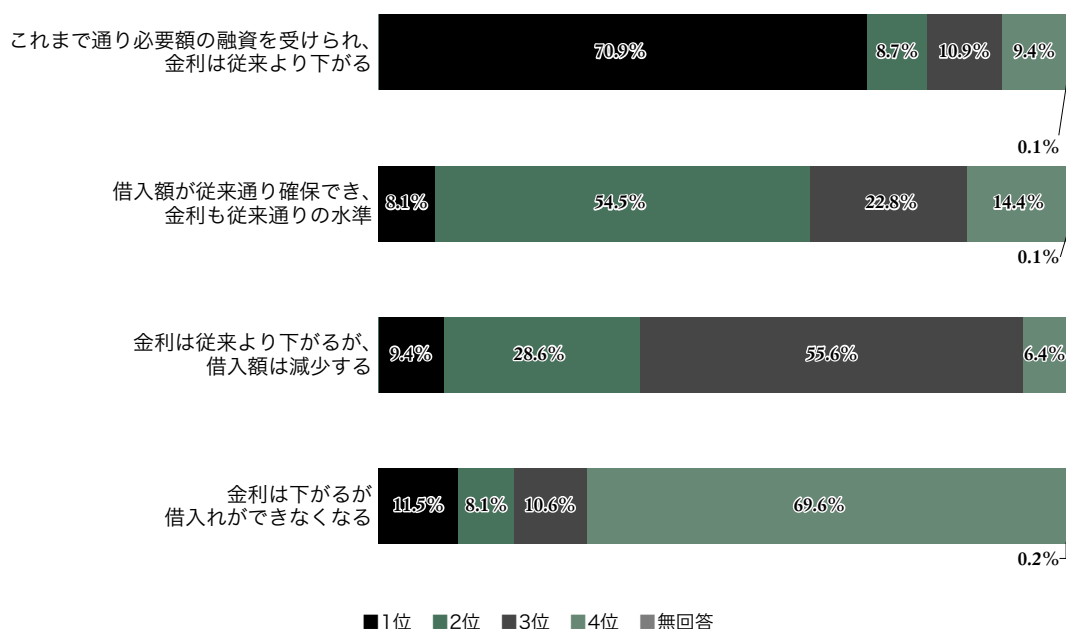
経営者・個人事業主に対して貸金業法改正に伴い、事業性資金調達環境がどのようになることが望ましいのかを調査した。その結果「金利は従来より下がるが、借入額が減少する」よりは「借入額が従来通り確保でき、金利も従来通りの水準」の方を望む傾向との結果となった。

図表5-45 貸金業法改正に伴う事業性資金調達環境の変化

〈借入経験者（経営者・個人事業主） n=1,117〉

	これまで通り必要額の融資を受けられ、金利は従来より下がる		借入額が従来通り確保でき、金利も従来通りの水準		金利は従来より下がるが、借入額は減少する		金利は下がるが借入れができなくなる	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
1位	792	70.9%	91	8.1%	105	9.4%	129	11.5%
2位	97	8.7%	609	54.5%	319	28.6%	91	8.1%
3位	122	10.9%	255	22.8%	621	55.6%	118	10.6%
4位	105	9.4%	161	14.4%	72	6.4%	777	69.6%
無回答	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	2	0.2%
合計	1,117	100.0%	1,117	100.0%	1,117	100.0%	1,117	100.0%

(注1) 本設問はどのような状況になるのが好ましいかについて、1位～4位までの順位を記入して頂く設問とした。そのため、各選択肢において、回答者の選択した順位が最も多いものを、当該選択肢の順位とみなす。



3 ヤミ金融被害の状況について

① ヤミ金融との接触の有無

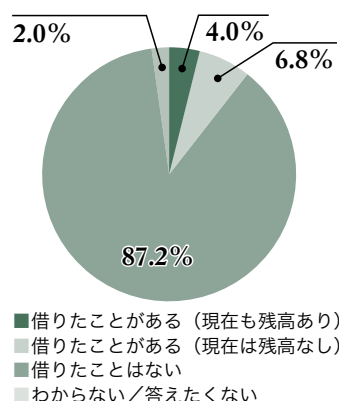
経営者・個人事業主の借入経験者では、10.8%がヤミ金利用経験者であり、うち4%は現在もヤミ金融被害にあっている。

接触方法は多岐にわたっているが、「インターネット広告」(24.8%)、「友人・知人の紹介」(24.0%)、「ダイレクトメール」(9.9%)、「折込チラシ」(7.4%)、等が中心的役割を担っているようである。

図表5-46 ヤミ金融との接触の有無

〈借入経験者（経営者・個人事業主） n=1,117〉

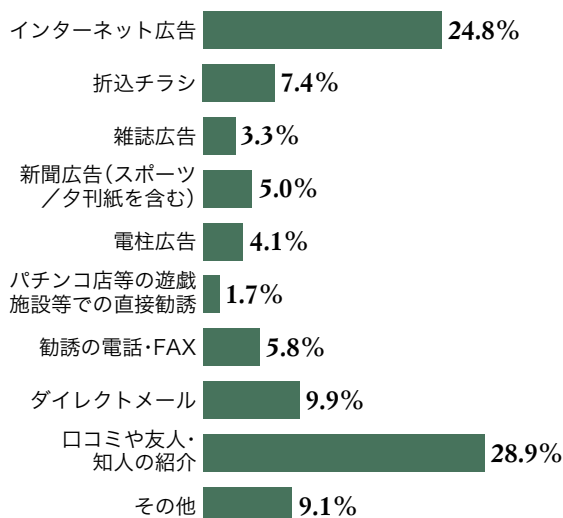
選択肢	回答数	回答率
借りたことがある（現在も残高あり）	45	4.0%
借りたことがある（現在は残高なし）	76	6.8%
借りたことはない	974	87.2%
わからない／答えたくない	22	2.0%
合計	1,117	100.0%



図表5-47 ヤミ金融の認知経路

〈ヤミ金融利用経験者 n=121〉

選択肢	回答数	回答率
インターネット広告	30	24.8%
折込チラシ	9	7.4%
雑誌広告	4	3.3%
新聞広告（スポーツ／夕刊紙を含む）	6	5.0%
電柱広告	5	4.1%
パチンコ店等の遊戯施設等での直接勧誘	2	1.7%
勧誘の電話・FAX	7	5.8%
ダイレクトメール	12	9.9%
口コミや友人・知人の紹介	35	28.9%
その他	11	9.1%
回答者数	121	-



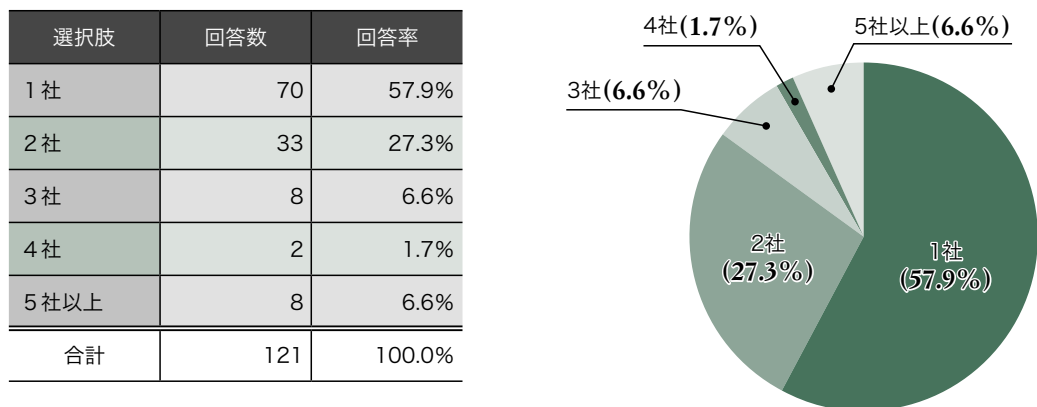
②利用したヤミ金融の社数

利用したヤミ金融の数は「1社」が57.9%で、「複数(社)」が42.1%という結果であり、うち「5社以上」の回答も6.6%存在した。

ヤミ金融を利用した理由は、「緊急性の資金」が54.5%で過半数を占め、次いで「正規業者からの借入れが不可だった」(43.8%)と続く。緊急性がヤミ金融利用の主要因とは考えにくいいため、90%以上の利用者は、「緊急で資金が必要だが、正規事業者からの借入れが不可能」という理由で利用していると思われる。また、「非正規業者と知らなかった」という理由も20.7%を占めている。

図表5-48 ヤミ金融の利用社数

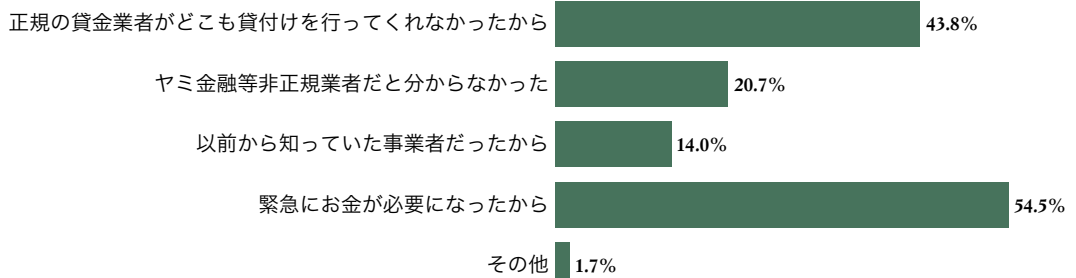
(ヤミ金融利用経験者 n=121)



図表5-49 ヤミ金融被害者の借入理由

(ヤミ金融利用経験者 n=121)

選択肢	回答数	回答率
正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから	53	43.8%
ヤミ金融等非正規業者だと分からなかった	25	20.7%
以前から知っていた事業者だったから	17	14.0%
緊急にお金が必要になったから	66	54.5%
その他	2	1.7%
回答者数	121	-



③ヤミ金融利用経験者の属性

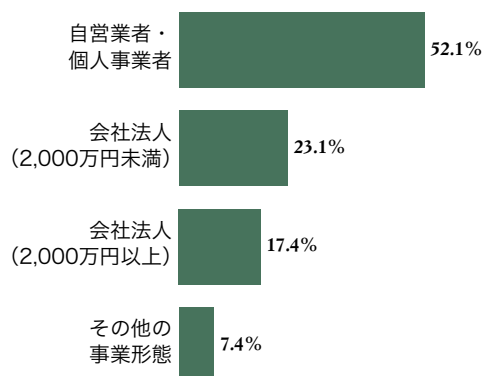
ヤミ金融利用経験者の約半数が自営業者、約半数が会社法人との結果となった。会社法人については、資本金の金額に関わらずヤミ金融被害者が存在していることが分かった。業種ではサービス業が24.8%と最も多く、次いで「建設業」(17.4%)、「小売業」(13.2%)、「製造業」(10.7%)と続く。

図表5-50 ヤミ金融利用経験者の属性

(ヤミ金融利用経験者 n=121)

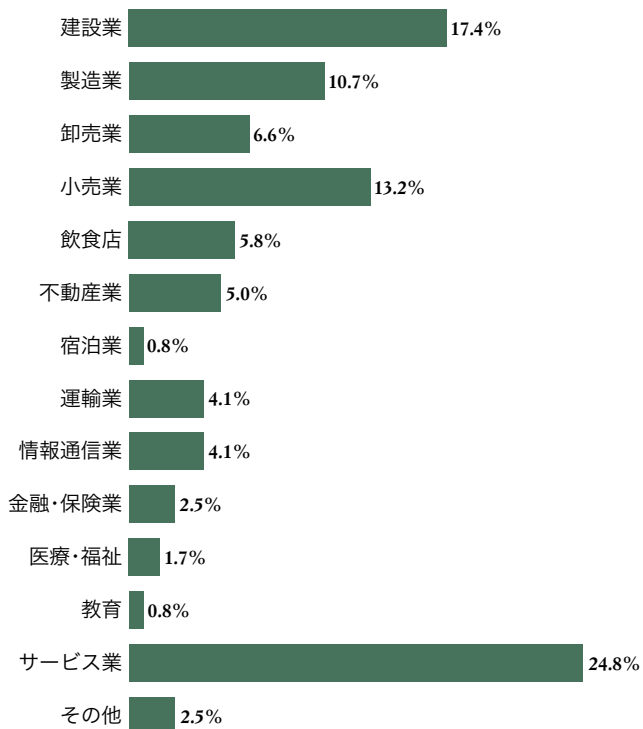
■ 資本金

		回答数	回答率
自営業者・個人事業者		63	52.1%
会社法人	資本金2,000万円未満	28	23.1%
	資本金2,000万円以上	21	17.4%
その他の事業形態		9	7.4%
合計		121	100.0%



■ 業種

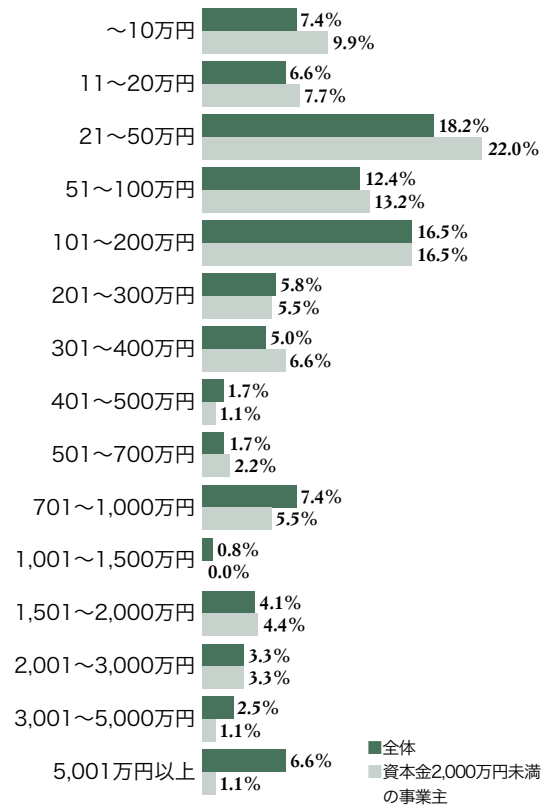
選択肢	回答数	回答率
建設業	21	17.4%
製造業	13	10.7%
卸売業	8	6.6%
小売業	16	13.2%
飲食店	7	5.8%
不動産業	6	5.0%
宿泊業	1	0.8%
運輸業	5	4.1%
情報通信業	5	4.1%
金融・保険業	3	2.5%
医療・福祉	2	1.7%
教育	1	0.8%
サービス業	30	24.8%
その他	3	2.5%
合計	121	100.0%



図表5-51 ヤミ金融利用経験者のヤミ金融からの借入金総額

〈ヤミ金融利用経験者 n=121〉

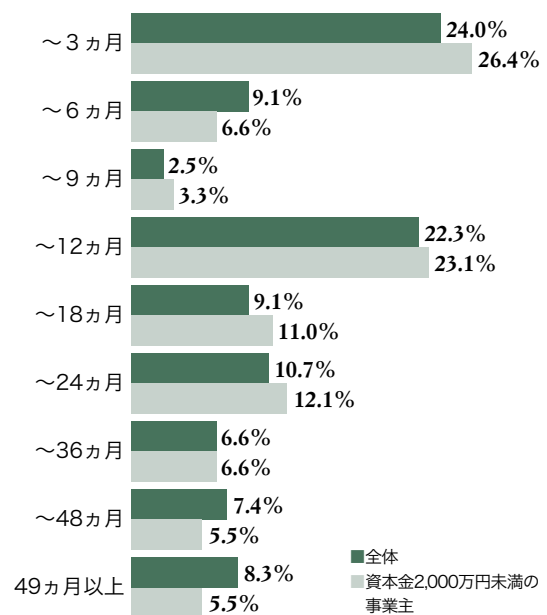
選択肢	全体		資本金2,000万円未満の事業主	
	回答数	回答率	回答数	回答率
～10万円	9	7.4%	9	9.9%
11～20万円	8	6.6%	7	7.7%
21～50万円	22	18.2%	20	22.0%
51～100万円	15	12.4%	12	13.2%
101～200万円	20	16.5%	15	16.5%
201～300万円	7	5.8%	5	5.5%
301～400万円	6	5.0%	6	6.6%
401～500万円	2	1.7%	1	1.1%
501～700万円	2	1.7%	2	2.2%
701～1,000万円	9	7.4%	5	5.5%
1,001～1,500万円	1	0.8%	0	0.0%
1,501～2,000万円	5	4.1%	4	4.4%
2,001～3,000万円	4	3.3%	3	3.3%
3,001～5,000万円	3	2.5%	1	1.1%
5,001万円以上	8	6.6%	1	1.1%
合計	121	100.0%	91	100.0%



図表5-52 ヤミ金融利用経験者の平均返済期間

〈ヤミ金融利用経験者 n=121〉

選択肢	全体		資本金2,000万円未満の事業主	
	回答数	回答率	回答数	回答率
～3ヵ月	29	24.0%	24	26.4%
～6ヵ月	11	9.1%	6	6.6%
～9ヵ月	3	2.5%	3	3.3%
～12ヵ月	27	22.3%	21	23.1%
～18ヵ月	11	9.1%	10	11.0%
～24ヵ月	13	10.7%	11	12.1%
～36ヵ月	8	6.6%	6	6.6%
～48ヵ月	9	7.4%	5	5.5%
49ヵ月以上	10	8.3%	5	5.5%
合計	121	100.0%	91	100.0%



4

本章のまとめ

1 消費者調査より

〈消費者金融の借入状況〉

①直近の借入動向

- 直近1年間で消費者金融会社に借入れを申し込んだ回答者のうち、「最終的に希望通りの金額で借入れできた」割合は約6割となったが、約4割は「希望通りの借入れができなかった」「最終的に借入れを断られた」という結果となった。

(注1) (注2)

②希望通り借入れできなかった場合の行動

- 希望通りの借入れができなかった回答者に対し、その後の行動について調査を行ったところ、「支出をあきらめた」(57%)や「家族や親族から借りた」(20%)、「パートやアルバイトなど収入を増やす努力をした」(15%)、「友人・知人から借りた」(12%)という回答が上位を占めた。

(注1) 本調査では最終的な借入れ結果を聞いており、回答者が複数の申込み後に借入れできたケースも含まれるため、契約件数を申込件数で除いたいわゆる「成約率」とは概念が異なる。(「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告(2008年10月30日、報道発表)の内容『申込件数の4件に3件は断っている状況』とは概念が異なることに留意。)

(注2) 上記「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告では、貸金業者が上限金利引下げ対応の為にこれまでに初期審査を厳格化したことが判明しており、その影響が本調査からも伺われる結果となっている。また同調査からは、今後の総量規制導入に際しても貸金業者が初期審査を再度厳格化することが判明しており、今後希望者通りの借入れができなくなる割合の増加が懸念される。

〈総量規制の影響〉

①抵触すると想定される層

- 借入総額の年収に占める割合を調査したところ、消費者金融の借入利用者(現在残高あり)の44%が年収の1/3を超える借入れがある(総量規制に抵触する)と回答した(注3)。

②総量規制に抵触した際の行動

- 新たな借入れができなくなった場合の行動は、「生活費を切り詰める」(47%)、「アルバイト等により収入を増やす」(18%)、「毎月のやりくりの中で返済する」(10%)という回答が上位を占めた一方、業者以外からの借入行動を起こす「家族や親族、友人・知人から借りる」(12%)という回答も一定割合を占める結果となった。
- 一方、約2%は「ヤミ金融等非正規業者から借りる」と回答。

(注3) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付けを禁止したもの)。総量規制に抵触した場合、利用限度額の減額等で新たな借入れはできなくなり(除外・例外の借入れは除く)、借入額が年収等の3分の1未満になるまで返済のみの取引となる。

〈貸金業法改正の認知状況〉

①貸金業法改正の認知度

- 貸金業法改正(注4)について、「知っている」という回答(「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」の合計)は21%にとどまり、「知らない」

という回答(「内容を理解していない」「改正されたことを知らない」「貸金業法を知らない」の合計)が、79%となった。また、借入利用者(現在残高あり)に限定すると、認知率は若干高まるが、「知っている」が40%、「知らない」が60%となった。

- 認知状況を属性で見ると、特に専業主婦(注5)による認知が低く、現在借入れを行っている回答者でも、「内容を含めてよく知っている」0%、「ある程度は知っている」15%にとどまり、残り85%が業法改正を「理解していない」「知らない」と回答。

②改正内容の認知状況

- 借入利用者(現在残高あり)調査における「知っている」回答者が、どのような改正内容を知っているのかについて調査をしたところ、「上限金利の引下げ」については85%の回答率で、認知率は34%であったが、その他の項目(総量規制、収入証明の提出、信用情報機関への登録、等)の認知率は5~15%以下となった。
- 一般消費者の貸金業法改正の認知率は2割程度。借入利用者(現在残高あり)に限定しても4割程度。かつそのほとんどは「上限金利の引下げ」をもって貸金業法改正と認識している状況が明らかとなった。

(注4) 2006年12月13日、「上限金利の引下げ」「総量規制の導入」「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。

(注5) 総量規制により専業主婦(夫)の借入れは配偶者と合わせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係の証明書の提出が必要となる。

〈セーフティネットの認知状況〉

①セーフティネットの認知率

- 一般消費者調査では、「国や都道府県などが設置している相談窓口」「国民生活センターなどの相談窓口」「弁護士や司法書士などの相談窓口」「生活協同組合や労働金庫などで行っている貸付け」のいずれの制度についても「内容を理解していない」「まったく知らない」が90%前後の比率を占め、「内容や利用方法をよく知っている」「ある程度理解している」と回答した割合は、10%前後という結果になった。
- 同調査を借入経験者に限定して実施しても、「内容を理解していない」「まったく知らない」が85%前後の比率を占め一般消費者と同程度の低い認知率となっている。

〈ヤミ金融被害状況〉

- 借入利用者(現在残高あり)のうち約12%がヤミ金融利用経験者であり、うち3%は現在もヤミ金融被害にあっている。
- ヤミ金融との接触方法は、「口コミや友人・知人の紹介」と「新聞広告」が22%で最も高く、「ダイレクトメール」(19%)、「インターネット広告」(19%)「折込チラシ」(16%)が続く結果となった。
- 資金用途は、「生活費の補てん」(32%)、「事業資金の補てん」(15%)、「その他の借入金返済への充当」(14%)が上位を占めた。
- 利用理由は、「緊急にお金が必要になった」が53%で過半数を占め、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」(39%)となった。

② 経営者・個人事業主調査より 〈事業性資金の借入状況〉

①事業性資金の借入先

- 経営者・個人事業主による事業性資金の借入先としては、「銀行」(54%)、「信用金庫・信用組合」(34%)、「日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫など)」(31%)が上位を占め、「貸金業者」(13%)がそれに続く。一方、業者以外からの借入行動を起こす「親族・友人・知人」(13%)という回答も一定割合を占める結果となった。
- また経営者・個人事業主の22%は、事業用資金以外の名目で個人として借り入れた借入金を、事業用資金に転用中であることも判明。過去に転用した経験者を含めると、約4割が転用をしている結果となった。

②直近の借入動向

- 直近1年間で借入れを申し込んだ回答者(経営者・個人事業主)のうち、「最終的に希望通りの金額で借入れできた」割合は約5割となったが、約5割は「希望通りの借入れができなかった」「最終的に借入れを断られた」という結果となっており、消費者調査と比べ、厳しい状況となっていることが判明した。
- 経営者・個人事業主の借入利用者(現在残高あり)に、直近1年間の取引において変化した項目を調査したところ、「借入金利が低くなった」(30%)、「新たな借入れや借入金の増額要請を受けた」(15%)という回答がある一方で、「新たに借入れを申し込んだが断られた」(18%)という回答も多く、貸金業者が融資先を選別していることを窺わせる結果となった。

③希望通り借入れできなかった場合の行動

- 希望通りの借入れができなかった回答者に対し、その後の行動について調査を行ったところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」と半数以上(52%)が回答しており、経営者・個人事業主が自らの収入・給料を減らして事業を継続していることが判明。その他では「家族や親族から借りた」(41%)、「取引先への支払いを先送りした」(33%)、「税金や公共料金の支払いを先送りした」(27%)という回答が上位を占め、取引先等周囲に影響を及ぼす行動をとらざるを得ないことが分かった。

〈ヤミ金融被害状況〉

- 経営者・個人事業主の借入経験者では、約11%がヤミ金融利用経験者であり、うち4%は現在もヤミ金融被害にあっている。
- 利用したヤミ金融の数も「1社」が58%で、「複数(社)」が42%という結果であり、うち「5件以上」の回答も7%存在した。

平成 20 年度版

JFSA 白書

平成 21 年 3 月 31 日発行

発行 日本貸金業協会

住所 〒 108-0074 東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号 二葉高輪ビル3F

電話 03-5739-3011(代表)

ホームページ <http://www.j-fsa.or.jp>

